

足立区教育委員会会議録

会議名	平成28年第12回足立区教育委員会定例会					
開会月日	平成28年12月26日(月)	場所	教育委員会室			
会議時間	(開会) 午前・ 午後 5時00分		～	(閉会) 午前・ 午後 5時32分		
休憩時間	① (休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	② (休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	教育長	定野 司	出席	委員	杉田 直子	出席
	委員	小川 清美	出席	委員	小池 康之	出席
	委員	葉養 正明	出席	出席者5名、欠席者0名		
出席 議員 の 発言	宮本 博之	学校教育部長	出席	鳥山 高章	子ども家庭部長	出席
	杉岡 淳子	教育政策課長	出席	上遠野葉子	子ども政策課長	出席
	太田 照生	学校適正配置担当課長	出席	金子 俊之	待機児ゼロ対策担当課長	欠席
	向井 功至	学校経理課長	出席	松野 美幸	子ども施設整備課長	出席
	浮津 健史	教育指導課長	出席	森田 剛	子ども施設運営課長	出席
	斎藤 一裕	学校指導担当課長	出席	千ヶ崎嘉彦	子ども施設入園課長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	今井 伸幸	こども支援センターげんき所長	出席
	渡辺 隆史	学校改築担当課長	出席	西野 知之	教育相談課長	出席
	渡邊 勇	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	高橋 徹	こども家庭支援課長	出席
	須原 愛記	学力定着対策室長	出席	伊藤 良久	生涯学習振興公社事務局長	欠席
	森 太一	学力定着推進課長	出席	和泉 恭正	地域のちから推進部長	出席
	飯塚 尚美	就学前教育推進課長	出席			
書記	清水 均	庶務係長	栗原 威夫	庶務係主査	秋元 康裕	教育政策担当係長
	田巻 正義	教育政策担当係長	佐々木 直	教育政策担当係長	小室 晃	管理係長
傍聴者	2名					
会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。					

平成28年12月26日

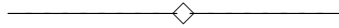
第12回足立区教育委員会定例会

午後5時開会

○教育長 ただいまから、本年第12回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

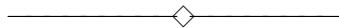
本日の出席委員数は、定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名に杉田委員、小池委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。



○教育長 それでは日程第1、第74号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第1、第74号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第74号議案について、和泉地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 それでは、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。「第74号議案説明資料」でございます。こちらにつきましては、足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則ということでございます。

改正の理由が3点ございまして、まず1点目が、東和地域学習センター大規模改修によりまして、第4学習室の廃止、レクリエーションホールができましたので、貸出施設のレイアウト変更というものがあります。その結果、料金変更があります。

それから(2)でございますが、付帯設備の16ミリ映写機については、老朽化に伴いまして廃止ということでございます。

それから(3)ですが、「教養室」という名称にしておりましたが、条例に合わせまして、「教養室(和室)」とい

う表記に変更をするという3点でございます。

主な改正内容ですけれども、施設使用料が第1学習室から記載のとおりでございます。

なお、4ページ以降に新旧対照表がついていますので、お目通しいただけたらと思います。

施行年月日は29年6月1日。

この後、区民委員会に報告しまして、区民の皆様へ周知を行っていく予定でございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第74号議案について、ご質問・ご意見がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

(なし)

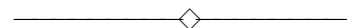
無いようですので、これより第74号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

和泉地域のちから推進部長はここで退席させていただきます。



○教育長 次に、日程第2、第75号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第75号議案 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第75号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 13ページをお開きいただきたいと思います。

います。第75号議案の説明資料でございます。

件名・所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

人事給与システムの入替に伴いまして、職員別給与簿を改める必要が生じたので、様式について一部改正を行うものでございます。

職員別給与簿につきましては前のページ、11ページにございます。こういったものに変えるというものでございます。

施行年月日につきましては平成29年1月1日でございます。

新旧対照表は14ページに記載のとおりでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第75号議案について、ご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

(なし)

無いようですので、これより第75号議案 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次の日程第3、第76号議案は足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きによる人事に関する件でありますので、非公開の会議といたしたいと思いません。

お諮りいたします、第76号議案につきまして非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、この第76議案については非公開とさせていただきます。

傍聴人の方は、大変申しわけありませんけれども、議場より退席をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人退場)



○教育長 これからご審議いただきます第76号議案の別添資料につきましては委員会終了後回収させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは日程第3、第76号議案を議題といたします。庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第76号議案 足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱について。

以上。

○教育長 第76号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは別添の資料の3ページをご覧くださいと思います。

件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

子ども施設の指定管理者の選定につきましては、審査会条例に基づきまして、精査等を行っているところでございますが、審査会の委員1名が退任されました。新たに審査会の委員を選出する必要がありますので、今回ご提出しています。

諮問予定につきましては記載の認可保育所、それから認証保育所をみずから整備し運営する事業者の選定、それから指定管理者の評価ということで諮問をさせていただきます。

委嘱する方でございますが、市村智さんで、民生・児童委員協議会の会長職務代理者でありますし、また人権擁護委員もされている方でございます。過去には教育委員会の元委員長をされていらっしゃいます。

委嘱期間でございますが、平成29年1月4日から平成29年3月31日までとなっております。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第76号議案について、ご質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

(なし)

無いようですので、これより第76号議案 足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

それでは、非公開の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方にお戻りいただくようにお伝えください。

◇
(傍聴人入場)

○教育長 それでは次に日程第4、教育長報告を議題といたします。

今回は先週閉会いたしました足立区議会第4回定例会での質疑について私から4点ご報告いたします。

まず1点目、学校の適正配置・適正規模についてのご質問です。

義務教育という大切な時期に適正な児童・生徒数の集団生活の中で、互いに認め合い、助け合い、競い合いながら成長できる教育環境を整えることが子どもたちの学力向上と人間力の育成の両面において大切なことである。学校規模を適正化しつつ、つまづきがあったり、学力定着度が十分でない児童・生徒に対しては個別指導など効果が発揮できる取り組みを併せて行っていくという適正規模の新基準についてのご答弁をさせていただいております。

2点目は、ICT教育環境の整備についてのご質問です。

現在、区内小中学校3校において、平成28年度東京都公立小中学校ICT教育環境整備支援事業の指定を受け、タブレットPC、電子黒板等の貸与、ICT支援員の派遣等により、ICT機器を活用した授業や学習支援のモデル事業を展開している。モデル事業終了となる平成29年7

月には貸与機器、支援員が引き上げられるが、区としては同等の環境を整備する方向で検討している。今後はモデル校3校での取り組みについて効果検証を行った上で教育振興計画に位置づけ、平成30年度を目途にICT整備計画を策定したいと考えている。このように答弁させていただいております。

3点目は育英資金についてです。今月から学識経験者も含めた育英資金検討委員会を設置し、保証人だけでなく、貸付条件である成績要件や貸付額も含め、今後の育英資金のあり方について総合的に検討していく。予定としては年度内に中間報告を、来年度第1四半期ごろまでには最終報告をまとめ、見直すべき項目は速やかに改善を行っていく。このように答弁しております。

最後に4つ目ですけれども、不登校児童・生徒に対するご質問です。八王子市立高尾山学園については実際に学園を見学し、不登校児童・生徒の学校への早急な復帰を目指すだけでなく、生徒の将来を見据え、さまざまな体験を重視した指導の重要性を感じたところである。今後不登校対策の検討の中でその設置の必要性について考えていく。

以上であります。

◇
○教育長 次に報告事項、各課からお願いします。ご質問等は全ての報告が終了してから一括して行うことといたします。よろしく願いいたします。

最初に①について、杉岡教育政策課長、お願いします。教育政策課長。

○教育政策課長 それでは、資料の15ページをご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

先般、教科書採択に係る教員等と教科書発行者との不適切な接触等に係る服務事故が、都内公立学校において発生しましたことを受けまして、28年3月31日に文科省より「教科書採択における公正確保の徹底等について」が発令されました。

これを受けまして、東京都教育委員会に関しても利害関係者との接触に関する指針を改正いたしました。これを

受けまして、足立区教育委員会としましても、新たに指針の制定をしたところでございます。

1番、2番は記載のとおりでございます。

3番、本指針の適用対象となる職員でございますけれども、東京都教育委員会におきましては、対象者は都立学校職員でございますので、それ以外にかかわる足立区立学校職員等々、記載のとおりが対象となっております。

4番、主な内容は記載のとおりでございます。

5番、施行年月日、平成29年2月1日でございます。

今後の方針としましては、この指針に基づき、1月の定例校長会で報告をしまして、区立小中学校の職員の1人1人にきちんと周知徹底を図るとともに、本指針をホームページで公表させていただき次第でございます。

16ページ以降は、関する指針をつけさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 続いて、②について、太田学校適正配置担当課長をお願いします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 資料の20ページをご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

上沼田中学校と江北中学校の統合新校の校歌が完成いたしましたのでご報告いたします。

校歌のほう、作詞・作曲は福田洋介先生という、東邦音楽大学の特任准教授であります。また、福田先生につきましては、2008年に江北で開催されたふれあいコンサートで高野小の金管バンド、また上沼田中の吹奏楽部に「虹をわたる翼」という曲の楽曲を提供してございます。大変すばらしい校歌が完成いたしました。

また、(2) 統合地域協議会の開催状況ということで、記載のとおり、来年2月9日に第16回統合地域協議会、最終回になりますが、予定してございます。

今後の方針ですが、統合に向けたさまざまな課題につきましては、具体的な検討を今後も進めていくということでございます。

報告は以上でございます。

○教育長 次に③について、森学力定着推進課長、お願いします。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 報告資料の21ページをご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

このたび今後の英語基礎力の定着や小学校の英語の必修化・教科化への対応を見据えまして、外国語学部を有する明海大学との連携協力協定を結びまして、今後の足立区の英語・外国語活動の充実に向けた施策・事業の充実を図ることにいたしましたので、そのご報告でございます。

協定先につきましては、明海大学。千葉県浦安市にございます。

協定内容といたしましては、(1)から(6)、教科としての英語及び外国語活動の充実と支援に関すること等について結びます。これに基づきまして、3に記載の事業を予定してございます。

平成28年度、来年の3月まででございますけれども、連携モデル校を設置いたしまして、英語の意識調査の実施、分析、それから授業の支援を行います。さらには外国人留学生との交流学习を予定しているところでございます。

協定調印式については、29年1月11日、明海大学の浦安キャンパスで締結いたします。

なお、協定の有効期間ですけれども、平成30年度末までということで、以降1年ごとに更新することとなっております。

私からは以上でございます。

○教育長 続いて④について、上遠野子ども政策課長、お願いします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長 資料の22ページをご覧ください。件名、所管部課名については記載のとおりでございます。

足立区子ども・子育て支援事業計画(素案)につきまして、パブリックコメントを実施いたしましたので、その結果のご報告となります。

パブリックコメントの実施期間は11月9日から12月8日まで。ご意見が5名様から全体で24件ほど寄せられたところでございます。

本日は別添資料1を席上に配付させていただいておりますけれども、こちらがその24項目をまとめさせていただいたものでございます。

全体では大きく8項目に区分されております。例えばこの別添資料1の1ページの2番のところですが、まず計画の内容に関するところというところで全体で8項目のご意見が寄せられております。

この中で特に計画の中に反映することとした意見というところで、まず1ページのNo.2の学童保育あるいは放課後子ども教室に関するところに関しましては、アンダーラインを記載させていただきました部分を加えさせていただきたいと考えているところでございます。

また、3ページになりますが保育の質に関するところのご意見を2点ほど頂戴いたしました。こちらにつきましては前回ご提示いたしました素案でこの保育の質の部分に関する記述が漏れておりましたので、そこに関してはもう1つ配らせていただいております別添2の58ページ、それから66ページというあたりに記載を加えさせていただいております。58ページ上側の「◆ 保育施設の整備に伴う保育の質の維持・向上」という項目と、それから66ページにはトピックス的な形で現在策定を進めております足立区保育の質ガイドラインの記述を加えさせていただいているものでございます。

それからあとは、こちらにいただいたご質問に対する区のお考え方は記載のとおりですので、後ほどご確認をいただければと思います。

別添2の本編も前回素案でお示しました段階から大分まとまってまいりましたので、何点か概要をご紹介しますと、例えば30ページにございます成果指標のところなのですが、前回この計画全体の成果指標として、1番の、まず子どもたちに関する部分では、自分にはよいところがあると思う子どもの割合、自己肯定感、こちらを成果指標1とさせていただいて、成果指標2で子育てを楽しんでいる保護者の割合というような形を上げさせていただいておりました。

この2番の、楽しいと感じる保護者の割合なのですが、子ども専門部会の委員さんからのご意見もございまして、よいと感じる保護者の割合だけでなく、逆に子育てを辛いと感じている、そこに関する指標もやはり確認をしておいたほうがいいのか、いいと感じる人ばかりではなくて、悪いと思う人もいる、いいと感じる人は増えればいいし、悪いと思う方はそこを低減していくような、

そういう把握の仕方をしたほうがいいのかというご意見を頂戴いたしましたので、こちらに関してはよいと感じる割合と、あとつらいと感じる割合の両方を併記させていただいております。

以降、それぞれ各事業ごとの項目につきましては、前回の素案の段階ではまだ指標が入っておりませんでしたけれども、今回は各事業ごとに、とりあえず指標を入れさせていただいております。まだ一部指標がまとまっていない事業も若干ございますが、そちらにつきましては今後加えさせていただきたいと思っております。

こちら定例会の報告資料に戻っていただきまして22ページでございます。

2番の「今後の方針」といたしまして、こちらのパブリックコメントあるいは子ども支援専門部会の委員からのご意見等を踏まえて、事業計画を確定させていきたいと考えております。

3番の「今後のスケジュール」でございますが、年明け1月23日には議会の文教委員会へこのパブリックコメントの実施結果について報告をする予定となっております。そして2月21日の教育委員会定例会で最終的にこちら子ども・子育て支援事業計画の案をご提案させていただいて、決定をしていただければと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○教育長 次に⑤について、松野子ども施設整備課長、お願いします。

子ども施設整備課長。

○子ども施設整備課長 23ページをお開きくださいませ。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

民間保育所をみずから整備して30年4月1日に開設、運営する事業者につきまして審査会の諮問を受けまして、委託先を選定いたしましたので、ご報告です。

選定日は28年12月9日の金曜日でございます。

選定につきましては、東和・中川地域と中央本町地域で1事業者ずつ選定を行いました。

結果でございますけれども、2番になります。

東和・中川地域につきましては、トイレの配置など図面の再検討が必要ということで、次の審査会で改めて判定するということになりましたので、今回は見送りということ

にさせていただきます。

24ページに中央本町地域の記載をさせていただいております。

こちらは株式会社モード・プランニング・ジャパン、中央区に本社がある事業者でございます。既に認可保育園等を運営している事業者でございます。

場所は中央本町五丁目1番ということで、この区役所からちょっと北上しまして初めての交差点のところの角にできるという予定になってございます。

審査の評価項目は次の25ページに審査内容とともに記載をさせていただいております。

今後の方針でございますが、議会にご報告しておりますが、地元の町会・自治会それから事業者さんをお引き合わせしまして、まず地元の理解を得て、今後の住民説明会なども行っていきながら、30年4月の開設に向けて取り組んでいきたいと存じます。

以上です。

○教育長 次に⑥について、森田子ども施設運営課長、お願いします。

子ども施設運営課長。

○子ども政策課長 では26ページをご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区内の小規模保育施設5施設及び家庭的保育事業者10名に対しまして、子ども・子育て支援法に基づく指導検査を実施しましたので報告するものでございます。

1番の「検査結果」でございますが、表に記載のとおり、今回、いずれも文書指摘はございませんでした。助言事項としましてはそこに記載のとおりのものでございますが、既に是正されております。

2番の「平成29年度の予定」でございますが、[指導検査]及び[立会支援]で記載の予定がでございます。

今後の方針でございますが、実施結果につきましては各事業者の全体会におきましてこの助言事項等もフィードバックして周知してまいりたいと考えています。

また、1月の議会に報告いたしまして、今年度中に区のホームページで結果を公表する予定でございます。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。

以上6件、報告がありましたけれども、これらについて

各委員からご質疑・ご意見がありましたらお願いいたします。何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員 明海大学との連携協力に関する協定締結について、3番の「今後予定している事業」の(2)「教員の英語・英語指導力の向上研修への協力」ということで、ぜひお願いしたいなと思います。

足立区の学力調査でも英語の学力が数学や国語に比べて低いということと、それから私、中学校の授業を視察させていただいて、同じ学校の同じ英語の授業なのに、教員によってやはり指導力に差があると思います。やはりこの教員研修を通して、各学校の先生方の授業力を上げていただきたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○教育長 要望でよろしいですか。

○小池委員 はい。

○教育長 ほかいかがですか。

葉養委員。

○葉養委員 同じ箇所なのですが、報道だと2018年度から英語科の教科化については前倒し実施ができると日経新聞に載っていました。実際にそうなるのかどうかということも含めて、準備がどの程度進捗しているか。

小学校長会と懇談会をやったときに、私がついたグループの校長先生方にその時数をどこで確保するのですかというように話をしましたら、1人の校長先生は、文科省が言っているように、15分掛ける3イコール45分、そこで1コマとるという発想は全く机上の空論だと思うという話をされておりました。週2時間ぐらいですよ、大体。文科省が想定しているのが2時間ぐらいだと思うのですけれども。

その日経新聞に流れている2018年度から前倒し実施ができるという報道の確かさも含めて、教えていただければと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 前回の校長会において、中学年において外国語活動の実施についてご説明をさせていただきました。

モジュールに関しては、教育課程の編成権は校長先生にございますけれども、やはりモジュールで15分単位で授業を進めるというのは、なかなか厳しいだろうということでは英語の検討委員会でも出ておりますので、基本は余剰の

時間を最初は使わせていただいて、20時間程度を取り始めていく。そういうことを先に進めていくことで、あとは先ほどのお話にもありました教員の指導力を向上させていくということですので、既に来年から計画的に、中学年の外国語活動から進めていくというところで、今そういう準備を進めているところでございます。

○教育長 学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 併せまして、先生にご指摘いただきました2020年度までの学習指導要領の完全実施に向けて、私どもからは、今、外国語活動アドバイザーがそれぞれの担任の先生と一緒に英語の授業をしながら教員の指導力を鍛えているわけですが、それを2020年までに段階的に今の2倍、3倍にしながら、その体制を整えて2020年を迎える。そんな段階になってございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

葉養委員。

○葉養委員 日経新聞の報道でちょっと理解できないところがあって。2018年度実施ということは検定教科書が用意されていないといけませんよね。そうすると2017年度に教科書採択ということをやらないと多分スケジュール的には2018年度実施にはならないのではないかと単純に思うのですが、実際にどういう道筋を文科省本省は考えておられるのか、もし情報がありましたら教えてほしいということと、これはやっぱり特別な先生を配当するという事ではないですよね。だから現在配置されている学校の先生、5年生・6年生の担任の先生が基本的には指導する。もちろんALTとかの活用を図るとしても、多分授業のコントロール権というのは教員免許を持っている市教員しか法律上はできないので、そうすると小学校69校の5年生・6年生の担任の力というのが相当必要になっていくと思うのですが、対応の進捗が早いとか、それも含めて教えていただきたい。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 先生ももうご存じのお話で言っていると思うのですが、教科書はまだ何も出ておりませんので、それは当然、文科省、東京都から指示が出て、それをもとに教科書採択を進めるということでございます。

ただ、当然ながら学力定着のほうもやはり5・6年の教

員を中心に力がないと授業ができませんので、そういう点では英語の分科会であったり、区小研、区中研が英語に関して合同で研究をしておりますので、そういう形で進めさせていただきます。

特にまた外国語活動に関しても、これは区小研等でお力のある先生がたくさん今育ってきております。ただ、英語に関してはただ英語を覚えるということではありませんので、会話等については、これは区としても研究をして、早い段階で先生方に研修の機会を設けていきたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

無いようでしたら、以上で報告事項を終了いたします。全体を通して何かありますか。よろしいですか。

(なし)

無いようでしたら、以上をもちまして本年第12回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時32分開会

平成28年第12回
足立区教育委員会定例会

日時 平成28年12月26日 月曜日 午後5時開議
会場 教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第1	第74号議案	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	1
日程第2	第75号議案	足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
日程第3	第76号議案	足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱について	別冊
日程第4		教育長報告	

2 報告事項

- ① 足立区教育委員会事務局職員の利害関係者との接触に関する指針の制定について
《杉岡 教育政策課長》…15
- ② 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について
《太田 学校適正配置担当課長》…20
- ③ 明海大学との連携協力に関する協定締結について
《森 学力定着推進課長》…21
- ④ 足立区子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について
《上遠野 子ども政策課長》及び別添…22
- ⑤ 民設民営による認可保育所の運営予定事業者の選定について
《松野 子ども施設整備課長》…23
- ⑥ 特定教育・保育施設に対する指導検査の実施結果について
《森田 子ども施設運営課長》…26

3 情報連絡事項

- ① 事業実施報告・実施予定 [青少年課]…27
- ② 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社]…30

第74号議案

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成28年12月26日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
足立区地域学習センター条例施行規則（平成13年足立区教育委員会
規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1、施設使用料の項中「東和地域学習センター」について、
次のように改める。

別表第1（第5条関係）

1 施設使用料

名称	施設名	午前	午後	夜間	
東和地域学 習センター	第1学習室	1,100	1,400	1,700	
	第2学習室	1,100	1,400	1,700	
	第3学習室	1,100	1,400	1,700	
	教養室（和室）	1,100	1,400	1,700	
	料理室	2,500	3,000	3,700	
			午前	午後1	午後2
	レクリエーション ホール	2,100	2,700	2,700	3,100

別表第1の1、施設使用料の項中「教養室」を、「教養室（和室）」
に改める。

別表第1の2、付帯設備の項中「16ミリ映写機」の項目を削除する。

付 則

- 1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後の東和地域学

習センターのレクリエーションホールの使用に係る使用の申請、承認その他の使用に関する手続については、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

(提案理由)

東和地域学習センター大規模改修工事実施による貸出施設の変更、及び施設付帯設備の見直しに伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 7 4 号 議 案 説 明 資 料

平成28年12月26日

件 名	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則																																											
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課																																											
内 容	<p>1. 改正の理由</p> <p>(1) 東和地域学習センター大規模改修工事の実施に伴い、第4学習室の廃止、レクリエーションホールの追加を行う。また、貸出施設のレイアウト変更に伴い、各学習室の料金変更を行う。</p> <p>(2) 付帯設備としていた16ミリ映写機について、老朽化に伴い、使用の廃止をする。</p> <p>(3) 「教養室」の名称について、条例に合わせるため、「教養室(和室)」に表記を変更をする。</p> <p>2. 主な改正内容(詳細は、別紙・新旧対照表のとおり)</p> <p>別表第1の1、施設使用料の項中「東和地域学習センター」について、次のように改める。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <p style="padding-left: 20px;">1 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">午前</th> <th style="width: 15%;">午後</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1学習室</td> <td style="text-align: center;">1, 100</td> <td style="text-align: center;">1, 400</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1, 700</td> </tr> <tr> <td>第2学習室</td> <td style="text-align: center;">1, 100</td> <td style="text-align: center;">1, 400</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1, 700</td> </tr> <tr> <td>第3学習室</td> <td style="text-align: center;">1, 100</td> <td style="text-align: center;">1, 400</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1, 700</td> </tr> <tr> <td>教養室(和室)</td> <td style="text-align: center;">1, 100</td> <td style="text-align: center;">1, 400</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1, 700</td> </tr> <tr> <td>料理室</td> <td style="text-align: center;">2, 500</td> <td style="text-align: center;">3, 000</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">3, 700</td> </tr> <tr> <td></td> <th style="width: 15%;">午前</th> <th style="width: 15%;">午後1</th> <th style="width: 15%;">午後2</th> <th style="width: 15%;">夜間</th> </tr> <tr> <td>レクリエーションホール</td> <td style="text-align: center;">2, 100</td> <td style="text-align: center;">2, 700</td> <td style="text-align: center;">2, 700</td> <td style="text-align: center;">3, 100</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 施行年月日</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年6月1日</p>					午前	午後	夜間		第1学習室	1, 100	1, 400	1, 700		第2学習室	1, 100	1, 400	1, 700		第3学習室	1, 100	1, 400	1, 700		教養室(和室)	1, 100	1, 400	1, 700		料理室	2, 500	3, 000	3, 700			午前	午後1	午後2	夜間	レクリエーションホール	2, 100	2, 700	2, 700	3, 100
	午前	午後	夜間																																									
第1学習室	1, 100	1, 400	1, 700																																									
第2学習室	1, 100	1, 400	1, 700																																									
第3学習室	1, 100	1, 400	1, 700																																									
教養室(和室)	1, 100	1, 400	1, 700																																									
料理室	2, 500	3, 000	3, 700																																									
	午前	午後1	午後2	夜間																																								
レクリエーションホール	2, 100	2, 700	2, 700	3, 100																																								
今後の方針	平成29年1月閉会中における区民委員会にて報告する。また、各利用者・団体に対し各施設窓口で案内を行うとともに、ホームページで区民周知を行う。																																											

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前		改正後																																																																																					
<p>○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年3月30日教育委員会規則第17号</p> <p>付 則 (省略)</p> <p>1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後の東和地域学習センターのレクリエーションホールの使用に係る使用の申請、承認その他の使用に関する手続については、この規則の施行の日前においても、行うことができる。</p>	<p>○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年3月30日教育委員会規則第17号</p> <p>付 則 (省略)</p> <p>1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後の東和地域学習センターのレクリエーションホールの使用に係る使用の申請、承認その他の使用に関する手続については、この規則の施行の日前においても、行うことができる。</p>	<p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">竹の塚地第1学習室</td> <td rowspan="2">第1学習室</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域学習センター</td> <td rowspan="2">第2学習室</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ホール</td> <td rowspan="2">ホール(平日)</td> <td>5,100</td> <td>10,100</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td>6,900</td> <td>13,000</td> <td>19,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ホール</td> <td rowspan="2">ホール(土曜・日曜・休日)</td> <td>6,900</td> <td>13,000</td> <td>19,700</td> </tr> <tr> <td>6,900</td> <td>13,000</td> <td>19,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">レクリエーション</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	午前	午後	夜間	竹の塚地第1学習室	第1学習室	1,100	1,400	1,700	1,100	1,400	1,700	地域学習センター	第2学習室	1,100	1,400	1,700	1,100	1,400	1,700	ホール	ホール(平日)	5,100	10,100	15,200	6,900	13,000	19,700	ホール	ホール(土曜・日曜・休日)	6,900	13,000	19,700	6,900	13,000	19,700	レクリエーション		2,400	3,000	3,600	<p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">竹の塚地第1学習室</td> <td rowspan="2">第1学習室</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域学習センター</td> <td rowspan="2">第2学習室</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ホール</td> <td rowspan="2">ホール(平日)</td> <td>5,100</td> <td>10,100</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td>6,900</td> <td>13,000</td> <td>19,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ホール</td> <td rowspan="2">ホール(土曜・日曜・休日)</td> <td>6,900</td> <td>13,000</td> <td>19,700</td> </tr> <tr> <td>6,900</td> <td>13,000</td> <td>19,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">レクリエーション</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	午前	午後	夜間	竹の塚地第1学習室	第1学習室	1,100	1,400	1,700	1,100	1,400	1,700	地域学習センター	第2学習室	1,100	1,400	1,700	1,100	1,400	1,700	ホール	ホール(平日)	5,100	10,100	15,200	6,900	13,000	19,700	ホール	ホール(土曜・日曜・休日)	6,900	13,000	19,700	6,900	13,000	19,700	レクリエーション		2,400	3,000	3,600
名称	施設名	午前	午後	夜間																																																																																			
竹の塚地第1学習室	第1学習室	1,100	1,400	1,700																																																																																			
		1,100	1,400	1,700																																																																																			
地域学習センター	第2学習室	1,100	1,400	1,700																																																																																			
		1,100	1,400	1,700																																																																																			
ホール	ホール(平日)	5,100	10,100	15,200																																																																																			
		6,900	13,000	19,700																																																																																			
ホール	ホール(土曜・日曜・休日)	6,900	13,000	19,700																																																																																			
		6,900	13,000	19,700																																																																																			
レクリエーション		2,400	3,000	3,600																																																																																			
名称	施設名	午前	午後	夜間																																																																																			
竹の塚地第1学習室	第1学習室	1,100	1,400	1,700																																																																																			
		1,100	1,400	1,700																																																																																			
地域学習センター	第2学習室	1,100	1,400	1,700																																																																																			
		1,100	1,400	1,700																																																																																			
ホール	ホール(平日)	5,100	10,100	15,200																																																																																			
		6,900	13,000	19,700																																																																																			
ホール	ホール(土曜・日曜・休日)	6,900	13,000	19,700																																																																																			
		6,900	13,000	19,700																																																																																			
レクリエーション		2,400	3,000	3,600																																																																																			

改正前

	ンホール	午前		午後		夜間
		午前	午後	午後1	午後2	
中央本町 地域学習 センター	第1学習室	1,600	2,000			2,500
	第2学習室	1,100	1,400			1,700
	教養室	1,100	1,400			1,700
	工作室	1,100	1,400			1,700
	音楽室	1,100	1,400			1,700
	レクリエーシヨ ンホール	午前 2,400	午後 3,000	午後1 3,000	午後2 3,000	夜間 3,600
東和地域 学習セン ター	第1学習室	1,600	2,000			2,500
	第2学習室	1,600	2,000			2,500
	第3学習室	1,600	2,000			2,500
	第4学習室	1,600	2,000			2,500
	教養室	1,100	1,400			1,700
	料理室	2,500	3,000			3,700

	ンホール	午前		午後		夜間
		午前	午後	午後1	午後2	
佐野地域 学習セン ター	第1学習室	1,100	1,400			1,700
	第2学習室	1,100	1,400			1,700
	教養室	1,100	1,400			1,700
	レクリエーシヨ ンホール	午前 2,100	午後 2,700	午後1 2,700	午後2 2,700	夜間 3,100

改正後

	ンホール	午前		午後		夜間
		午前	午後	午後1	午後2	
中央本町 地域学習 センター	第1学習室	1,600	2,000			2,500
	第2学習室	1,100	1,400			1,700
	教養室(和室)	1,100	1,400			1,700
	工作室	1,100	1,400			1,700
	音楽室	1,100	1,400			1,700
	レクリエーシヨ ンホール	午前 2,400	午後 3,000	午後1 3,000	午後2 3,000	夜間 3,600
東和地域 学習セン ター	第1学習室	1,100	1,400			1,700
	第2学習室	1,100	1,400			1,700
	第3学習室	1,100	1,400			1,700
	教養室(和室)	1,100	1,400			1,700
	料理室	2,500	3,000			3,700
	レクリエーシヨ ンホール	午前 2,100	午後 2,700	午後1 2,700	午後2 2,700	夜間 3,100
佐野地域 学習セン ター	第1学習室	1,100	1,400			1,700
	第2学習室	1,100	1,400			1,700
	教養室(和室)	1,100	1,400			1,700
	レクリエーシヨ ンホール	午前 2,100	午後 2,700	午後1 2,700	午後2 2,700	夜間 3,100

		改正前				改正後			
舎人地域	学習センター	午前	午後	夜間	舎人地域	学習センター	午前	午後	夜間
舎人地域	第1学習室	1,600	2,000	2,500	舎人地域	第1学習室	1,600	2,000	2,500
	第2学習室	1,600	2,000	2,500		第2学習室	1,600	2,000	2,500
	教養室	1,600	2,000	2,500		教養室(和室)	1,600	2,000	2,500
	レクリエーションホール	午前 2,400	午後 3,000	夜間 3,600		レクリエーションホール	午前 2,400	午後 3,000	夜間 3,600
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
保塚地域	第1学習室	1,600	2,000	2,500	保塚地域	第1学習室	1,600	2,000	2,500
	第2学習室	1,600	2,000	2,500		第2学習室	1,600	2,000	2,500
	教養室	1,100	1,400	1,700		教養室(和室)	1,100	1,400	1,700
	レクリエーションホール	午前 2,100	午後 2,700	夜間 3,100		レクリエーションホール	午前 2,100	午後 2,700	夜間 3,100
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
江北地域	第1学習室	1,600	2,000	2,500	江北地域	第1学習室	1,600	2,000	2,500
	第2学習室	1,100	1,400	1,700		第2学習室	1,100	1,400	1,700
	教養室	1,600	2,000	2,500		教養室(和室)	1,600	2,000	2,500
	レクリエーションホール	午前 2,100	午後 2,700	夜間 3,100		レクリエーションホール	午前 2,100	午後 2,700	夜間 3,100
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
新田地域	第1学習室	2,100	2,700	3,300	新田地域	第1学習室	2,100	2,700	3,300
	第2学習室	2,100	2,700	3,300		第2学習室	2,100	2,700	3,300
	第3学習室	1,600	2,000	2,500		第3学習室	1,600	2,000	2,500
	教養室	1,600	2,000	2,500		教養室(和室)	1,600	2,000	2,500
	料理室	2,500	3,000	3,700		料理室	2,500	3,000	3,700

		改正前				改正後			
		午前	午後1	午後2	夜間	午前	午後1	午後2	夜間
興本地域 学習センター	レクリエーションホール	2,400	3,000	3,000	3,600	2,400	3,000	3,000	3,600
		午前	午後	午後	夜間	午前	午後	午後	夜間
	第1学習室	1,600		2,000	2,500	1,600		2,000	2,500
	第2学習室	1,100		1,400	1,700	1,100		1,400	1,700
	教養室(和室)	1,600		2,000	2,500	1,600		2,000	2,500
伊興地域 学習センター	レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100	2,100	2,700	2,700	3,100
		午前	午後1	午後2	夜間	午前	午後1	午後2	夜間
	第1学習室	1,100		1,400	1,700	1,100		1,400	1,700
	第2学習室	1,100		1,400	1,700	1,100		1,400	1,700
	教養室	1,100		1,400	1,700	1,100		1,400	1,700
鹿浜地域 学習センター	レクリエーションホール	2,700	3,500	3,500	4,100	2,700	3,500	3,500	4,100
		午前	午後1	午後2	夜間	午前	午後1	午後2	夜間
	第1学習室	1,100		1,400	1,700	1,100		1,400	1,700
	第2学習室	1,100		1,400	1,700	1,100		1,400	1,700
	教養室	1,100		1,400	1,700	1,100		1,400	1,700
梅田地域 学習センター	レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100	2,100	2,700	2,700	3,100
		午前	午後1	午後2	夜間	午前	午後1	午後2	夜間
	第1学習室	2,100		2,700	3,300	2,100		2,700	3,300
	第2学習室	1,600		2,000	2,500	1,600		2,000	2,500
		午前	午後	午後	夜間	午前	午後	午後	夜間

改正前

花畑地域 学習センター	第3学習室	1,100	1,400	1,700
	第4学習室	1,100	1,400	1,700
	教養室	1,600	2,000	2,500
	工作室	2,100	2,700	3,300
	ホール (平日)	4,500	6,100	9,100
	ホール (土曜・日曜・休日)	6,700	9,100	12,100
	ホール レク用	3,700	5,300	6,400
	会議室	1,100	1,400	1,700
	料理室	3,600	4,500	5,500
		午前	午後	夜間
	第1学習室	1,600	2,000	2,500
	第2学習室	1,600	2,000	2,500
	第3学習室	1,100	1,400	1,700
	教養室	1,100	1,400	1,700
工作室	1,600	2,000	2,500	
料理室	2,500	3,000	3,700	
	午前	午後1	午後2	夜間
レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100

備考 梅田地域学習センターの第3学習室及び第4学習室を同一使用区分に同時に使用する場合は、第2学習室の使用料を適用する。

改正後

花畑地域 学習センター	第3学習室	1,100	1,400	1,700
	第4学習室	1,100	1,400	1,700
	教養室(和室)	1,600	2,000	2,500
	工作室	2,100	2,700	3,300
	ホール (平日)	4,500	6,100	9,100
	ホール (土曜・日曜・休日)	6,700	9,100	12,100
	ホール レク用	3,700	5,300	6,400
	会議室	1,100	1,400	1,700
	料理室	3,600	4,500	5,500
		午前	午後	夜間
	第1学習室	1,600	2,000	2,500
	第2学習室	1,600	2,000	2,500
	第3学習室	1,100	1,400	1,700
	教養室(和室)	1,100	1,400	1,700
工作室	1,600	2,000	2,500	
料理室	2,500	3,000	3,700	
	午前	午後1	午後2	夜間
レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100

備考 梅田地域学習センターの第3学習室及び第4学習室を同一使用区分に同時に使用する場合は、第2学習室の使用料を適用する。

改正前		改正後	
2 付帯設備		2 付帯設備	
種別	使用単位	種別	使用単位
16ミリ映写機	5巻以内 1回 5巻を超える 1巻につき	(削除)	
	金額		金額
	1,200円 100円		

第 7 5 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 1 2 年足立
区教育委員会規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号を次のように改める。

付 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(提案理由)

職員別給与簿を改める必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 7 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課
内 容	<p>人事給与システムの入れ替えに伴い、職員別給与簿を改める必要が生じたため、様式について一部改定を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正の概要 職員別給与簿の改定を行う。 2 施行年月日 平成 2 9 年 1 月 1 日 3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（抄）

改正前	改正後
<p>別記様式第1号（第6条関係） （省略）</p>	<p>別記様式第1号（第6条関係） （省略）</p> <p>付 則（平成28年 月 日教委規則第 号） この規則は、平成29年1月1日から施行する。</p>

教 育 委 員 会 報 告

平成28年12月26日

件 名	足立区教育委員会事務局職員の利害関係者との接触に関する指針の制定について
所管部課名	学校教育部 教育政策課、教育指導課
内 容	<p>教科書採択に係る教員等と教科書発行者との不適切な接触等に係る服務事故が、都内公立学校において発生したこと、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知）が発出されたこと、東京都教育委員会が利害関係者との接触に関する指針を改正したこと等を受けて、以下のとおり「足立区教育委員会事務局職員の利害関係者との接触に関する指針」（別紙）を制定したので報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 制定した指針 「足立区教育委員会事務局職員の利害関係者との接触に関する指針」（28足教学教発第2136号 平成28年12月16日教育長決定） 2 制定した目的 教科書採択の公正性・透明性を確保するとともに、職員の服務規律の一層の厳正を図るため。 3 本指針の適用対象となる職員 <ol style="list-style-type: none"> (1) 足立区立小・中学校に勤務する都費負担の教職員 (2) 足立区教育委員会事務局に勤務する都費負担の指導主事及び教員 (3) 東京都教育委員会との協定に基づき、足立区教育委員会に勤務する指導主事 (4) 足立区教育委員会非常勤職員規則（平成24年教育委員会規則第4号）に基づき、雇用されている職員 4 主な内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利害関係者との接触に関する職員の遵守事項 (2) 利害関係者との接触についての原則（禁止事項）とその例外 (3) 教科書会社又は教材会社との接触について (4) 職員が教科書作成等に従事することについて (5) 教科書・教師用指導書・教材以外の原稿の執筆について 5 施行年月日 平成29年2月1日
今後の方針	1月の定例校長会で報告し、区立小中学校教職員等への周知徹底を図るとともに、本指針をホームページ上で公表する。

制定 平成28年12月16日教育長決定

1 定義

- (1) 利害関係者とは、児童・生徒、保護者並びに職員の職務（許可、検査、補助金の交付、各種選考、工事の請負、各種委託、物品の購入、教科書採択、教材選定等）に利害関係を有する団体及び個人をいう。
- (2) 職員とは、常勤・非常勤問わず次に掲げる教職員をいう。
 - ア 足立区立小・中学校に勤務する都費負担の教職員
 - イ 足立区教育委員会事務局に勤務する都費負担の指導主事及び教員
 - ウ 東京都教育委員会との協定に基づき、足立区教育委員会に勤務する指導主事
 - エ 足立区教育委員会非常勤職員規則（平成24年教育委員会規則第4号）に基づき、雇用されている職員

2 利害関係者の範囲

- (1) 職員の異動前の利害関係者は、当該異動の日から起算して3年間は当該職員の利害関係者とみなす。
- (2) 自らの地位等の客観的な事情から事実上の影響力を他の職員に及ぼし得る職員（以下「当該職員」という。）においては、当該他の職員の利害関係者は、当該職員の利害関係者とみなす（自己の利益を図ることを目的として、当該職員と接触していることが明らかな場合に限る。）。

3 利害関係者との接触に関する職員の遵守事項

(1) 職員の遵守事項

- ア 職員は、職務上利害関係者と接触するに当たっては、公務員としての自覚を持って接触し、職務上特に必要がある場合を除き、複数の職員で応対するとともに、密室での接触を避ける等場所その他の環境に十分配慮すること。
- イ 職員は、やむを得ず単独で職務上利害関係者と接触（相談を含む。）する場合には、上司に事前及び事後の報告をすること。

(2) 管理監督者の遵守事項

職員を管理又は監督する地位にある者は、利害関係者がみだりに執務室内に立ち入らないよう入室制限を行うなど、必要な措置を講じること。また、職員と利害関係者が、公開で打ち合わせることのできる場所を確保するなど、室内配置や環境整備に努めること。

4 利害関係者との接触についての原則（禁止事項）

職員は、利害関係者との間で、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれのあるものとして、次に掲げる行為（家族、友人等の個人的関係に基づく私生活面における行為で職務に関係のない行為を除く。）をしてはならない。

ただし、次に掲げる行為については、5により上司の承認を得た場合はこの限りでない。

- (1) 会食(パーティーを含む。)をすること。
- (2) 遊技、スポーツ又は旅行をすること。
- (3) 金銭、物品(せん別、祝儀、香典、供花その他これに類するものを含む。)及び不動産の贈与を受けること。
- (4) 金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子又は利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
- (5) 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (6) 無償で役務の提供を受けること。
- (7) 未公開株式を譲り受けること。
- (8) 供応接待を受けること。
- (9) その他一切の利益や便益の供与を受けること(社会一般の接遇として容認される湯茶の提供を除く。)
- (10) 利害関係者をして、第三者に対し、上記(1)から(9)までに掲げる行為をさせること。

5 上司の承認を得ることができる場合(上記4の例外)

上司の承認を得ることができる場合は、次に掲げる行為に該当し、かつ、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれがないと判断した場合に限る。なお、上司が承認する場合には、当該職員に対して学校職員服務取扱規程(平成12年教育委員会訓令甲第7号)の趣旨に反することのないよう、改めて注意を喚起しなければならない。

- (1) 会食(パーティーを含む。)
 - ア 職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を支払う場合
(正当な対価を支払う場合でも、打合せ等の業務終了後に、場所を変えて会食する等の場合は、職務上の必要性は認められない。)
 - イ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合
 - ウ PTAの公式的な行事に出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合
- (2) 遊技、スポーツ又は旅行
 - ア 職務として児童・生徒を引率する場合(遠足、修学旅行、移動教室、部活動等)
 - イ その他職務上の必要性から利害関係者と旅行(出張)する場合
(生徒引率の事前準備のための視察等職務上必要性がある場合でも、利害関係者の勧誘、あっせん、案内により旅行(出張)する場合は、職務執行の公正さに対する都民の信頼を損なうおそれがあるもので認められない。)
 - ウ PTAの行事で旅行に参加する場合
- (3) 物品の受領
以下の物品を利害関係者から受領する場合

ア 広く配布される宣伝広告用の物品で、一個人としてではなく組織として受け取る場合で、社会通念上許される範囲のもの(カレンダー、手帳、ボールペン等)

イ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で出席者全員に配布される記念品(社会通念上許される範囲のものに限る。)

(4) その他の利益や便益の供与

ア 出張の際に、用務地の事情や職務上の必要性からやむを得ず利害関係者の提供する自動車を利用する場合

イ 職務上の必要からやむを得ず利害関係者の所有する物品を借用したり、利用する場合(筆記用具を借りる、コピー機を利用する等)

6 事前に上司の承認を得られなかった場合

(1) 職員は、やむを得ない事情により、事前に上司の承認を得られなかった場合には、事後、速やかに上司に報告し、承認を得なければならない。

(2) 職員は、やむを得ない事情により、4に掲げる禁止事項(上司が承認できる場合を除く。)に該当した場合は、速やかに上司に報告するとともに、職務の執行の公正を確保するため、迅速かつ適切に、次に掲げるような対応をとらなければならない。

なお、報告を受けた上司は、その履行状況を確認しなければならない。

ア 職員の自宅等に利害関係者から金銭や物品が持参又は送付された場合は、当該金銭や物品を速やかに返却し、その証拠を上司に提出する。さらに、送り主に対し、今後、職員には金銭やいかなる物品も送ることのないよう連絡する。

イ 食事の提供を受けて正当な対価を支払わなかった場合や、タクシーに同乗するなど役務の提供を受け、応分の料金負担をしなかった場合は、正当な対価や応分の料金を確実に支払い、その証拠を上司に提出する。

7 官公庁職員との接触について

職員が、官公庁(国、他の地方公共団体及び区が出資その他の方法で助成する団体等)の職員と接触する場合については、職務上の必要に留意しつつ、この指針を準用する。

8 教科書会社又は教材会社との接触について

(1) 職員が教科書作成等に関する依頼に対応する場合は、事前に上司の承認を得なければならない。

(2) 教科書作成等に関する依頼に対応することについて上司が承認できる場合とは、次に掲げる事由のすべてに該当するものとする。この場合において、同一年度に教科書及び当該教科書に準拠する教師用指導書の執筆・編集等に従事する場合は、イに該当するものとみなす。

ア 当該職員が、当該教科書若しくは当該教師用指導書が準拠する教科書の採択の補助業務に直接かかわらない者又は当該教材の選定に直接的な権限を有していない者であること。

イ 当該職員が、同一年度において他の教科書作成等に従事していないこと。

(3) 教科書、教師用指導書又は教材について教科書会社又は教材会社との意見交換に従事する場合は、上司の承認を得なければならない。ただし、当該意見交換の従事に関しては、いかなる謝礼又は報酬も得てはならない。

9 職員が教科書作成等に従事することについて

職員が教科書作成等に従事する場合は、事前に8(2)の上司の承認を得るとともに、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程(平成12年教育委員会訓令甲第10号)の規定により、事前に兼業の許可を得なければならない。

10 教科書・教師用指導書・教材以外の原稿の執筆について

教科書・教師用指導書・教材以外の原稿執筆については、教科書・教材会社から依頼され、謝礼(原稿料、車代等名目は問わない。)又は報酬を得て従事する場合は、上司の承認を得なければならない。

付 則 (28足教学教発第2136号 平成28年12月16日 教育長決定)

この指針は、平成29年2月1日から施行する。

教 育 委 員 会 報 告

平成28年12月26日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について								
所管部課名	学校教育部 学校適正配置担当課								
内 容	<p>1 上沼田中学校と江北中学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合新校の校歌について</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>江北桜中学校 校歌 作詞・作曲 福田 洋介</p> </div> <div style="width: 40%;"> <p>一、咲き誇る桜のような 友との笑顔 人の絆の みなもとはここに 伝えあい わかりあい 心を研いで わたしたちはつなぎゆく 江北桜中学校</p> <p>二、流れ行く大河のような 歴史と文化 温故知新の みなもとはここに 築きあい 学びあい 知徳を研いで わたしたちは継いでゆく 江北桜中学校</p> <p>三、すみわたる空のような 理想と希望 自主と自立の みなもとはここに 支えあい 信じあい 未来を描いて わたしたちは進みゆく 江北桜中学校</p> </div> </div> <p>(2) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象校</th> <th style="width: 12.5%;">第二回 幹事会</th> <th style="width: 12.5%;">第十五回</th> <th style="width: 12.5%;">第十六回 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上沼田中学校と江北中学校</td> <td style="text-align: center;">10/19</td> <td style="text-align: center;">12/5</td> <td style="text-align: center;">2/9</td> </tr> </tbody> </table> <p>②主な協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合新校の標準服、校歌等について <p>(3) 統合地域協議会ニュースの発行について</p> <p>統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行する。(第十四回統合地域協議会、第二回幹事会、第十五回統合地域協議会の内容を、第9号として12月22日に発行)</p>	対象校	第二回 幹事会	第十五回	第十六回 (予定)	上沼田中学校と江北中学校	10/19	12/5	2/9
対象校	第二回 幹事会	第十五回	第十六回 (予定)						
上沼田中学校と江北中学校	10/19	12/5	2/9						
今後の方針	統合に向けた様々な課題については、統合地域協議会において、具体的な検討を進めていく。								

教 育 委 員 会 報 告

平成28年12月26日

件 名	明海大学との連携協力に関する協定締結について
所管部課名	学力定着対策室 学力定着推進課
内 容	<p>英語基礎力の定着やグローバル人材の育成、小学校英語必修化・教科化等への対応を見据え、外国語学部を有する高等教育機関の知見を活かし、足立区の英語・外国語活動の充実に向けた施策・事業の充実を図るため、明海大学と連携協力協定を締結する。</p> <p>1 協定先 明海大学（千葉県浦安市明海1丁目） 学長 安井 利一</p> <p>2 協定内容（連携協力事項） (1) 教科としての英語及び外国語活動の充実と支援に関すること (2) 区民の外国語学習活動の支援に関すること (3) 留学生との交流学习に関すること (4) 実態調査及び教育研究に関すること (5) 人材育成に関すること (6) その他大学と区が必要と認める連携に関すること</p> <p>3 今後予定している事業 (1) 英語力強化重点校の授業・補習支援 (2) 教員の英語・英語指導力の向上研修への協力 (3) 留学生と児童・生徒の交流 (4) 多読・多聴プログラムの実践 (5) ネイティブ教員による集中セミナーや公開講座の実施 (6) 英語学習に関する意識調査及び教育研究成果の還元 (7) その他</p> <p>※平成28年度における明海大学との取り組み ・連携モデル校（英語力重点支援校）における英語意識調査の実施、分析及び授業支援 ・外国人留学生との交流学习 平成29年2月10日（金） 午後 竹の塚中において、大学留学生と生徒が英語による交流学习事業を予定</p> <p>4 協定調印式 平成29年1月11日（水） 午後2時30分～ 明海大学 浦安キャンパス</p>
今後の方針	協定の有効期間は、平成30年度末まで（以降1年毎に更新）

教 育 委 員 会 報 告

平成28年12月26日

件 名	足立区子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課
内 容	<p>足立区子ども・子育て支援事業計画(素案)について、以下のとおりパブリックコメントを実施したので、報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施結果</p> <p>(1) 実施期間 平成28年11月9日（水）～12月8日（木）</p> <p>(2) 意見提出者数 5人（男性2人、女性3人）</p> <p>(3) 意見の提出方法</p> <p>① 区ホームページの意見受付フォーム 2人</p> <p>② ファクシミリ 3人</p> <p>(4) 意見の件数 24件</p> <p>(5) 意見に対する区の考え方 別添1のとおり。</p> <p>2 今後の方針</p> <p>パブリックコメントでのご意見や足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む）での委員からのご意見等を踏まえ、本事業計画を確定させていく。</p> <p>なお、平成28年12月16日時点での本事業計画（案）は、別添2のとおりである。</p> <p>3 今後のスケジュール（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月23日（月） 文教委員会へ報告（パブリックコメントの実施結果） ・平成29年2月21日（火） 足立区教育委員会定例会にて議決。 ⇒足立区子ども・子育て支援事業計画の確定
今後の方針	平成29年2月の教育委員会定例会での議決後、印刷製本のうえ、関係者及び関係機関へ本事業計画を配付する予定である。

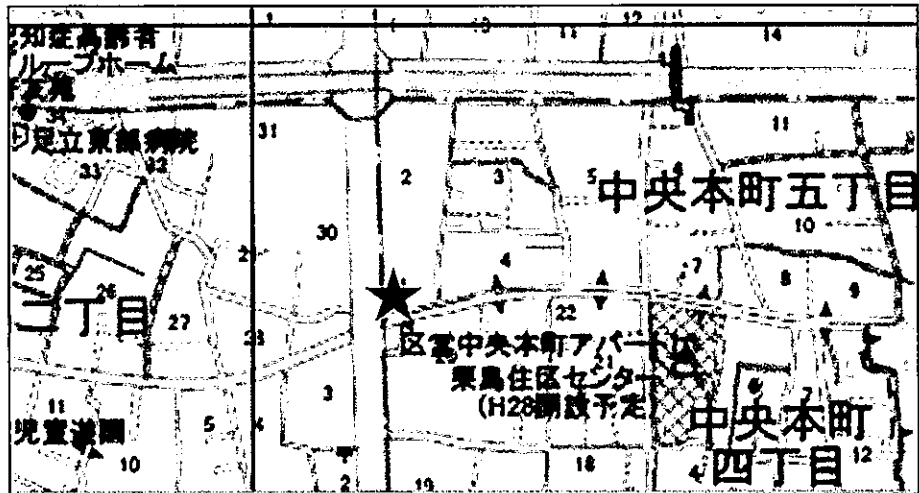
教 育 委 員 会 報 告

平成28年12月26日

件 名	民設民営による認可保育所の運営予定事業者の選定について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設整備課
内 容	<p>待機児童解消アクション・プランに基づき、認可保育所を自ら整備して平成30年4月1日に開設、運営する事業者について、「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」を開催し、審査会の答申を受けて以下のとおり選定したので報告する。</p> <p>1 審査会開催日及び審査件数</p> <p>(1) 審査会開催日 平成28年12月9日(金)</p> <p>(2) 審査件数</p> <p>①東和・中川地域 1事業者 ②中央本町地域 1事業者</p> <p>※審査結果の詳細は別紙「審査結果表」のとおり</p> <p>2 運営予定事業者</p> <p>(1) 東和・中川地域</p> <p>①名 称 ②所 在 地 ③運営施設 ④施設計画 ・ 予定地 ・ 定 員 ・ 案内図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>トイレの配置など図面の再検討が必要なため、選定を保留した。事業者に図面を再提出させ、次回の審査会(平成29年2月14日開催予定)で改めて選定の判断をする。</p> </div>

(2) 中央本町地域

- ①名称 株式会社モード・プランニング・ジャパン
- ②所在地 東京都中央区銀座六丁目6番5号
- ③運営施設 認可保育所6園（府中中河原雲母保育園他）、
東京都認証保育所10園（板橋雲母保育園他）
- ④施設計画
 - ・予定地 中央本町五丁目1番地内
 - ・定員 65名予定（0～5歳児）
 - ・案内図



今後の方針

議会報告後、地元の町会・自治会長と事業者を引き合わせ、地元の要望に合わせて役員会での説明や住民説明会等を開催する。

民設民営による認可保育所整備・運営予定事業者 審査結果表

*審査会 H28.12.9

評価項目		総合得点															
1	開設準備の実効性	2	保育所運営能力、提案内容	3	行政からの指導に対する法人の姿勢	4	園長予定者の適性	5	実地調査	6	経営の安定性	7	区内事業者への割合加点(5%)	8	ワークライフバランス割合加点		
満点(委員7人)		3,500	10,500	700	2,800	1,400	2,100	21,000	21,000								21,000
【中央本町地域】	1	(株)モード・プランニング・ジャパン	2,675	7,365	495	2,015	1,184	1,370	15,104	15,104	0	0	0	0	0	0	15,104 (71.9%)

※割合加点は委員ごとの小計に割合を乗じて得た得点の合計。()内は得点率(小数点第2位四捨五入)

教 育 委 員 会 報 告

平成28年12月26日

件 名	特定教育・保育施設に対する指導検査の実施結果について																																																				
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設運営課																																																				
内 容	<p>足立区内の小規模保育施設5施設及び家庭的保育事業者10名に対し、子ども・子育て支援法第14条に基づく指導検査を実施したため報告する。</p> <p>1 検査結果 小規模保育施設及び家庭的保育事業者いずれも文書指摘なしであった。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">検査日</th> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">事業種別</th> <th style="width: 20%;">文書指摘事項</th> <th style="width: 30%;">主な助言事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月6日</td> <td>てのひら保育園</td> <td>小規模</td> <td rowspan="15" style="text-align: center; vertical-align: middle;">文書指摘なし</td> <td rowspan="15"> [運営] 重要事項説明書の内容不備。 避難・消火訓練 毎月未実施。 [保育] 落下防止策や 階段の柵の高さ 等の再確認。 事故簿に経過 記録未記載。 [会計] 帳簿や証憑書 類の未整備。 受託料の安全 な保管。 </td> </tr> <tr> <td>9月6日</td> <td>ぴっころきっず高野駅前</td> <td>小規模</td> </tr> <tr> <td>9月7日</td> <td>キダナーサー千住大橋園</td> <td>小規模</td> </tr> <tr> <td>9月7日</td> <td>SAKURA 保育園綾瀬</td> <td>小規模</td> </tr> <tr> <td>9月14日</td> <td>チェリッシュ大谷田</td> <td>小規模</td> </tr> <tr> <td>9月12日</td> <td>鈴木 こまつ</td> <td>家庭的</td> </tr> <tr> <td>9月12日</td> <td>村岡 尚子</td> <td>家庭的</td> </tr> <tr> <td>9月14日</td> <td>吉田 さおり</td> <td>家庭的</td> </tr> <tr> <td>9月27日</td> <td>大岡 多美子</td> <td>家庭的</td> </tr> <tr> <td>9月27日</td> <td>安田 成美</td> <td>家庭的</td> </tr> <tr> <td>9月28日</td> <td>吉田 ちづ子</td> <td>家庭的</td> </tr> <tr> <td>9月28日</td> <td>津谷 麗子</td> <td>家庭的</td> </tr> <tr> <td>9月29日</td> <td>渡邊 みゆき</td> <td>家庭的</td> </tr> <tr> <td>9月29日</td> <td>星野 由紀</td> <td>家庭的</td> </tr> <tr> <td>10月5日</td> <td>鹿野 篤子</td> <td>家庭的</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 平成29年度の予定 [指導検査（合同検査含む）] 小規模保育施設10施設、家庭的保育事業者50名、認可保育園7園 [立会支援] 認可保育園7園、認証保育所11園</p>	検査日	施設名	事業種別	文書指摘事項	主な助言事項	9月6日	てのひら保育園	小規模	文書指摘なし	[運営] 重要事項説明書の内容不備。 避難・消火訓練 毎月未実施。 [保育] 落下防止策や 階段の柵の高さ 等の再確認。 事故簿に経過 記録未記載。 [会計] 帳簿や証憑書 類の未整備。 受託料の安全 な保管。	9月6日	ぴっころきっず高野駅前	小規模	9月7日	キダナーサー千住大橋園	小規模	9月7日	SAKURA 保育園綾瀬	小規模	9月14日	チェリッシュ大谷田	小規模	9月12日	鈴木 こまつ	家庭的	9月12日	村岡 尚子	家庭的	9月14日	吉田 さおり	家庭的	9月27日	大岡 多美子	家庭的	9月27日	安田 成美	家庭的	9月28日	吉田 ちづ子	家庭的	9月28日	津谷 麗子	家庭的	9月29日	渡邊 みゆき	家庭的	9月29日	星野 由紀	家庭的	10月5日	鹿野 篤子	家庭的
検査日	施設名	事業種別	文書指摘事項	主な助言事項																																																	
9月6日	てのひら保育園	小規模	文書指摘なし	[運営] 重要事項説明書の内容不備。 避難・消火訓練 毎月未実施。 [保育] 落下防止策や 階段の柵の高さ 等の再確認。 事故簿に経過 記録未記載。 [会計] 帳簿や証憑書 類の未整備。 受託料の安全 な保管。																																																	
9月6日	ぴっころきっず高野駅前	小規模																																																			
9月7日	キダナーサー千住大橋園	小規模																																																			
9月7日	SAKURA 保育園綾瀬	小規模																																																			
9月14日	チェリッシュ大谷田	小規模																																																			
9月12日	鈴木 こまつ	家庭的																																																			
9月12日	村岡 尚子	家庭的																																																			
9月14日	吉田 さおり	家庭的																																																			
9月27日	大岡 多美子	家庭的																																																			
9月27日	安田 成美	家庭的																																																			
9月28日	吉田 ちづ子	家庭的																																																			
9月28日	津谷 麗子	家庭的																																																			
9月29日	渡邊 みゆき	家庭的																																																			
9月29日	星野 由紀	家庭的																																																			
10月5日	鹿野 篤子	家庭的																																																			
今後の方針	<p>実施結果は、家庭的保育事業者全体会及び小規模保育施設全体会で周知する。</p> <p>また、1月の待機児童・子どもの貧困対策調査特別委員会に報告後、今年度中に区ホームページで公表する。</p>																																																				

教育委員会情報連絡 事業実施報告 (11月)

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日 (9回)	新田地域学習 センター他	44人
	毎週水・土曜日 (8回)	東京未来大 福祉保育専門学校	13人
	第1・3土曜日 (2回)	神明住区センター	3人
サイエンスラボ スペース シュミレーターコース	5日 (土)	ギャラクシティ	10人
ジュニアリーダー スーパー研修会	6日 (日)	ギャラクシティ	57人
成人の日の集い	9日 (水)	本庁舎	7人
実行委員会 (第12・13回)	30日 (水)		8人
アートボランティア講座	10日 (木)	ギャラクシティ	6人
レクリエーション講座	10日 (木)	ギャラクシティ	6人
音楽教育支援活動 (東京藝術大学連携事業)	11日 (金)	千寿桜小	400人
	14日 (月)	島根小	199人
	25日 (金)	東栗原小	19人
ふれあい動物教室	12日 (土)	関原小学校	143人
		鹿浜五色桜小学校	125人
サイエンスラボ ロボット講座	12日 (土)	ギャラクシティ	12人
サイエンスラボ	12日 (土)	ギャラクシティ	9人
星空観察講座	26日 (土)		10人
あだち日曜教室	13日 (日)	島根小学校	47人
あだちふれあい 計算フェスティバル	13日 (日)	庁舎ホール	505人
紙芝居講座	15日 (火)	ギャラクシティ	15人
のびのびプレイデイ	19日 (土)	帝京科学大学	31人
Gユニワークショップ	19日 (土)・27日 (日)	ギャラクシティ	各20人
あそびのフリマ	19日 (土)	アリオ西新井	656人
サイエンスラボ 科学ブロックくらぶ	20日 (日)	ギャラクシティ	各10人
	27日 (日)		
ギター講座	20日 (日)	ギャラクシティ	4人
キャンプ講座	25日 (金)	ギャラクシティ	5人
体験!1日大学生	26日 (土)	帝京科学大学	117人
プラネタリウム投映	26日 (土)	ギャラクシティ	246人
足立凧まつり凧のデザイン コンクール 表彰式	26日 (土)	生涯学習センター	31人
親子体験キャンプ	27日 (日)	舎人公園キャンプ場	47人

教育委員会情報連絡 事業実施・予定（12月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習 センター他	50人
	毎週水・土曜日（7回）	東京未来大 福祉保育専門学校	10人
	第1・3土曜日（2回）	神明住区センター	5人
サンタクロース講座	1日（木）【実施済】	ギャラクシティ	22人
サイエンスラボ スペース シュミレーターコース	3日（土）【実施済】	ギャラクシティ	7人
ジュニアリーダーズスーパー研修会	4日（日）【実施済】	西新井第一小学校	30人
レクリエーション講座	8日（木）【実施済】	ギャラクシティ	8人
サイエンスラボ 星空観察講座	10日（土）【実施済】 17日（土）	ギャラクシティ	各10人
ふれあい動物教室	10日（土）【実施済】	足立小学校 東栗原小学校	98人 129人
あだち日曜教室・ジュニアリーダーズスーパー研修会 共催事業	11日（日）【実施済】	島根小学校	70人
ギター講座	11日（日）【実施済】	ギャラクシティ	5人
成人の日の集い 実行委員会（第14回）	14日（水）【実施済】	本庁舎	10人
キャンプ講座	16日（金）	ギャラクシティ	5人
プラネタリウム投映	17日（土）	ギャラクシティ	200人
Gユニワークショップ	17日（土） 18日（日）	ギャラクシティ	各20人
科学・ものづくり体験教室	17日（土）	東京電機大学	200人
サイエンスラボ 科学ブロックくらぶ	18日（日） 25日（日）	ギャラクシティ	各10人

教育委員会情報連絡 事業予定（1月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習 センター他	50人
	毎週水・土曜日（8回）	東京未来大 福祉保育専門学校	10人
	第1・3土曜日（2回）	神明住区センター	5人
サイエンスラボ スペース シュミレーターコース	7日（土）	ギャラクシティ	10人
ジュニアリーダースーパー研修会	8日（日）	ギャラクシティ	30人
	15日（日）		57人
成人の日の集い	9日（月）	東京武道館	約3,500人
サイエンスラボ ロボット講座	14日（土）	ギャラクシティ	10人
サイエンスラボ 星空観察講座	14日（土）	ギャラクシティ	10人
Gユニワークショップ	14日（土）	ギャラクシティ	各20人
	22日（日）		
ふれあい動物教室	14日（土）	西新井小学校	104人
サイエンスラボ 科学ブロックくらぶ	15日（日）	ギャラクシティ	各10人
	22日（日）		
ギター講座	15日（日）	ギャラクシティ	5人
紙芝居講座	17日（火）	ギャラクシティ	10人
講師助手講座	23日（月）	ギャラクシティ	5人
レクリエーション講座	26日（木）	ギャラクシティ	10人
キャンプ講座	27日（金）	ギャラクシティ	5人
プラネタリウム投映	28日（土）	ギャラクシティ	200人
あだち子ども将棋大会	28日（土）	千寿本町小学校	188人

行事实施結果 (11月1日～11月30日)

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加人数
11/3 (木)	スポーツ指導者講習会 「高齢者対象・運動機能向上プログラム」	10:00～15:00	梅田地域学習センター	主催	36名
11/9 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	15:00～16:00	中島根小	主催	38名
11/10 (木)	体験プログラム 「読み語りキャラバン in 東栗原保育園」	10:20～11:00	東栗原保育園	主催	87名
11/16 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	15:00～16:00	皿沼小	主催	25名
11/16 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	15:00～16:30	西新井小	主催	36名
11/16、11/30 毎 (水)	放課後子ども教室体験プログラム 「算・数検、漢検の勉強をしよう！」	14:30～15:30	千寿双葉小学校	主催	11/16 9名 11/30 9名
11/19 (土)	ドンドコ♪フェスティバル	14:00～15:00	都市農業公園	主催	約120名
11/25 (金)	第56回あだちアートリンクカフェ テーマ:淡路島から世界に発信するアートプロジェクト「あわじアートサーカス」	18:30～20:00	東京芸術センター	主催	16名

行事实施予定（12月1日～12月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加予定人数
12/2（金）	放課後こども教室 「新任スタッフ安全管理講習会」	10：00～11：30	生涯学習センター	主催	30名
12/7（水）	放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	15：00～16：30	西新井小	主催	48名
12/7、12/14 毎（水）	こどもサポータースキルアップ講習会 「おりがみレベルアップ講座」	10：00～11：30	生涯学習センター	主催	50名
12/7、12/21 毎（水）	放課後子ども教室体験プログラム 「算・数検、漢検の勉強をしよう！」	14：30～15：30	千寿双葉小学校	主催	18名
12/11（日）	スポーツ指導者講習会 「運動あそびと体力向上トレーニング」 ① 基礎理論 ② 実践プログラム	① 10：00～12：00 ② 13：00～15：00	興本体育館	主催	各40名
12/12（月）	コンサート in ミュージアム 六町ミュージアム・フローラ —聖夜の響き・花の馨り—	15：00～16：15	六町ミュージアム・フローラ	主催	50名
12/14（水）	放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	14：00～15：00	本木小	主催	50名
12/17（土）	足立ジュニア吹奏楽団 クリスマスコンサート in アリオ西新井	① 14：30～15：10 ② 16：00～16：40	アリオ西新井	共催	各350名
12/22（木）	体験プログラム 「読み語りキャラバン in 佐野図書館」	10：20～11：00	佐野地域学習センター	主催	80名

平成28年第12回
教育委員会定例会
別冊資料

平成28年12月26日

第76号議案の議案書、議案説明資料（この冊子）は、委員会終了後、回収させていただきます。

机の上に置いたまま、ご退室ください。

第 7 6 号議案

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱について
足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員を下記のとおり委嘱す
る。

記

1 被委嘱者

別紙のとおり

2 委嘱期間

平成 2 9 年 1 月 4 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例第 4 条に基づき、
子ども施設に係る指定管理者等の候補者の選定審査及び指定管理
者が行う管理の業務の評価を行う審査会委員 1 名が退任したため、
新たに審査会委員を委嘱する必要があるので、この案を提出いた
します。

追加する子ども施設指定管理者選定等審査会委員

任期 平成29年1月4日から平成29年3月31日まで

	氏名	所属等	備考
1	市村 智	足立区民生・児童委員協議会 会長職務代理、人権擁護委員	元教育委員長

第 7 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

件 名	足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱について								
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課								
内 容	<p>1 理由 足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例第4条に基づき、子ども施設に係る指定管理者等の候補者の選定審査及び指定管理者が行う管理の業務の評価を行う審査会委員1名が退任したため、新たに審査会委員を委嘱する。</p> <p>2 平成28年度中の主な諮問の予定 認可保育所を自ら整備し運営する事業者の選定 認証保育所を自ら整備し運営する事業者の選定 指定管理者の評価</p> <p>3 被委嘱者</p> <table border="1" data-bbox="363 976 1337 1256"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 976 421 1095"></th> <th data-bbox="421 976 668 1095">氏 名</th> <th data-bbox="668 976 1102 1095">所 属 等</th> <th data-bbox="1102 976 1337 1095">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1095 421 1256">1</td> <td data-bbox="421 1095 668 1256">市 村 智</td> <td data-bbox="668 1095 1102 1256">足立区民生・児童委員協議会 会長職務代理、人権擁護委員</td> <td data-bbox="1102 1095 1337 1256">元教育委員長</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 委嘱期間 平成29年1月4日（水）から平成29年3月31日（金）まで</p>		氏 名	所 属 等	備 考	1	市 村 智	足立区民生・児童委員協議会 会長職務代理、人権擁護委員	元教育委員長
	氏 名	所 属 等	備 考						
1	市 村 智	足立区民生・児童委員協議会 会長職務代理、人権擁護委員	元教育委員長						
今後の方針	足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例及び施行規則に基づき、運営事業者の候補者の選定等を実施する。								

足立区子ども・子育て支援事業計画(素案)に関するパブリックコメントの実施結果及び寄せられた意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

平成28年11月9日(水曜日)から12月8日(木曜日)まで

(2) 意見提出者数など

① 意見提出者数

5人

② 提出方法

ア 区ホームページの意見受付フォーム 2人

イ ファクシミリ 3人

③ 意見の件数

24件

※参考(計画に反映することとしたご意見)

4件(No.2の一部、No.8の一部、No.9及びNo.10)

2 意見の概要及びそれに対する区の考え方

【計画の内容に関すること】

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
1	子どもの将来人口の推計について、人口が減少していくとの数値を掲載しているが、積極的な子育て支援策を講じて人口減少に歯止めをかけ、子どもの将来人口増加の目標を提起すべきです。	本事業計画で掲げた取り組みを推進した結果、子どもの将来人口がどのように推移していくのかという目標値については、別途、合計特殊出生率などの目標値を設定する「人口ビジョン」及び「人口ビジョンを実現する総合戦略」を、平成29年2月に策定する予定です。	2件
2	小学生に関する次の事項を、計画にのせてください。 1 豊かな体験ができる学童保育に希望者が通えるよう、指導員の育成と増員、十分な増設を図るべき 2 学童保育と放課後子ども教室の連携により、困難な子どもたちを漏れなく支援できるよう、連携支援の強化	左記1については、指標『2-2-⑦ 学童保育室の運営』の事業内容の欄に、下記の下線部分を付記します。 「保護者の就労や病気などにより放課後子どもを保育できない家庭の小学生を保育し、児童の健全育成を図ります。 <u>学童保育室の増員・増室とあわせ、補完策として児童館機能の充実や放課後子ども教室との連携を進め、保護者へ適切に情報提供して学童保育需要の適正化を図り、待機児童を解消していきます。</u> また、都や区が実施する学童指導員向け研修の受講を奨励して指導員の専門性を高めるとともに、安全な保育に必要な職員数を配置し、放課後の保育の質の向上を図ります。」 また、左記2については、学童保育と	1件

		放課後子ども教室の連携等を規定した「放課後子どもプラン（平成28年3月）」を本計画の中に位置づけることと国の指針で示されておりますので、本計画の中に放課後子どもプランを掲載する予定です。	
3	小学生に関する次の事項を、計画にのせてください。 ・子どもたちは、日々の暮らしの中で、たとえ孤独感や困難を抱える事があっても、お芝居や映画などの文化に触れることで、子どもたちの目の前の世界が開け、夢や希望を持つことにつながります。どの子どもでも平等に文化的なサービスが保障されるための区の取り組みについて。	小・中学生を対象にした事業については、国の基本指針で本計画で定めることとされた「学童保育」や「放課後子ども教室」に関する事項を除き、基本的には来年度以降に策定予定の「足立区教育振興計画」の中で規定するものとして、本計画と教育振興計画の所掌する範囲を整理しております。 ついでには、不登校児等の学校教育分野と文化振興に関する分野は、今後、教育振興計画を策定していく中で検討してまいります。	1件
4	不登校児がフリースクールに行ける取り組みがあるのか。不登校でつまづいても、将来に向かっての人間的な成長ができる体験の保障があれば、次の学ぶ意欲になっていく時間となりますので、小学生・中学生対象にこの部分を計画に入れてください。		1件
5	P23の「第2期あだち次世代育成支援行動計画の事業実績と評価」については、数値をもって目標達成を図っているが、数値の基準や採点の内容が記載されていないため、区民には理解ができない。	本計画の前計画である「第2期あだち次世代育成支援行動計画（平成22年度～平成26年度）の事業実績と評価」については、毎年度、足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む）へ、各事業ひとつひとつの取り組み結果をご報告し、ご意見を頂いてまいりました。また、その結果は、区ホームページにも掲載しております。 素案P23～P25は、当該事業実績と評価を本計画の施策体系へとつなげるために、その概要を記載しているものであり、個々の事業の評価内容等については省略しております。	1件
6	P30の成果指標で、「自分には良いところがあると思う子どもの割合」での学力調査の成績順に指標を設けて測るというやり方は、いかなるものか？学力調査や成績順に子どもを色分けすることなのか。	本計画では、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を基本理念に掲げておりますが、この理念の実現に向けては、特定の偏った子どもたちだけを対象に取り組んでいけば良いものではなく、全ての子どもたちの自己肯定感を培い、生き抜く力を育てていく必要があると考えます。 左記の成果指標については、学力定着度調査の成績順のA層からC層に分けて現状値を掲載しておりますが、これは	1件

		区が実施した取り組みの効果が、成績等に関わらず全ての子どもたちに対して成果として反映しているかを計るために設定したものであり、学力調査や成績順に子どもたちを色分けするといった趣旨ではございません。	
7	P30の成果指標を設定する必要があるのか。第4章の個別項目で触れればいいのかではないか。	左記の成果指標は、「施策群1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む」及び「施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える」の2つの施策群の取り組み成果をそれぞれ計るために設定したものです。これは、第4章の各施策ごとの個別事業に取り組んだ成果を、施策群レベルで進捗を管理するための指標であり、各個別事業ごとに設定した指標とあわせて必要なものと考えています。	1件
8	P32の「親子が触れ合う機会や同年齢、異年齢の子どもと主体的に関わる機会を確保することが大切」とあるのは、「親子が触れ合う豊かな時間や同年齢、異年齢の子どもと主体的に関わる豊かな時間を確保することが大切」としてください。乳幼児なのだから、「機会」という表現が全くそぐわないと考えます。また、これらを推進していく主な事業がほとんど記載がないように思います。	保護者の視点から見て「機会」の確保という表現を使ったものであり、乳幼児だから表現が全くそぐわないとは考えておりません。 また、こうした機会を確保するための主な事業は、施策1-1のP34「読み語り会」や「あだちはじめてえほん」のほか、施策2-1のP48「子育て健康ひろば」や「子育てサロン」も関連する事業であると考えております。P48の2事業は、主は施策2-1に関連する事業であるため、別ページへの記載となっておりますが、こうした複数にまたがる事業については、相互の関連性がわかるよう、掲載方法を変更いたします。	1件

【保育の質に関すること】

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
9	保育などの量の確保に重点がおかれており、質の確保に関する記載があまりなく、不安に感じます。	現在、足立区では、各保育施設等で取り組むべき「教育・保育」の基本事項を取り入れた指針（ガイドライン）の策定作業を進めています。また、各保育施設等の適正な運営及び保育の質の維持・向上を図るため、平成28年度から、保育施設の認可基準や条例で定める運営基準に基づく指導検査を開始しました。	1件
10	足立区の保育が充実することで、若い人が住むようになると思います。それには保育園の数だけでは、若い人は来ません。保育の規制緩和で保育の質を下げないでください。	本事業計画においては、保育の質の維持・向上について、指導検査に関する指標を設定し進捗を管理することとしていましたが、これに加え、ガイドライン	1件

	等に関する記載を追加することといたします。 また、国は保育分野における規制改革として、保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の保育士に代えての活用や、朝夕保育時において保育士2名のうち1名を子育て支援員研修を修了した者等へ代替を可能とするなどの改革策を示しましたが、足立区ではこうした保育士配置の弾力化の特例措置について、現時点では実施の予定はございません。
--	--

【区立園の民営化に関すること】

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
11	保育士確保についての施策の記載があることは良いと思いますが、保育園の民営化を続けていくことは保育士確保に逆行していくと思います。 区立園での人材募集や区立園を増やしていくことで、保育の質、保育士の確保に大きく道が開かれます。区の役割を發揮していただきたいです。	足立区においては、保育サービスの向上と継続的かつ効率的な保育行政の確立に向け、計画的に区立園の民営化を進めています。 民営化した園の適正な運営及び保育の質を確保するため、子ども・子育て支援法に基づく指導検査等を実施することはもとより、区内保育施設に就職した保育士等への経済支援を行うなど、保育士確保・定着対策に取り組んでいます。	1件
12	平成34年まで11園の民営化計画は中止し、待機児解消のために公立保育園の建設計画をつくるべきです。	また、多様な保育サービスの範となるべき区立園については、退職者等の動向を注視しながら、一定程度の新規採用により適正な保育士数を維持し、地域の子育て家庭支援といった担っていくべき役割を、今後も果たしてまいります。	1件

【就学前教育に関すること】

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
13	一部の公設民営保育所で指定管理者となっている保育園や私立保育園などで「ヨコミネ式教育」が行われています。こうした取り組みの全てを批判するものではありませんが、目に見える効果を性急に追い、「早教育」といわれるような、この時期にふさわしいとは言えない教育が存在していると思われまます。	就学前の教育・保育内容は、学校教育のように達成目標ではなく、方向目標となっており、幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づき、各園がそれぞれの特色を生かし、創意工夫を重ねながら行っています。こうした中、足立区では、各保育施設等で取り組むべき「教育・保育」の基本事項を取り入れた指針（ガイドライン）の策定作業を進めています。区としての指針を示すことで、子どもたちが区内のどの教育・保育施設に通っても一定レベルの教育・保育を受けることができる「質」を確保することを目指しております。	1件

14	<p>小学校1年生の授業内容を先取りして5歳児プログラムで採用することがいいことなのかは、慎重に判断されるべきではないだろうか。</p> <p>また、5歳児プログラムの検証を行って欲しいと思います。</p>	<p>足立区としては、乳幼児期は、保育園等の生活の中で信頼できる人との関わりを大切に、意図のある遊びや様々な体験を積み重ねることで、子どもの関心・意欲を高め、自己肯定感を育む質の高い保育・教育を行っていくことが大変重要であると考えています。このため区では、多様化が進む様々な形態の就学前施設において、乳幼児期にふさわしい保育・教育を提供できるよう指導書として「すくすくガイド」を作成・配付し、保育・教育の質を高める研修を行っています。こうした子どもの成長発達と移行期を意識した取り組みを進めると同時に、5歳児プログラムでは、保育者が移行期を意識しながら、一人ひとりの成長・発達を丁寧に見取り、関わることでより望ましい指導につながるものとして作成しました。今後、幼稚園教育要領・保育所保育指針の改定に伴い、5歳児プログラムの内容の検討は必要と考えております。</p>	1件
15	<p>P37の「就学前からの学びの基礎づくり」では、わざわざ小学校の学力調査の平均値を一覧表にして、学力調査をあおっているとしか思えません。大切な幼児期を、学力テストで誘導し、成長を損ねるような計画は改めるべきだと思います。</p>	<p>「施策1-2 就学前からの学びの基礎づくり」では、就学前教育の充実とともに、幼保小連携を推進していくことを目的としております。よって、当該一覧表は、就学前から小学校教育へのスムーズな移行に関して、小学校入学後の参考データとして掲載したものであり、学力調査をあおっているものではありません。</p>	1件

【発達支援児に関すること】

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
16	<p>発達支援児の受け入れについて、民間の保育所は事前に確認しなければならず、慢性的な保育士不足によって断られると聞きます。早急に、区として民間の保育所の発達支援児の受け入れができるよう支援が必要です。</p>	<p>現在、私立保育園におきましても、区立保育園と同じ基準で非常勤保育士の加配ができるよう、運営費の加算を行っております。今後も、全園で発達支援児を受け入れられるよう、指導・支援してまいります。</p>	1件
17	<p>発達に特別な配慮を必要とする子どもへの支援については、担当部署が衛生部保健所、福祉部障がい福祉センターあしすと、こども支援センターげんきと所管が分かっていますが、総合的な支援を推進する体制、連携だけでなく発達支援の研究を進める部署を設置する必要があ</p>	<p>現在、複数の所管に分かれている相談窓口等の統一化の検討を進めております。就学前から就学後の切れ目をなくし、子どもに対する情報管理、支援を一体的に継続できる体制整備を図ってまいります。</p> <p>なお、発達支援の研究を進める部署の</p>	1件

るのではないか。	設置の必要性や効果等については、研究課題とさせていただきます。
----------	---------------------------------

【育児休業に関すること】

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
18	P16に「育児休業を取得しなかった理由」の調査結果の記載がありますが、こうした実態を解決していくことが必要だと思います。ワーク・ライフ・バランスの記載はありますが、ワーク・ライフ・バランスだけでは解決できないと思います。	足立区では、育児休業の取得支援を含めて、子育てと仕事を両立できる社会を醸成していくため、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めています。 例えば、平成28年3月に改正された育児・介護休業法（施行日：平成29年1月1日）に関して、企業の就業規則の改訂についての講座やセミナーを継続し、従業員が取得可能な基盤を支援しています。また、27年度にはワーク・ライフ・バランス認定企業制度に加え、「準備企業制度」を新設しました。これは、これまで全くワーク・ライフ・バランスの取り組みをして来なかった企業が、区の支援を受けながら出来るところから少しずつワーク・ライフ・バランスの取り組みを行い、最長3年をかけて認定企業へと育てる仕組みです。その他、ワーク・ライフ・バランスの意味や必要性についての啓発活動を行うなど、今後も、こうした様々な取り組みを通じて、仕事と仕事以外の生活が調和できる社会の実現を目指してまいります。	1件
19	P18によると、育児休業後に職場復帰した方の多数が年度の初めの保育園への入園のタイミングに復帰していますが、第2子誕生後に認可保育園での育休制限とも思われる対応はすべきでないと思います。	上の子が認可保育所在園中に下の子を妊娠・出産して育児休業を取得した場合、下の子が1歳になった年の年度末まで上の子は在園することができます。この現行制度により、育児休業中に下の子の4月入所申込をする機会を最低1回は確保しておりますが、フルタイム就労世帯でも入所待機が出てしまう現状を鑑みると、より多くの皆様に保育施設を公平に利用していただく観点から、現行制度を変更することは考えておりません。	1件

【食育に関すること】

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
20	糖尿病と貧困の関係は科学的にも言われている中、野菜をはじめに摂ることは大切であることから、野菜を安価に手に入れることができる事業も検討してほしい。	糖尿病の予防と重症化を未然に防ぐためには、乳幼児期から「ひと口目は野菜から食べる」などの習慣を身につけることが大切です。こうした習慣化のためには、野菜の価格というよりは、保護者	1件

		の意識によるところが大きいと考えます。乳幼児健診や育児学級、健やか親子相談事業など、様々な機会を捉えて、野菜摂取の大切さを、早い段階から保護者へ啓発してまいります。	
21	親の長時間労働による子どもの食育の問題も大きいと考えます。繋がりがづらい困難ケースに対して、どう区として取り組むのか、夜勤勤めの母親などにも何とか接触して啓発していくことが望ましいと考えます。今後実施予定と聞く「ひとり親へのアンケート」に、こうした問題を含めるべきだと思います。	ご指摘いただいた、ひとり親家庭を対象にしたアンケート調査につきましては、12月中に調査票を配布する予定です。アンケート項目の中には、親の労働時間をはじめ、家庭内における育児や家事の時間配分の様子が垣間見える内容もございます。その回答結果をふまえ、より実態に即した支援策をたてられるように検討してまいります。	1件

【プレイパークに関すること】

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
22	23区の各所でできている常設のプレイパークが足立区にはひとつもありません。区はパークイノベーションで公園のリニューアルを進めるとしていますが、思い切って自然と一緒に遊べる緑豊かな常設の体験型プレイパークを作るべきと考えます。	プレイパークは、子どもが自由な発想で遊べる空間であるとともに、安全にも十分配慮する必要があることから、プレイリーダーの配置が不可欠であると考えています。現在、区民団体がプレイリーダー役となり年に5回、独自に綾南公園でプレイパークを行っています。加えて元洲江公園では区と連携して年に1回行っていますが、独自に常設運営ができる段階には至っておらず、現在のところ、常設化は難しい状況です。今後、「練馬区立子どもの森」など、他自治体の事例を調査しながら、実現の可能性について研究をしていきます。	2件

足立区子ども・子育て支援事業計画 (素案)



平成 27 年 3 月
(平成 29 年 3 月改訂)



目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の推進体制
5. 計画の進捗状況の管理

第2章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題

1. 子ども・子育て家庭を取り巻く現状
2. 子ども・子育て家庭を取り巻く課題
3. 第2期あだち次世代育成支援行動計画（平成22年度～平成26年度）の事業実績と評価

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 施策の体系
3. 成果指標

第4章 各施策ごとの取組み内容

施策群1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

- 施策1-1 子どもの心身の健全な発達の支援
- 施策1-2 就学前からの学びの基礎づくり
- 施策1-3 発達支援児など子どもの状況に応じた支援の充実
- 施策1-4 子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援

施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

- 施策2-1 妊娠、出産、子育てへの継続的な支援の充実
- 施策2-2 子育てと仕事の両立支援
- 施策2-3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待防止
- 施策2-4 安心して子育てのできる生活環境の整備

第5章 幼児期における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1. 区域の設定
2. 「量の見込み」と「確保の方策」の算出
3. 「教育・保育」の量の見込みと確保方策
4. 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

第6章 資料編

1. 計画策定の経過
2. 足立区地域保健福祉推進協議会条例等
3. 足立区地域保健福祉推進協議会等委員名簿



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景（平成29年3月改訂）

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

しかしながら、出生率の低下に伴い少子化が進展するとともに、核家族の増加や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくありません。足立区においても少子化は進行しており、平成26年の合計特殊出生率は1.37と、東京都平均の1.15を上回っていますが、全国平均1.42には及んでいない状況です。また、平成27年に行った区の将来人口推計（中位推計）では、平成32年までは人口が増加するものの、その後減少に転じ、人口構造が大きく変化することが予測されています。

このまま少子高齢化が急速に進展すると、経済の停滞や社会全体の活力低下といった状況を招き、子どもの成長にも様々な影響を与えることが懸念されます。いよいよ本格的な少子高齢社会の到来が想定されるなか、子どもを産み、育てたいという希望を叶えるためには、社会全体で子ども・子育てを支援していくことが求められています。また、女性の社会参画等に伴い保育需要が高まっており、待機児童の解消と多様化する保育ニーズに的確に対応することも大きな課題のひとつです。

こうした子ども・子育てをめぐる課題に対応するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。足立区においても、平成27年3月に「足立区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育施設等の必要量の見込みと確保策を定めるとともに、「足立区待機児童解消アクションプラン」に基づき、平成30年4月までに待機児童をゼロにすることを目指して対策を進めています。

この度、子ども・子育て支援に関する施策を、より総合的かつ実効性をもって推進していくため、足立区では「子ども・子育て支援事業計画」を改訂することといたしました。改訂後の事業計画は、従来の保育施設の整備等に関する事項を中心としたものから、広く子ども・子育て支援に関する事項を網羅する計画へと刷新いたしました。この計画の改訂を第一歩とし、一人ひとりの子どもが安全・安心で健やかに成長することのできる環境の整備に社会全体で取り組んでまいります。

2 計画の位置づけ

(1) 「足立区子ども・子育て支援事業計画」の改訂について

本事業計画（平成29年3月改訂版）は、平成27年3月に、国が示した基本指針（平成26年7月2日内閣府告示第159号）にて必須記載事項とされた「幼児期における学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策等についてのみ定めた『足立区子ども・子育て支援事業計画』を改訂し、広く子ども・子育て支援に関する事項を網羅する計画として新たに策定するものです。

（本事業計画の全体構成）

第1章 計画の策定にあたって

第2章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 施策の体系

第5章 幼児期における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（必須記載事項）【平成27年3月 策定済】

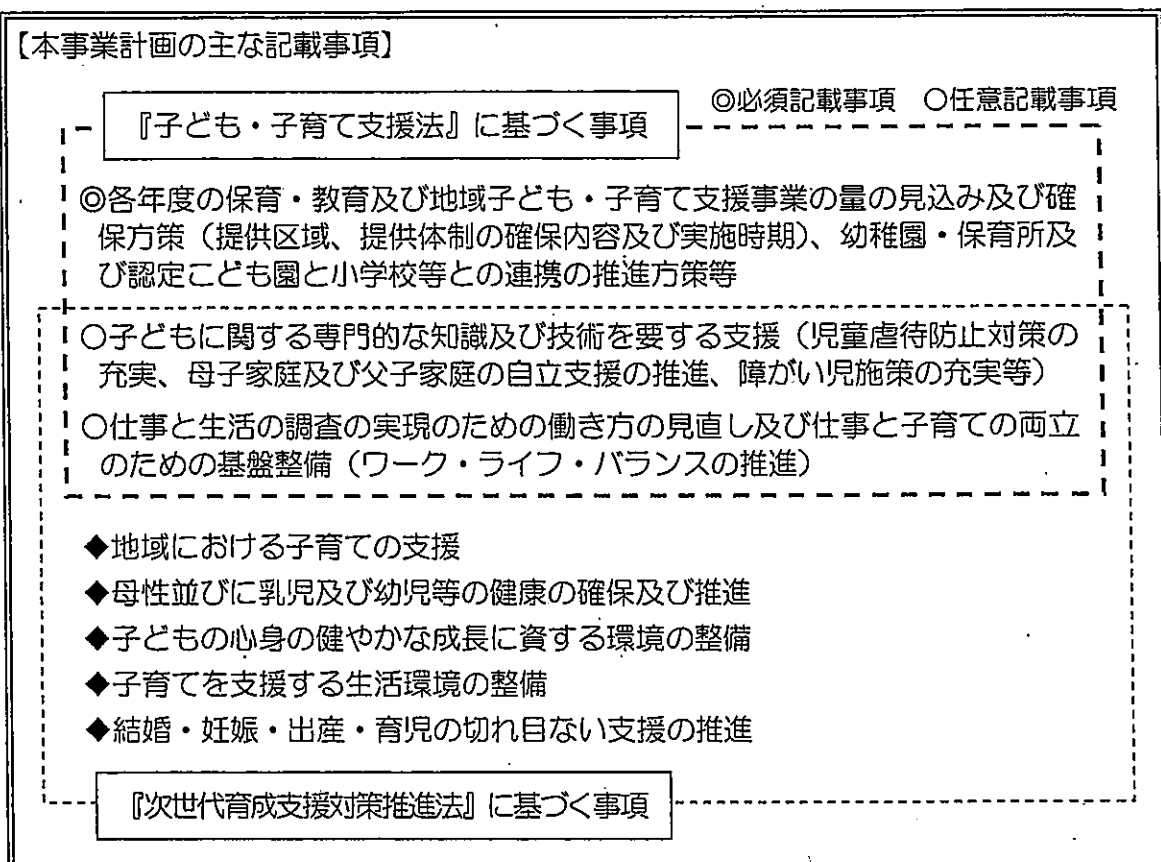
第6章 資料編

※太字は、今回の改訂に伴い追加で作成する部分（任意記載事項）。

(2) 「足立区子ども・子育て支援事業計画」の位置づけについて

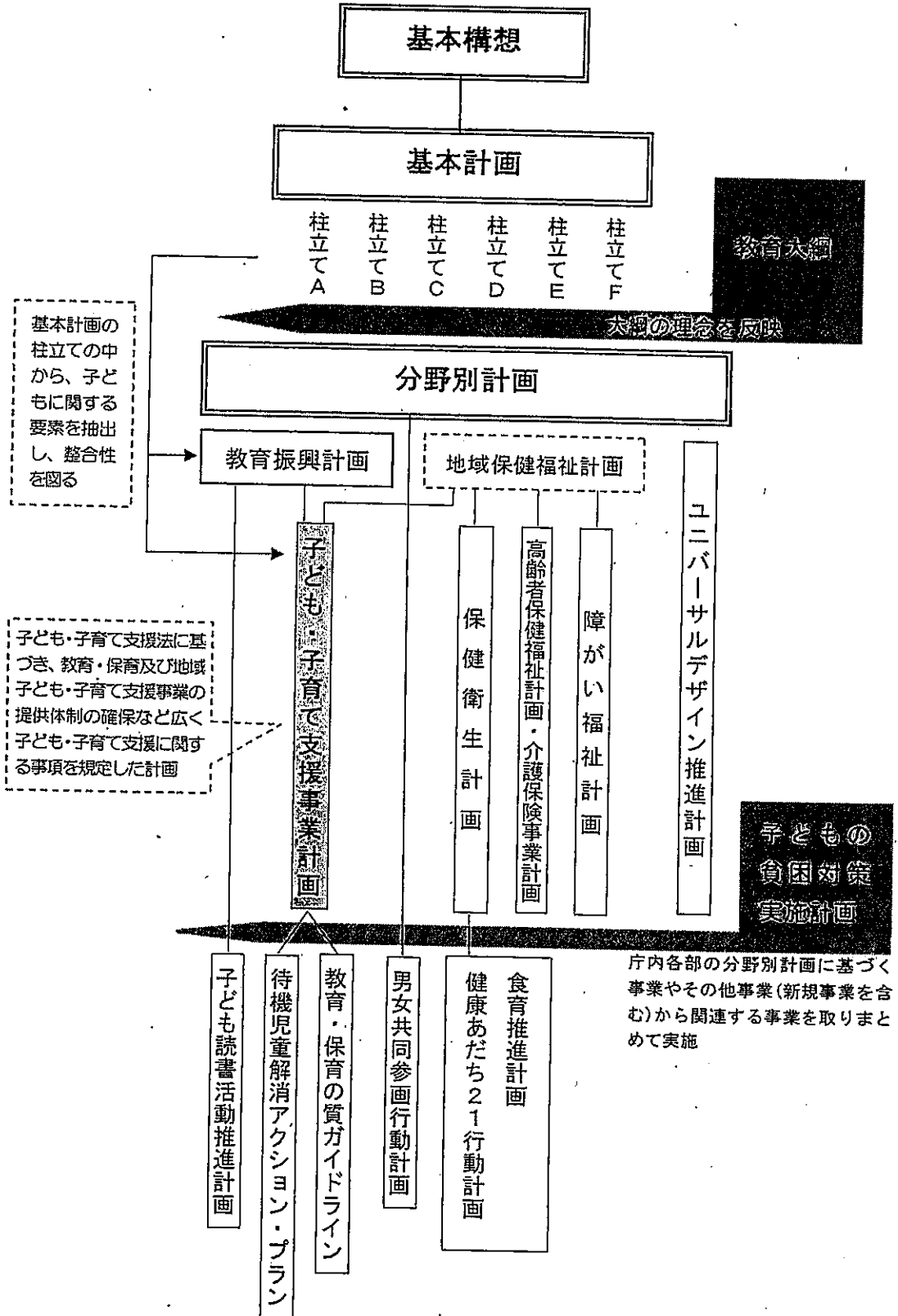
本事業計画の位置づけは、次のとおりです。

- ① 本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援対策を内包する「区市町村行動計画」を兼ねるものとして、一体的に策定するものです。



- ② 「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する部門の分野別計画として位置づけます。また、同じ分野別計画の中では、「足立区教育振興計画」の下に位置づける計画とします。
- ③ 本事業計画の対象は、**就学前児童（0～6歳）とその保護者**とします。ただし、青少年の成長支援に関すること（P48～50）や、学童保育室（小学1年生から6年生を対象）に関すること（P61）は、対象を広げて規定しています。
- ④ 本事業計画の個々の施策については、他の分野別計画等との整合を図ります。

【基本計画、教育振興計画等と子ども・子育て支援事業計画の関連図】



4 計画の推進体制

本事業計画で定めた平成31年度までの目標設定に基づき、計画的に施設・事業を提供するとともに、様々な子ども・子育て支援施策を着実に推進していくためには、計画の推進体制を確立する必要があります。

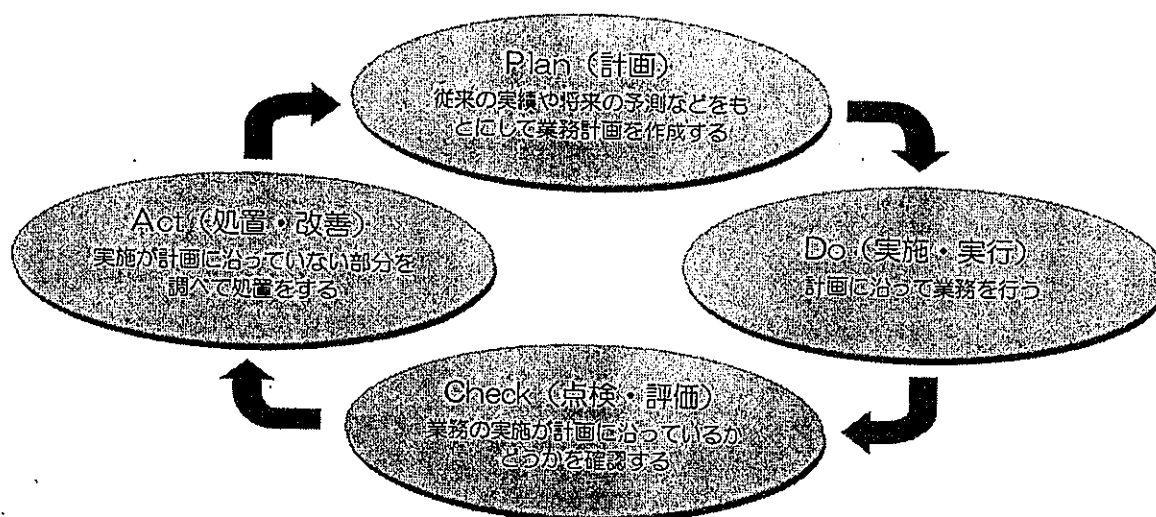
足立区では、本事業計画を策定するにあたり、学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される「足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む。以下「推進協」という。）」を子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」とし、本事業計画の規定内容について議論を重ねてきました。

本事業計画策定後も、計画で定める各事業の実施状況等について、推進協の場にて点検・評価を行っていきます。

5 計画の進捗状況の管理

本事業計画で定めた子ども・子育て支援施策を実効性のあるものとするため、毎年度、定期的に推進協を開催し、PDCAサイクルのもと対象事業の実施状況等について客観的かつ専門的な立場から意見交換、調査審議を行います。計画における実施状況の点検・評価については、推進協での審議を経た後、区ホームページ等で公表します。

【 PDCAサイクル 】



第2章

足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題

第2章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

(1) 人口の推移について

① 人口と世帯数

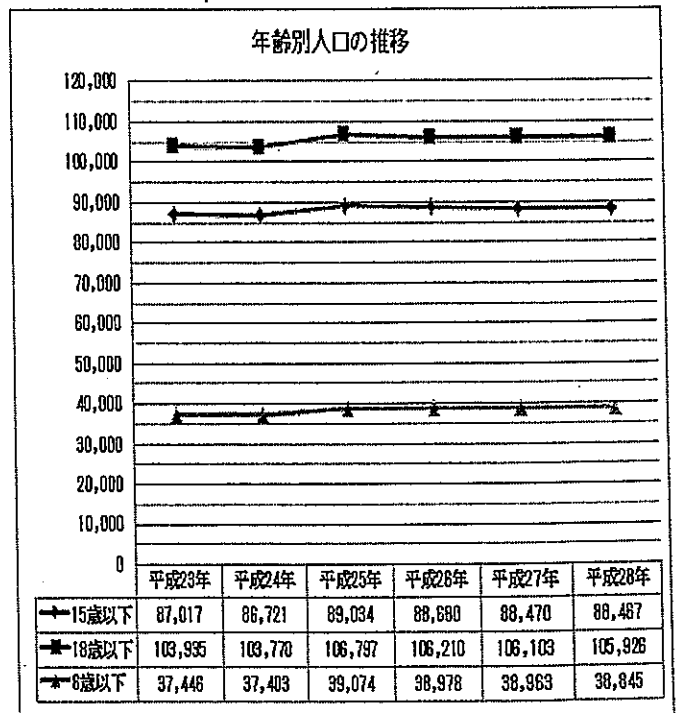
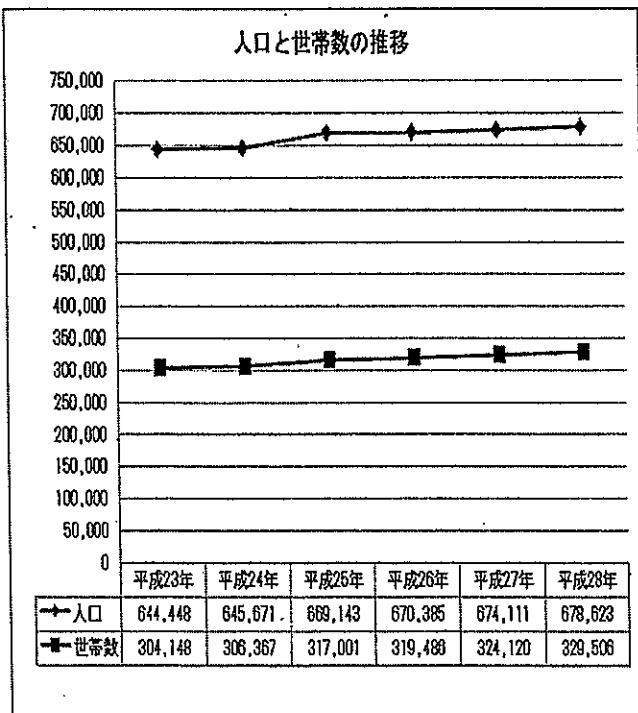
人口と世帯数の推移をみると、人口、世帯数ともに年々増加しています。一方、18歳以下、15歳以下、6歳以下のすべての区分で平成25年以降、人口が年々減少しています。

■ 足立区の人口と世帯数の推移

	人口	世帯数	年少人口 (14歳以下)	15歳以下	18歳以下	6歳以下
平成23年	644,448	304,148	81,482(12.6%)	87,017(13.5%)	103,935(16.1%)	37,446(5.8%)
平成24年	645,671	306,367	81,019(12.5%)	86,721(13.4%)	103,770(16.1%)	37,403(5.8%)
平成25年	669,143	317,001	83,285(12.4%)	89,034(13.3%)	106,797(16.0%)	39,074(5.8%)
平成26年	670,385	319,486	82,912(12.4%)	88,680(13.2%)	106,210(15.8%)	38,978(5.8%)
平成27年	674,111	324,120	82,818(12.3%)	88,470(13.1%)	106,103(15.7%)	38,963(5.8%)
平成28年	678,623	329,506	82,678(12.2%)	88,467(13.0%)	105,926(15.6%)	38,845(5.7%)

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

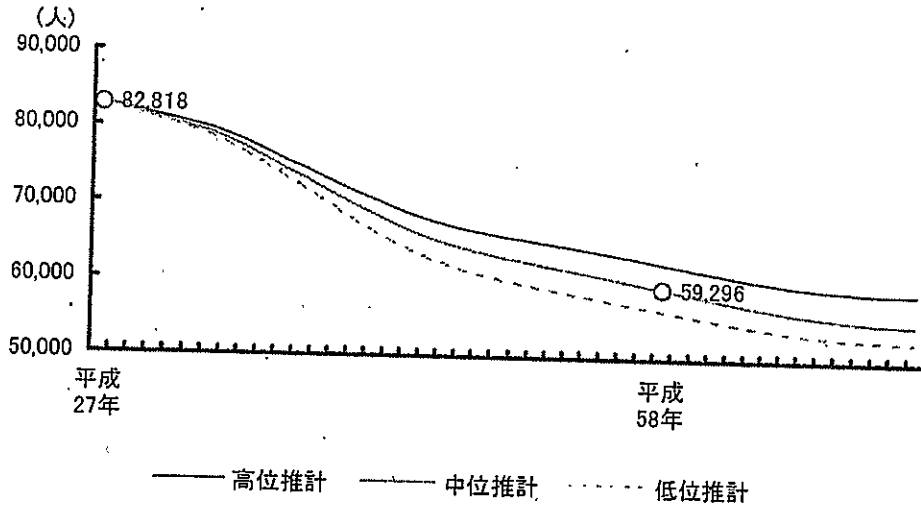
※外国人人口を含む（平成25年以降）。（ ）内の数値は、人口に占める割合。



② 子どもの将来人口推計

年少者（0～14歳）数については、ほぼ一定の減少率で減少していくことが見込まれます。30年後の平成58年には、中位推計で、59,296人となり、平成27年と比較して、71.6%（23,522人減）になります。

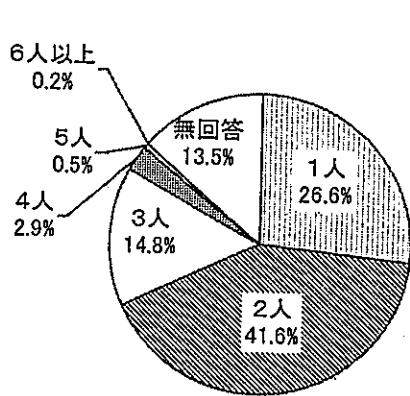
■ 足立区の0歳から14歳までの人口推計



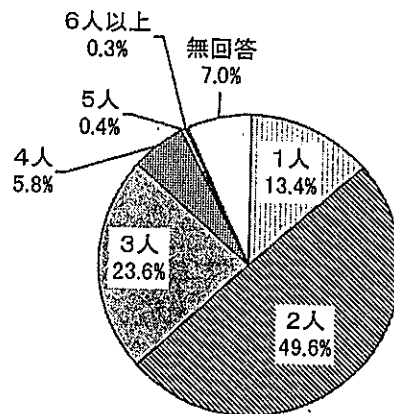
資料：足立区人口推計

③ 子どもの人数

子どもの人数をみると、就学前の児童の保護者では、「2人」の割合が最も高く、次いで「1人」、「3人」となっており、就学児童の保護者では、「2人」の割合が最も高く、次いで「3人」、「1人」となっています。



N = 3199



N = 791

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成26年）

④ 出生数・合計特殊出生率

出生数の推移をみると、平成21年以降減少傾向となっています。

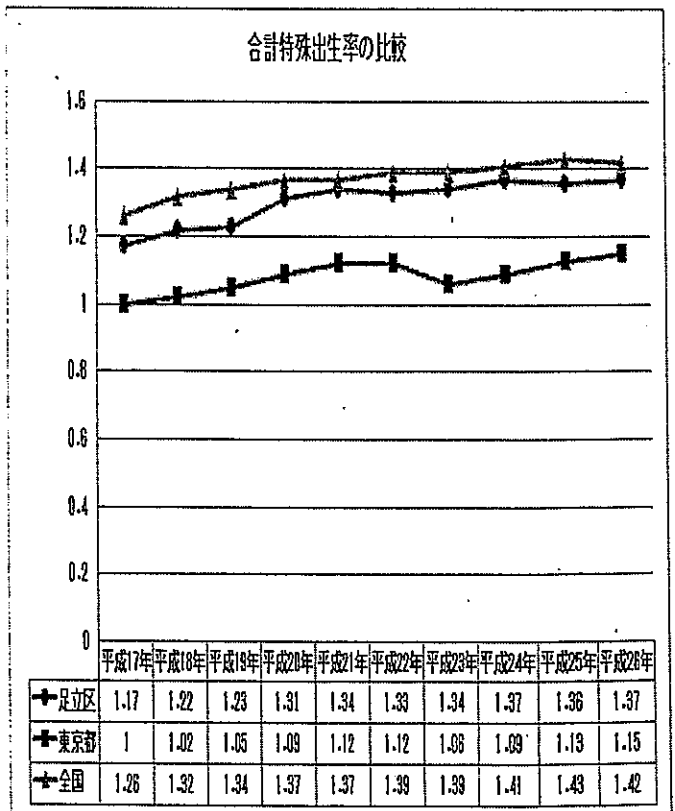
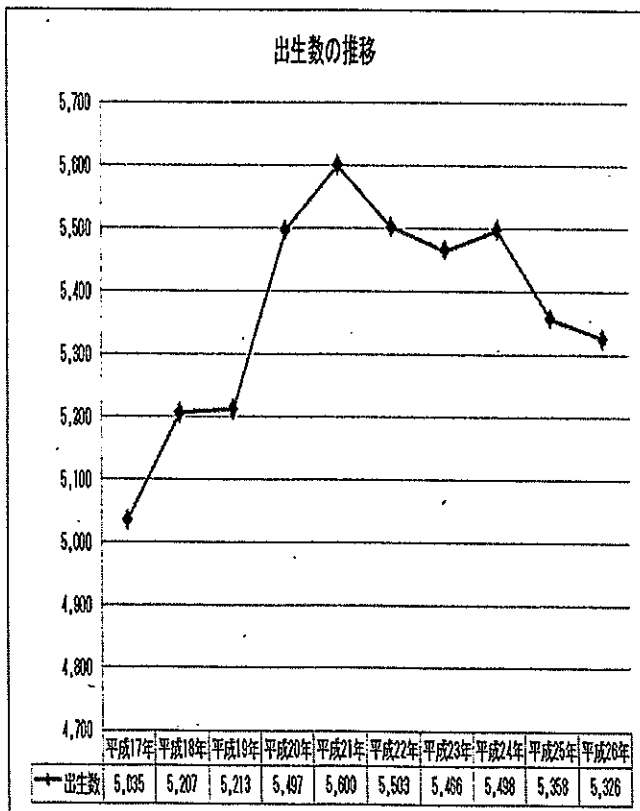
合計特殊出生率の推移をみると、緩やかな上昇傾向となっています。また、合計特殊出生率を東京都平均と比較すると、高くなっていますが、全国と比較すると低く推移しています。

■ 出生数・合計特殊出生率

	出生数	足立区 合計特殊出生率	東京都 合計特殊出生率	全国 合計特殊出生率
平成17年	5,035	1.17	1.00	1.26
平成18年	5,207	1.22	1.02	1.32
平成19年	5,213	1.23	1.05	1.34
平成20年	5,497	1.31	1.09	1.37
平成21年	5,600	1.34	1.12	1.37
平成22年	5,503	1.33	1.12	1.39
平成23年	5,466	1.34	1.06	1.39
平成24年	5,498	1.37	1.09	1.41
平成25年	5,358	1.36	1.13	1.43
平成26年	5,326	1.37	1.15	1.42

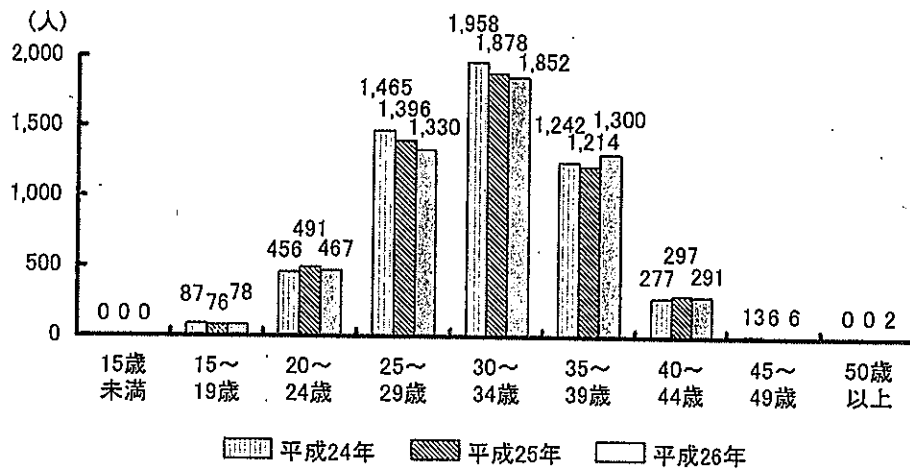
資料：人口動態統計、東京都福祉・衛生統計年報

第2章 足立区の子ども・子育て
家庭を取り巻く現状と課題



母親の出産年齢の推移をみると、25～34歳で、年々減少しています。

■ 足立区の母親の出産年齢



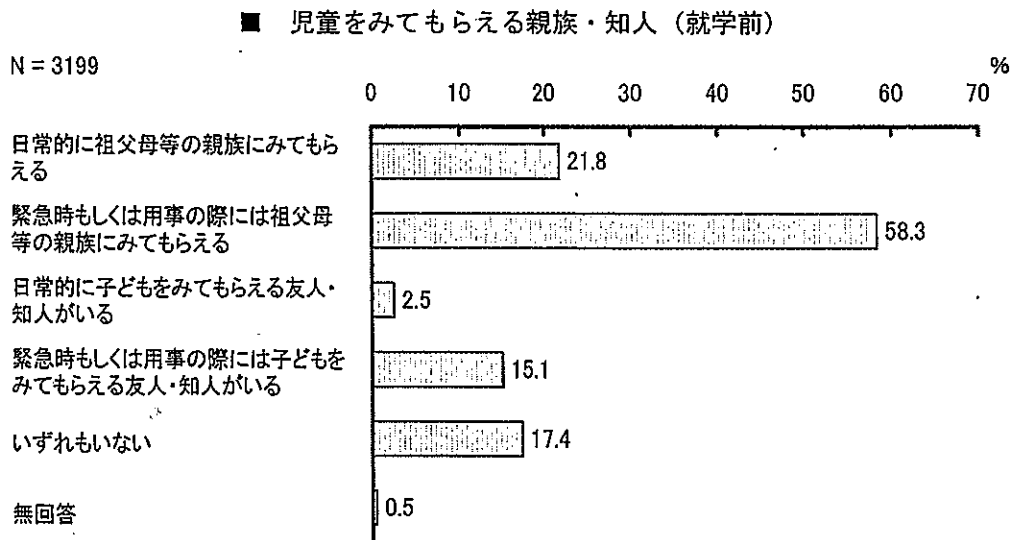
資料：人口動態統計

(2) 子育て環境について

① 児童をみてもらえる親族・知人がいるか

就学前児童の保護者の17.4%で、日常的に、もしくは緊急時や用事の際に児童を見てもらえる親族や知人が「いずれもない」となっています。

「日常的及び緊急時に祖父母等の親族にみてもらえる」という回答が多い一方で、「いざというときに頼れる存在が身近にいない」という家庭が一定数存在し、こうした家庭への支援が必要となってきます。

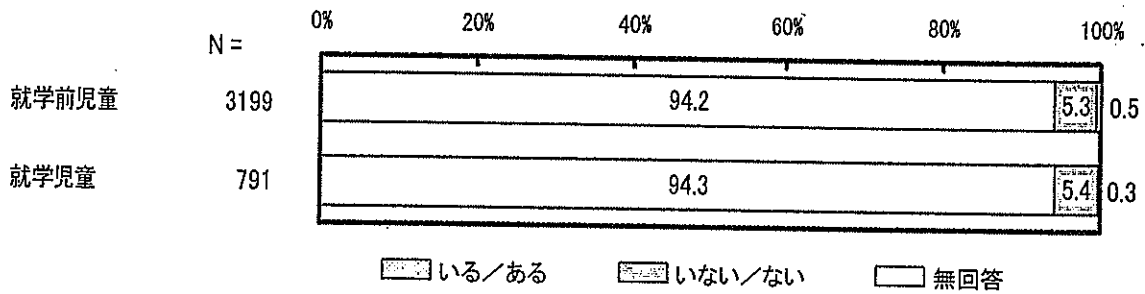


資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成26年）

② 子育てで悩んでいるときに相談できる人や相談機関の有無

就学前児童の保護者、就学児童の保護者ともに、9割半ばで、子育てで悩んでいるときに相談できる人や機関が「いる／ある」となっています。

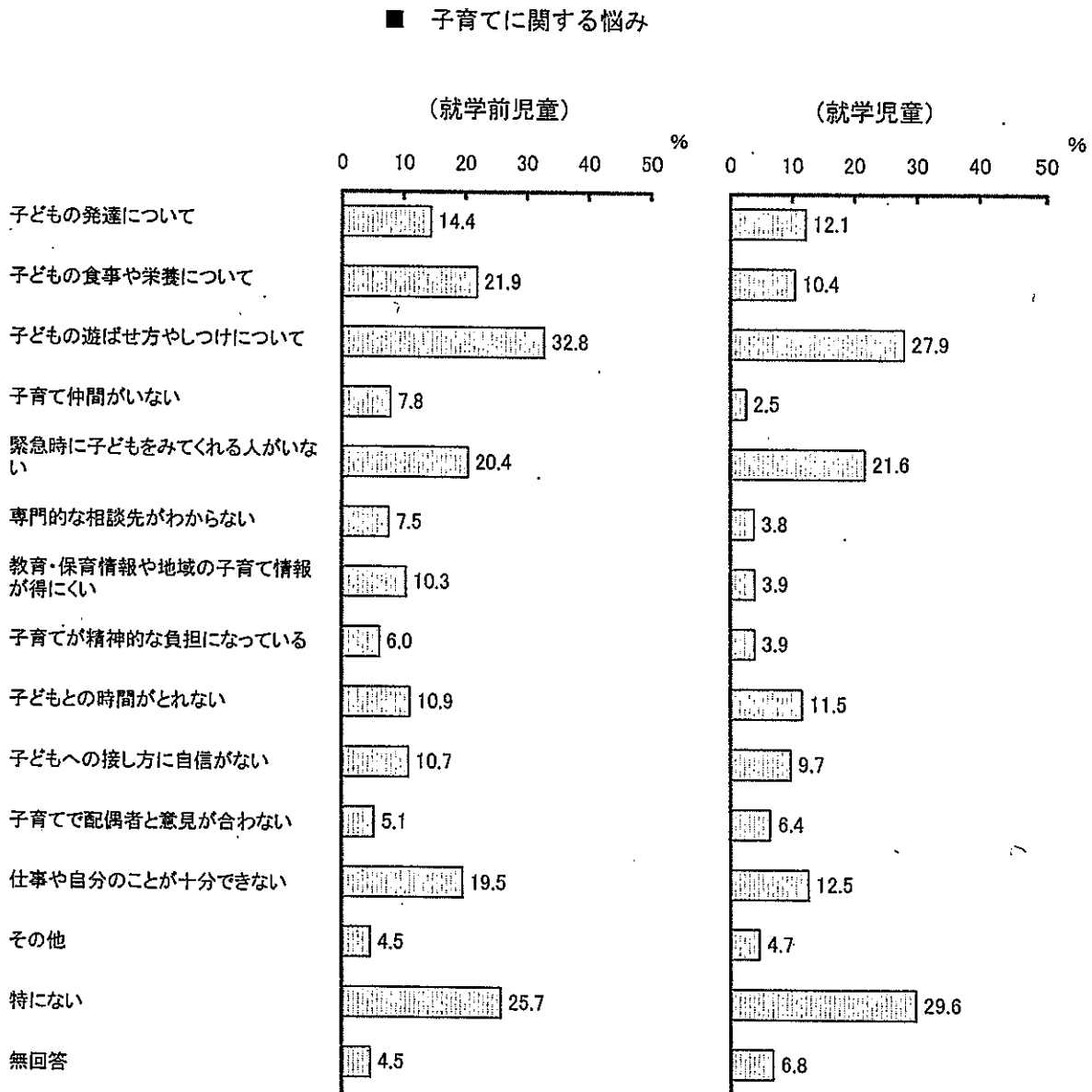
■ 子育てで悩んでいるときに相談できる人や相談機関の有無



資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 26 年）

③ 子育てに関する悩み

子育てに関する悩みについて、就学前児童の保護者では、「子どもの遊ばせ方やしつけについて」が3割以上と最も高く、次いで「特にない」、「子どもの食事や栄養について」となっています。就学児童の保護者では、「特にない」が約3割と最も高く、次いで「子どもの遊ばせ方やしつけについて」、「緊急時に子どもをみてくれる人がいない」となっています。



資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成26年）

④ 住まいの地域について、どのように感じるか

地域で子育て環境（保育所、学童クラブなど）が整っているかについて、区民の4割半ばが、“そう思う”と回答しています。

■ 住まいの地域について、どのように感じるか

N = 1929

ア. 通勤や通学などの交通の便がよい

イ. 子育て環境（保育所、学童クラブなど）が整っている

ウ. 地域の施設は、高齢者や障がいのある方なども利用しやすいよう配慮されている

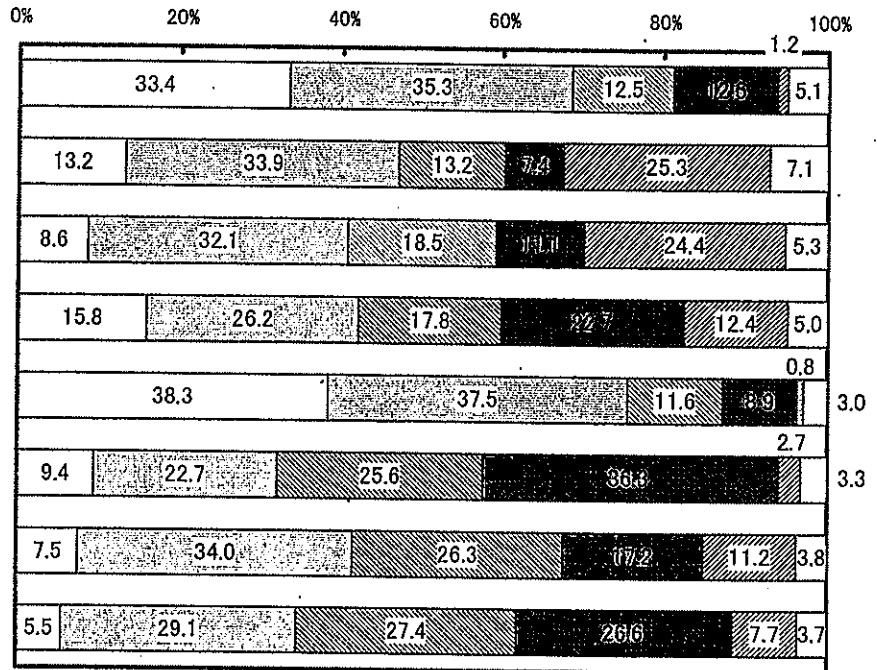
エ. よく行く、または行きたい公園がある

オ. 普段の買い物が便利である

カ. 自転車、歩行者は交通ルール、交通マナーをよく守っている

キ. 快適で安全なまちづくりが進められている

ク. 景観・街並みが魅力的になってきている



そう思う
 どちらかといえばそう思う
 どちらかといえばそう思わない
 そう思わない
 わからない
 無回答

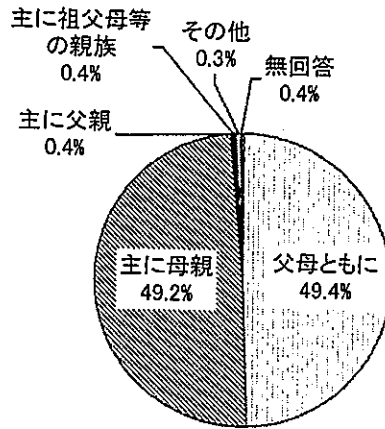
資料：平成 27 年度（第 44 回）足立区政に関する世論調査

(3) 育児休暇の取得状況について

① 子育てを主に行っている方

子育てを主に行っているのは「父母ともに」が49.4%、「主に母親」が49.2%となっています。父親の育児参加が進んでいることが伺える一方で、依然として育児の負担は母親に偏っている家庭も多いことがわかります。

■ 子育てを主に行っている方（就学前）



N = 3199

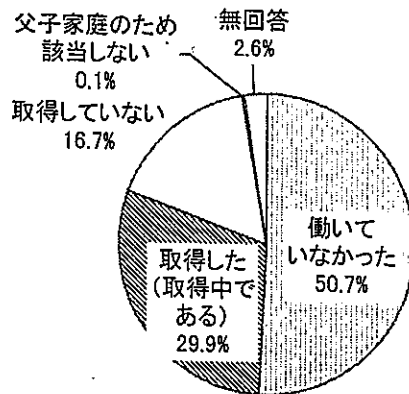
資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成26年）

② 育児休業の取得の有無

母親の育児休業の取得については、「取得した（取得中）」が29.9%となっており、働いていた母親（46.6%）の約3分の2（64.2%）が育休を取得しています。

■ 取得有無（就学前）

<母親>



N = 3199

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成26年）

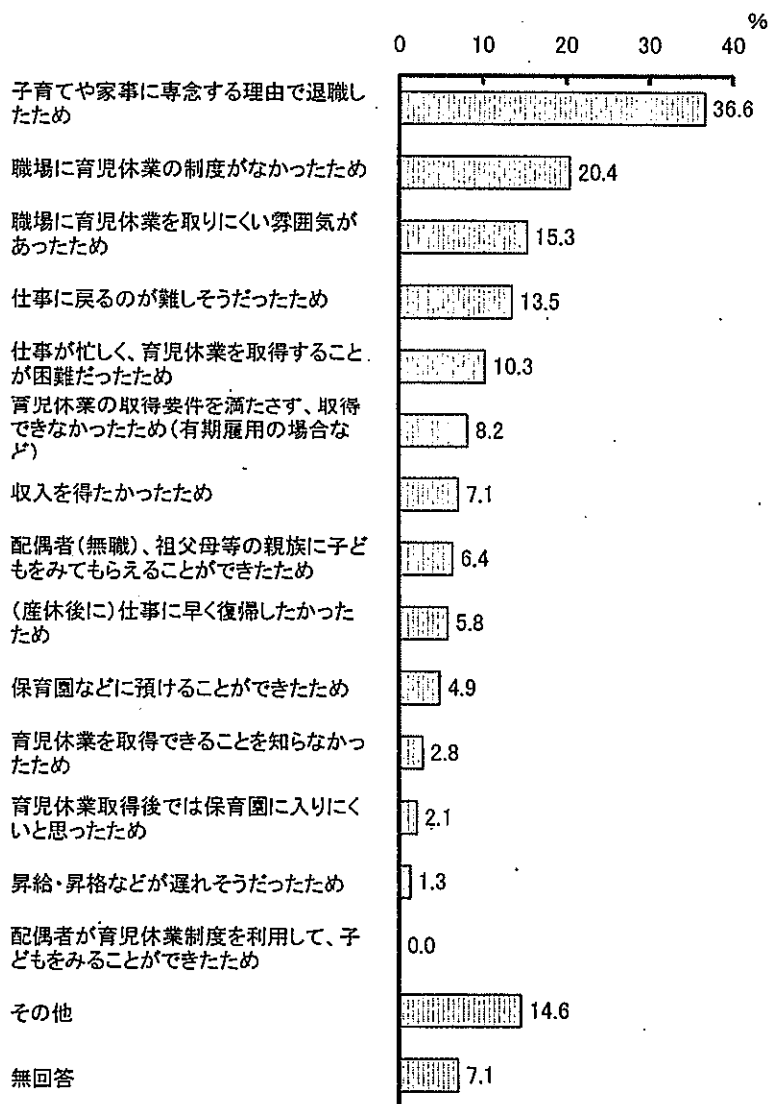
③ 育児休業を取得しなかった理由

母親が育児休業を取得しなかった理由は「退職した」(36.6%)が最も多くなっています。一方で、「取りにくい雰囲気があった」(15.3%)「忙しく、困難だった」(10.3%)「戻るのが難しそうだった」(13.5%)「制度がなかった」(20.4%)といった職場のサポート不足を起因とした理由も高い割合となっています。

■ 取得しなかった理由【複数回答】

<母親>

N=535



※回答対象は育児休業を取得していないと回答した人

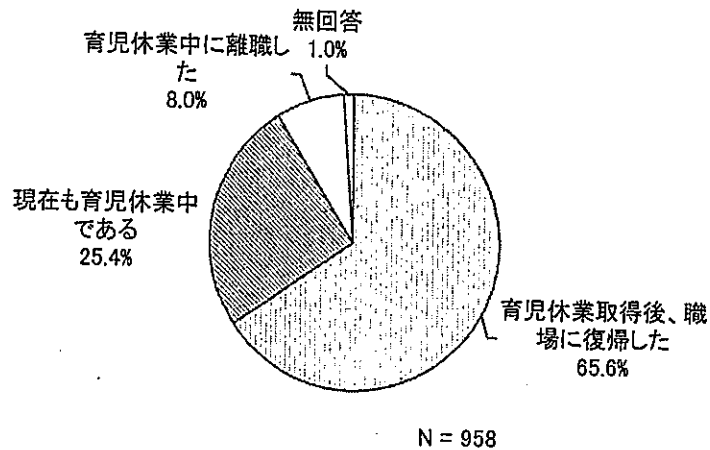
資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査(平成26年)

④ 育児休業取得後の職場復帰の有無

育児休業取得後、職場復帰している割合が高くなっています。育児休業中に離職したという回答は母親で8.0%と少なくなっています。(現在も育児休業中であるとの回答(母親:25.4%)を母数に含む)。

■ 育児休業取得後の職場復帰の有無(就学前)

<母親>



※回答対象は育児休業を取得した(取得中である)と回答した人

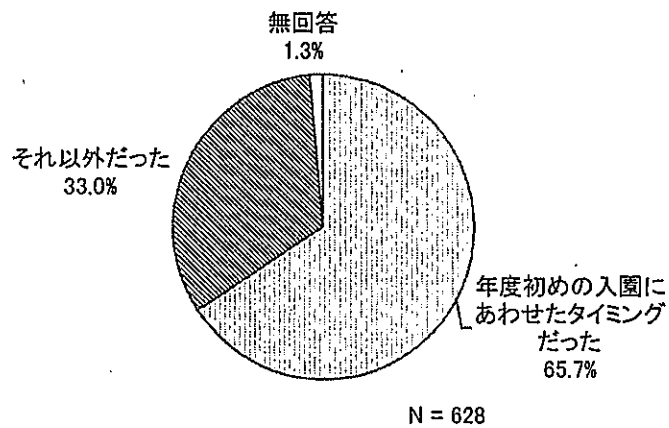
資料: 足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査(平成26年)

⑤ 育児休業取得後の職場復帰のタイミング

育児休業を取得した後の職場復帰のタイミングについて、母親は年度はじめの入園にあわせている場合が65.7%と多数となっています。保育園等への入園のタイミングが職場復帰時期を決める重要な要因となっていることが伺えます。

■ 育児休業取得後の職場復帰のタイミング（就学前）

<母親>



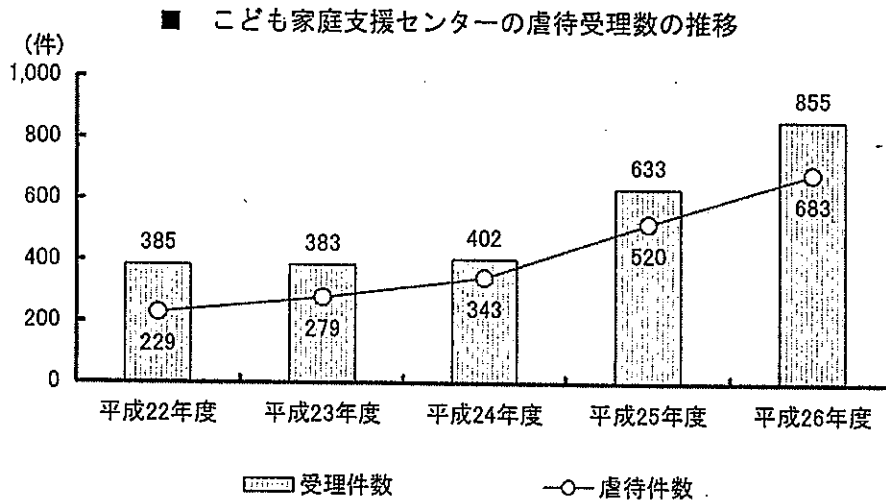
※回答対象は育児休業を取得した（取得中である）と回答した人

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成26年）

(4) 困難を抱える家庭の状況について

① こども家庭支援センターの虐待受理数の推移

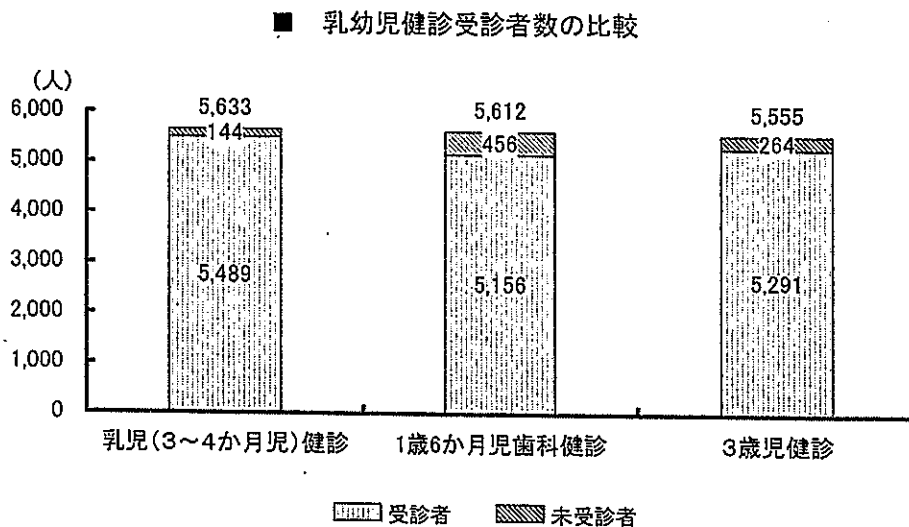
こども家庭支援センターの虐待受理数の推移をみると、受理件数、虐待件数ともに年々増加しています。



資料：数字で見る足立

② 乳幼児健診受診者と未受診者数の比較

乳幼児健診受診者数の比較をみると、乳児（3～4か月児）健診、1歳6か月児歯科検診、3歳児健診とも、受診者が多数を占めています。一部認められる未受診者の方々に対しては、訪問等による所在確認及び受診勧奨を行っています。



資料：数字で見る足立（1歳6か月児歯科健診の未受診者数は庁内資料）

③ 発達相談の件数及び内訳の推移

区内在住の乳幼児から18歳未満までの発達に関する悩みや心配ごと(発達障がいを含む)についての相談は、増加傾向にあることがうかがえます。

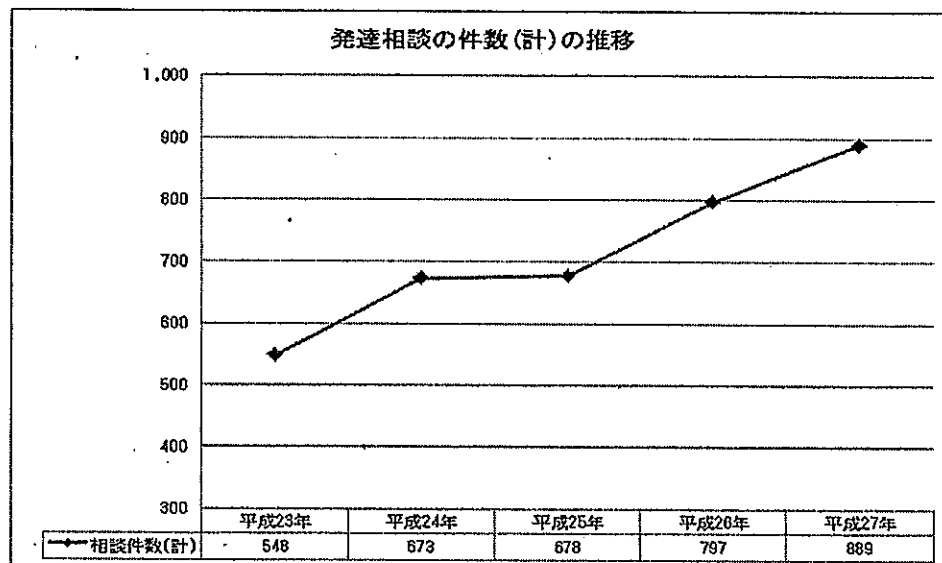
■ 相談件数及び内訳

区分/年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
発達	発達について	171	264	195	275	406
	コミュニケーション	38	40	36	35	18
	自閉的	0	4	7	6	9
	多動傾向	40	30	46	45	34
	言葉の遅れ	194	162	205	170	190
言語	構音	9	20	49	31	37
	吃音	11	24	13	22	9
	運動機能	4	2	9	4	8
	福祉制度	62	70	41	85	74
	その他	19	57	77	124	104
	計	548	673	678	797	889

※平成23年度までは乳幼児から小学校6年生までが対象であったが、平成24年度から18歳未満まで拡大した。

資料：足立区福祉事業概要

第2章 足立区の子ども・子育て
家庭を取り巻く現状と課題



2 子ども・子育て家庭を取り巻く課題

子ども・子育て家庭を取り巻く現状データ等から見えてきた「子ども・子育て家庭を取り巻く課題」を、以下のとおり示します。

【課題1】地域における子育て支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。このように、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しており、子育て中の親の孤独感や不安が増大しています。

地域及び社会全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、保護者が子育てに不安や負担でなく喜びや生きがいを感じることをできる社会の実現を目指す必要があります。

【課題2】仕事と子育ての両立支援

(1) 女性の社会参画の進展

女性の社会参画が進む中、共働き家庭が増加しています。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方で、働くことを希望しながらも子育てとの両立が困難であることを理由に、出産を機に退職する女性が少なからず存在するなど、出産に伴う就労の継続は依然として厳しい状況です。

(2) 女性の活力の活用

女性の活力による経済の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を望む者を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に依然として待機児童が存在するなど、子育て中の父母が働きやすい環境が実現したとは言えない状況です。

【課題3】困難を抱える子育て家庭への支援

(1) 児童虐待への対応

児童虐待が増加するなど、子どもや家庭を巡る問題が複雑かつ多様化してきています。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向けて、①虐待の「発生予防」、②虐待の「早期発見、早期対応」、③虐待を受けた子どもの「保護、自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の充実が必要です。特に、乳幼児期での子育てのつまずきが虐待につながる傾向があるため、保健センターが保有する特定妊婦や乳幼児健診未受診などの情報を共有するなど、早期に

対応していくことも求められます。

(2) 発達に特別な配慮を必要とする子どもへの対応

発達に特別な配慮を必要とする子どもは、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。乳幼児期から社会人となるまで、住み慣れた地域で自立し、社会参加ができるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援が求められています。

早期発見・早期支援とともに重要になるのが、保護者への支援です。保護者の思いや願いに寄り添い、安心して子育てができる環境を整えることが求められます。さらに、福祉、保健、子育て、教育などの関係機関の連携も重要であり、切れ目なく支援を行っていく必要があります。

3 第2期あだち次世代育成支援行動計画（平成22年度～平成26年度）の事業実績と評価

(1) 事業実績

急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体と事業主に行動計画を策定することが義務付けられました。これを受け、足立区では「あだち次世代育成支援行動計画」を策定（前期：平成16年度～21年度、第2期：平成22年度～26年度）し、様々な取り組みを行ってきました。

第2期あだち次世代育成支援行動計画における施策体系と事業実績は、次のとおりです。

【第2期あだち次世代育成支援行動計画の各施策群におけるA評価事業の割合】

施策群	目標達成度がAとなった事業の割合 (A：概ね実施できた(8割程度以上)⇒目標達成)					5カ年の 平均値 (※)
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1 子ども支援						
1-1 子どもの心身の健やかな育ちを支援します	72%	90%	100%	80%	67%	82%
1-2 発達支援の必要な子どもの健やかな成長を支援します	86%	66%	73%	57%	69%	70%
1-3 子どもの確かな学力の定着と向上を図ります	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1-4 遊びや体験活動の場や機会を充実します	89%	75%	70%	84%	82%	80%
1-5 子どもの成長を地域とともに支援します	86%	83%	87%	90%	86%	86%
1-6 青年期の自立を支援します	69%	92%	58%	75%	67%	72%
2 子育て支援						
2-1 子育て相談や情報提供を充実します	100%	100%	100%	100%	71%	94%
2-2 乳幼児の健やかな成長を支援します	84%	58%	80%	100%	90%	82%
2-3 仲間と一緒に楽しく子育てできる機会を充実します	86%	66%	91%	73%	80%	79%
2-4 子育てサービスを充実し経済的負担を軽減します	93%	100%	87%	93%	93%	93%
2-5 仕事と子育ての両立を支援します	74%	81%	80%	75%	71%	76%
2-6 家庭を支え家庭教育をすすめます	100%	75%	75%	67%	67%	77%
2-7 養育困難家庭の自立を支援し、子どもを虐待から守ります	100%	64%	70%	70%	56%	72%
2-8 ひとり親家庭の自立を支援します	100%	100%	63%	75%	88%	85%
2-9 子育てにやさしい安全なまちをつくります	95%	95%	100%	95%	100%	97%

(内部評価による実施結果)

※5カ年の平均値は、各施策における平成22年度から平成26年度までの達成率を単純に加算、平均しています。

第2章 足立区の子ども・子育て
家庭を取り巻く現状と課題

第2期あだち次世代育成支援行動計画では、各施策を『1 子ども支援』と『2 子育て支援』の2つに大きく分け、この2つの体系のもと、各事業を推進してきました。

この2つの体系ごとの評価を、以下に示します。

第2期あだち次世代育成支援行動計画における「子ども支援」の評価

「未来のあだちを担う子どものたくましい成長を支援する」を基本方針として、子ども自身の発達や成長を支援してきました。

取組みを推進した結果、6つの施策のうち、2つの施策でA評価（概ね実施できた：8割程度以上）となりませんでした。

（A評価とならなかった施策）

① 施策 1-2（発達支援の必要な子どもの健やかな成長支援）

発達相談の件数が増加傾向にある中で、引き続き発達に特別な配慮を必要とする子どもとその保護者に対して身近な地域で一貫して適切な支援を行うことができるよう、関係機関同士の連携を図り、切れ目なく相談支援を行っていく必要があります。

② 施策 1-6（青少年期の自立支援）

次世代を担う青少年の自立、「人間力」の向上を目標に、小中学生を対象とした体験活動や大学連携事業などを実施してきました。こうして育成した子どもたちや地域人材が、次世代の子どもたちの成長を地域ぐるみで育てる環境づくり「学びの循環」を構築していく必要があります。

第2期あだち次世代育成支援行動計画における「子育て支援」の評価

「安心して健やかに生み育てることのできる環境をつくる」を基本方針として、子どもの成長を支える環境づくりに取り組んできました。

取組みを推進した結果、9つの施策のうち、3つの施策でA評価となりませんでした。

（A評価とならなかった施策）

① 施策 2-5（仕事と子育ての両立支援）

待機児童解消アクションプランを毎年改訂し、必要な箇所に必要な施設を整備してきましたが、依然として待機児童解消には至っていません。引き続き、保育定員の拡大に努めるとともに、保育コンシェルジュによる相談機能を強化し、保護者の需要と供給のミスマッチの改善を図ると同時に、施設整備に不可欠な保育人材確保のための支援メニューを実施するなど、多方面に渡る取組みを推進していく必要があります。

② 施策 2-6（家庭教育の推進）

家庭教育は全ての教育の基盤となるものであることから、子どもが基本的な生活習慣や基礎的な力を身につけるためにも、家庭における教育機能を高めていく必要があります。

③ 施策 2-7（養育困難家庭の自立支援）

近年、子どもや家庭をめぐる問題は複雑かつ多様化しており、児童虐待件数も増加しています。こうした状況の中、虐待に対応する組織の体制強化と見直しは不可欠です。また、虐待の未然防止のためには、きめ細かな相談・支援の体制づくりや虐待防止講座等の充実も必要となってきます。

(2) 「第2期あだち次世代育成支援行動計画」から「子ども・子育て支援事業計画」へ

前掲の子ども・子育て家庭を取り巻く課題や第2期あだち次世代育成支援行動計画の評価等を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」における新たな施策体系を、次章以降のとおり設定します。



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子ども・子育て支援事業計画」では、教育大綱で掲げられた『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』を基本理念とします。この基本理念には、迷いや困難に直面してもそれを乗り越え、自ら信じる夢や希望に向かっていけるたくましさを持って生きて欲しいという思いが込められています。

“これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育てあげるか”とりわけ、乳児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期に、身近な大人たちからの深い愛情、様々な出会い、かかわりあいを通じて、子どもたちの自己肯定感を培い、生き抜く力を育みます。

『子ども・子育て支援事業計画』の基本理念

夢や希望を信じて生き抜く人づくり

(三 教育大綱の基本理念)

2 施策の体系

足立区では多くの人々が住み、働き・学び・活動し、日々の暮らしを営んでいます。まず、日々の暮らしの主役であり、まちづくりの担い手でもある「ひと」がいて、その人々が営む日々の「暮らし」があり、その暮らしが展開される舞台となる「まち」があります。さらに、「ひと」「暮らし」「まち」を支える「行財政」が必要となります。

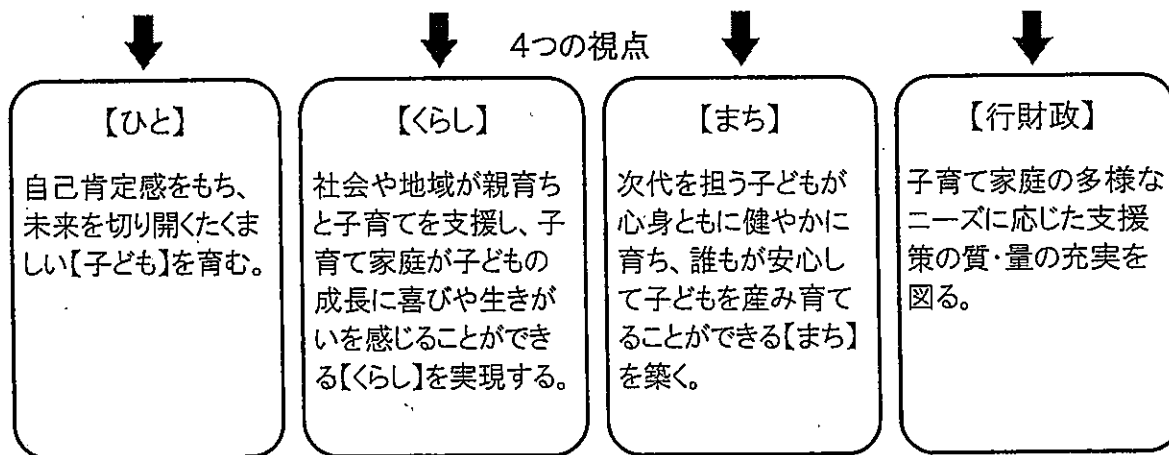
本事業計画で掲げた「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」という目指すべき姿を実現するために、この「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」の4つ視点から、目指すべき方向性を整理しました。

この4つの視点を踏まえて、区が実施する施策を『1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む』、『2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える』の2つの施策群に分類し、この2つの施策群にそれぞれ4つの施策を体系づけました。これら8つの施策に取り組むことで、『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』という基本理念の実現を自指します。

【子ども・子育て支援事業計画の施策体系】

基本理念：夢や希望を信じて生き抜く人づくり（＝教育大綱の基本理念）

“これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育てあげるか” とりわけ、乳児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期に、身近な大人たちからの深い愛情、様々な出会い、かかわりあいを通じて、子どもたちの自己肯定感を培い、生き抜く力を育みます。



子ども・子育て支援事業計画の施策体系

施策群	1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む	2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える																
施策	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">1-1</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">1-2</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">1-3</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">1-4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子どもの心身の健全な発達の支援</td> <td style="text-align: center;">就学前からの学びの基礎づくり</td> <td style="text-align: center;">発達支援員など子どもの状況に応じた支援の充実</td> <td style="text-align: center;">子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援</td> </tr> </table>	1-1	1-2	1-3	1-4	子どもの心身の健全な発達の支援	就学前からの学びの基礎づくり	発達支援員など子どもの状況に応じた支援の充実	子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">2-1</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">2-2</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">2-3</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">2-4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援の充実</td> <td style="text-align: center;">子育てと仕事の両立支援</td> <td style="text-align: center;">困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止</td> <td style="text-align: center;">安心して子育てのできる生活環境の整備</td> </tr> </table>	2-1	2-2	2-3	2-4	妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援の充実	子育てと仕事の両立支援	困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止	安心して子育てのできる生活環境の整備
1-1	1-2	1-3	1-4															
子どもの心身の健全な発達の支援	就学前からの学びの基礎づくり	発達支援員など子どもの状況に応じた支援の充実	子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援															
2-1	2-2	2-3	2-4															
妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援の充実	子育てと仕事の両立支援	困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止	安心して子育てのできる生活環境の整備															
	子支援	親支援																

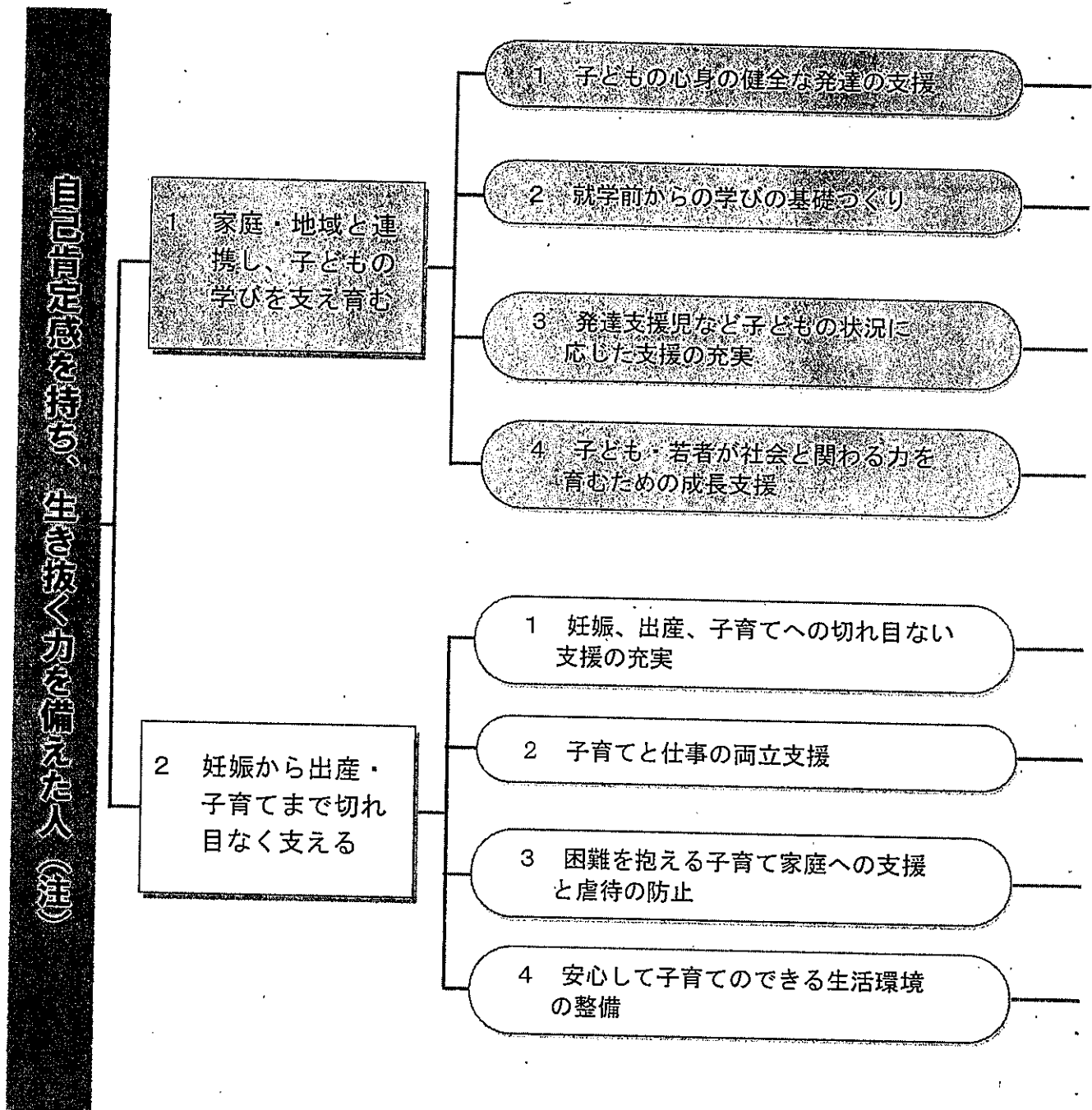
第3章 計画の基本的な考え方

(4) 施策の体系図

【柱立て】

【施策群】

【施策】



(注) 上位計画である足立区基本計画は7つの柱立てから構成されています。そのうち『自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人』という柱立てに本事業計画の施策体系を関連付け、基本計画との整合性を図っています。

【施策の方向性】

健康や食の大切さを伝えることで、子どもたちの豊かな心と健やかな身体を育みます。

個に応じた教育及び子どもの教育を支援する人材の充実等により、就学前教育の充実を図ります。

特別な配慮を必要とする子どもなど、子ども一人ひとりの環境や状況に応じた支援が受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

家庭や地域と連携しながら、様々な学び、体験の場を広げ、子ども・若者の成長を支えます。

安心して妊娠、出産、子育てができるよう、一貫した支援を行います。また、母子の良好な健康状態を保つための健診のしくみづくりを推進します。

保護者が仕事と子育てを両立できるよう保育施設の整備を進めるとともに、ニーズに沿った保育サービスの充実を図ります。また、保育サービスを適切かつ円滑に利用できるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。

困難を抱える子育て家庭の悩み相談に応じ、経済的支援をはじめ、親と子どもに寄り添った様々な支援を行います。

妊産婦、子育て家庭等全ての人たちが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

3 成果指標

足立区では、前述の施策体系に基づき、関連する各事業を推進することで、基本理念の実現を目指してまいります。そして、各事業の達成状況を測るひとつの目安として、以下のとおり、本事業計画全体の成果指標を設定します。

なお、成果指標1は「施策群1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む（子支援）」の、成果指標2は「施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える（親支援）」の成果を計る指標となります。

【計画全体の成果指標】

	成果指標	現状値
1	自分には良いところがあると思う子どもの割合 (↑ 逓増指標)	A層 80.2% B層 69.1% C層 62.4% (注1)
	(活用データ) 足立区基礎学力定着に関する総合調査（小学校2年生から中学校3年生までを対象とした調査） ⇒「自分にはよいところがあると思う」との質問に肯定的に回答した児童の割合 (対象) 区立小学校2年生 ※本事業計画は基本的には就学前を対象としているため、就学後の直近である小学校2年生のデータにて成果を図ることとしますが、2年生以降の数値の推移も継続して注視していきます。	
2	子育てを楽しいと感じる保護者の割合 (↑ 逓増指標)	1歳6か月児 55% 3歳児 45.9% 5歳児 62.4% (注2) ※子育てを辛いと感じる保護者の割合 (↓ 逓減指標) 1歳6か月児 3.1% 3歳児 5.0% 5歳児 4.8% ⇒楽しいと感じる割合と合わせて数値の変化を確認、検証してまいります。
	(活用データ) ・1歳6か月児及び3歳児健康診査アンケート ・子ども政策課による集計（5歳児） (対象) ・各乳幼児健診受診者の保護者 ・区立保育園及びこども園、私立保育園、私立幼稚園に通園する子どもの保護者	

(注1) 学習定着度調査の成績順に3層の成績層、A層(上位層)、B層(中位層)、C層(下位層)に分割

(注2) 子育ては楽しいと思えますか?との問いに、1歳6か月児及び3歳児健康診査アンケートでは「あてはまる」と回答した保護者の割合。子ども政策課によるアンケートでは「楽しいと感じることの方が多い」と回答した保護者の割合。

なお、本事業計画の実行性を担保するために上記2つの成果指標を設定しますが、子どもを取り巻く課題や区が取り組むべき施策は多岐にわたるものであり、かつ複雑に絡み合っているものであることから、当該成果指標について目標値を設定することは困難であると考えます。また、仮に目標数値の定めることができたとしても、その数値の達成のみをもって課題を解決したと評価できるものではないと考えます。

つきましては、当該成果指標については目標値を定めることはせず、ひとつの目安（物差し）として、これら数値の変化を確認し、各施策の実施状況や効果を検証しながら、誰もが子どもを産み育てることができる社会の実現を目指してまいります。

ただし、第4章に記載の各個別事業については、個々に指標と目標数値を設定したうえで、各事業の進捗を管理していきます。

第4章

各施策ごとの取組み内容

施策群1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策1-1 子どもの心身の健全な発達の支援

【現状と課題】

◆乳幼児期における心身の健全な発達

乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される大切な時期です。個人差が大きいこの時期に、子ども一人ひとりが健やかに成長していくためには、親子が触れ合う機会や同年齢、異年齢の子どもと主体的に関わる機会を確保することが大切です。

◆食育の推進

足立区は生活習慣病である糖尿病の医療費・件数が多いという現状があり、その要因のひとつに野菜の摂取量不足があると言われています。糖尿病を予防し、子どもの心身の健全な発達を支援していくためにも、乳幼児期から「様々な野菜を食べる」「ひと口目は野菜から食べる」という習慣や「野菜を使った料理体験」等を通して、自然と野菜を食べるなどの生活習慣を身に付けることが大切です。

◆乳幼児の健康の保持増進

足立区の子どもの歯・口の健康状況は、「むし歯がある子の割合が特別区平均より高い」、「未処置歯をもつ子の割合が高い」、「歯や歯肉に所見がある子の割合が高い」など、課題が多い状況です。よって、まだむし歯がない（あるいは少ない）早期から、家庭への啓発やむし歯がある子どもの保護者への受診勧奨に力を入れ、健全な口腔内環境を維持していくことが重要です。

【施策の方向性】

- 子どもの豊かな人間性と社会性を培うため、親子や同年齢、異年齢の子ども同士が主体的に関わることでできる交流の場を充実させます。
- 糖尿病等の生活習慣病を未然に防ぐため、食育の取り組みを通じて、野菜を食べる習慣を身に付けると同時に、食への意識を高め健全な発達を支援していきます。
- 歯科健診を通じて、むし歯の予防、早期の治療に繋げるとともに、家庭への啓発やむし歯がある子の保護者への受診勧奨等、早い段階からの取り組みに力を入れていきます。

【主な事業】

事業名(担当課)	事業内容			
1-1-① 食育の推進事業 (子ども施設整備課、子ども施設運営課)	「あだちベジタベライフ～そうだ、野菜を食べよう～」をキャッチフレーズに、野菜摂取の大切さを伝え糖尿病予防と糖尿病の重症化を未然に防ぐため、乳幼児健診などで早期から保護者への啓発に取り組むとともに、保育園等でのおいしい給食「野菜の日」などで、正しい食習慣づくりを推進します。望ましい食習慣や生活習慣を身につけ、子どもの健康格差の縮小に取り組めます。 (対象) 区立保育園・こども園、私立保育園、認証保育所の3～5歳児 ※私立幼稚園はH30から実施予定(指標1のみ)			
		指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
		指標1 「ひと口目は野菜から(ベジファースト)」事業の保育施設での実施割合 (単位) %	(対象) 区立保育園・こども園、私立保育園、認証保育所の3～5歳児 ※私立幼稚園はH30から実施予定 (算出式) $\frac{A}{B}$ ・区立園 A: 実施園数 B: 区立保育園・こども園の総数 ・私立園 A: 実施園数 B: 私立保育園の総数 ・認証保育所 A: 実施園 B: 認証保育所(3～5歳児の在籍園に限る)の総数	各施設ともに、100% 実績値(H27) 区立園 100% (39/39園) 私立園 30% (21/70園) ※H28年6月調査時点 認証保育所 —
		指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
指標2 野菜栽培と収穫野菜の調理体験事業の保育施設での実施割合 (単位) %	(対象) 区立保育園・こども園、私立保育園、認証保育所の3～5歳児 (算出式) $\frac{A}{B}$ ・区立園 A: 実施園数 B: 区立保育園・こども園の総数 ・私立園 A: 実施園数 B: 私立保育園の総数 ・認証保育所 A: 実施園 B: 認証保育所(3～5歳児の在籍園に限る)の総数	各施設ともに、100% 実績値(H27) 区立園 100% (36/36園) 私立園 — 認証保育所 —		

事業名(担当課)	事業内容		
1-1-② 保健所の健康教育・食育の推進 (保健予防課、中央本町地域保健総合支援課、保健センター)	乳幼児健診や育児学級、健やか親子相談事業など、様々な機会を捉えて健康教室を実施し、啓発を行います。 【H27 参加実績】 ・乳児(3~4 か月児)健康診査における健康教室 5,630 人 ・育児学級における健康教室 1,130 人 ・健やか親子相談事業における健康教室 16,433 人(親子での参加数のため、実績値を算出する際は 2 で割った数値を実績値としています)		
指標 1	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	乳児(3~4 か月児)健康診査、育児学級及び健やか親子相談事業における健康教室の参加率 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A: 各健康教室への参加人数 B: 0歳児人口×3(※) ※乳幼児健診、育児学級、健やか親子相談事業の3つの機会における健康教室の参加率であるため、3倍しています。	95%
			実績値(H27) 89.9%
1-1-③ 早寝・早起き・朝ごはんの推進 (子ども政策課(※)) ※青少年課へ担当課変更(H29年4月~)	早寝・早起き・朝ごはんが身につくよう、啓発を行います。 保育園等での早寝・早起き・朝ごはんカレンダーによる取り組み、パンフレットやポスターなどによる啓発活動を行っています。 【H27 実績】 早寝・早起き・朝ごはんカレンダーの取り組み園数：143 園		
指標 1	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	早寝・早起き・朝ごはんカレンダーの取り組み園数の割合 (単位) %	(対象) 区立保育園・こども園、私立保育園・こども園、認証保育所、私立幼稚園の4、5歳児 (算出式) $\frac{A}{B}$	93.7% 実績値(H27) 81.7% (143/175 園)
		A: 取り組み園数 B: 全区立保育園・こども園+全私立保育園+全認証保育所(4、5歳児の在籍園に限る)+全私立幼稚園	(内訳) ・区立保育園・こども園 100% (39/39 園) ・私立保育園 79.4% (54/68 園) ・認証保育所 93.3% (14/15 園) ・私立幼稚園 67.9% (36/53 園)

1-1-④
あだちっ子歯科
健診
(子ども政策課)

むし歯が増えやすい4歳(年少児)から6歳(年長児)を対象に、①区統一基準の歯科健診、②丁寧な受診勧奨、③結果集計、分析、フィードバックをセットに歯科健診を実施。未就学児のむし歯予防と早期治療により歯と口腔内の健康を保ち、ひいては子どもの貧困対策にも繋がるよう取り組みを進めています。

【H27 対象者数】

- ・区立保育園、認定こども園 2,662 人 ・私立保育園、公設民営保育園 3,586 人
- ・認証保育所 73 人 ・私立幼稚園、認定こども園 9,225 人
- ・未通園児(区外通園児を含む) 1,492 人

指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
健診の受診率 ①上記教育・保育施設内における受診率(単位)% ②未通園児の受診率(単位)%	(算出式) $\frac{A}{B}$ ① A: 上記教育・保育施設内における受診者数 B: 上記教育・保育施設の在籍者数	①100% ②12.6%
	② A: 未通園児の受診者数 B: 未通園児の数	①98.8% ② 8.6%
		実績値(H27)

1-1-⑥
図書館・乳幼児施設での読み語り会
(中央図書館)

絵本は、子どもの豊かな感性や人間性を育むばかりでなく、学ぶ意欲や集中力、知的好奇心などの基礎的な力を培うといわれています。また「読み語り」による子どもとのコミュニケーションは、愛されているという安心感と信頼関係を築き、親子の絆を深める第一歩です。区立図書館(中央図書館と地域館14館で実施)では、絵本や物語の楽しさを味わい親しんでもらえるように、乳幼児から小学生を対象とした「おはなし会」を開催しています。

【H27 実績】

- ・おはなし会: 実施回数 1,287 回、参加者数 23,904 人
- ・中央図書館映画会: 実施回数 149 回、参加者数 3,609 人

指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
おはなし会(中央図書館映画会を含む)の1回あたりの参加者数 (単位)人	(算出式) $\frac{A}{B}$ A: おはなし会の参加者数 B: おはなし会の実施回数	25人
		実績値(H27) 19.2人

1-1-⑥
あだちはじめてえほん
(中央図書館)

将来的に子どもの社会性と学力向上に貢献していくため、乳幼児健診の際に絵本を配布し、読み語りを実演するなど、親子がふれあうことの大切さと絵本を読む楽しさを伝えるとともに、読み聞かせ活動の普及を図っています。

3~4か月児健診時は、絵本を配布するとともに、読み語りボランティアが絵本を読み語りを実演し、幼児期に絵本に親しむ機会の充実を図っています。

また、1歳6か月児健診時は、区内図書館と子育てサロンを絵本の引換え場所とすることで、本に触れ合える環境が身近にあることをお知らせしています。

指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
3~4か月児健診時の絵本配布冊数 (単位)冊	3~4か月健診時に絵本を配布した冊数 ※3~4か月健診の受診者全員に配布することを想定	5,580冊 ※0歳児の人口推計数値(5,622人)を基に算出。 ⇒5,622人×99.2%(3~4か月健診の受診率(見込))
		実績値(H27) 5,773冊

指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
指標2 1歳6か月児健診時の絵本引き換え冊数 (単位)冊	1歳6か月健診受診者が絵本を引き換えた冊数	4,400冊
		※1歳児の人口推計数値(5,724人)を基に算出。 ⇒5,724人×90%(1歳6か月健診の受診率(見込))×85%(引き換え目標率)
		実績値(H27)
		3,127冊

【施策1-1に関連する事業(※)】

施策区分	事業名	掲載ページ
施策2-1	2-1-⑦ 子育て健康ひろば	P55
施策2-1	2-1-⑧ 子育てサロン	P55

※主となる施策以外に関連する施策がある場合に、関連する事業として掲載します。

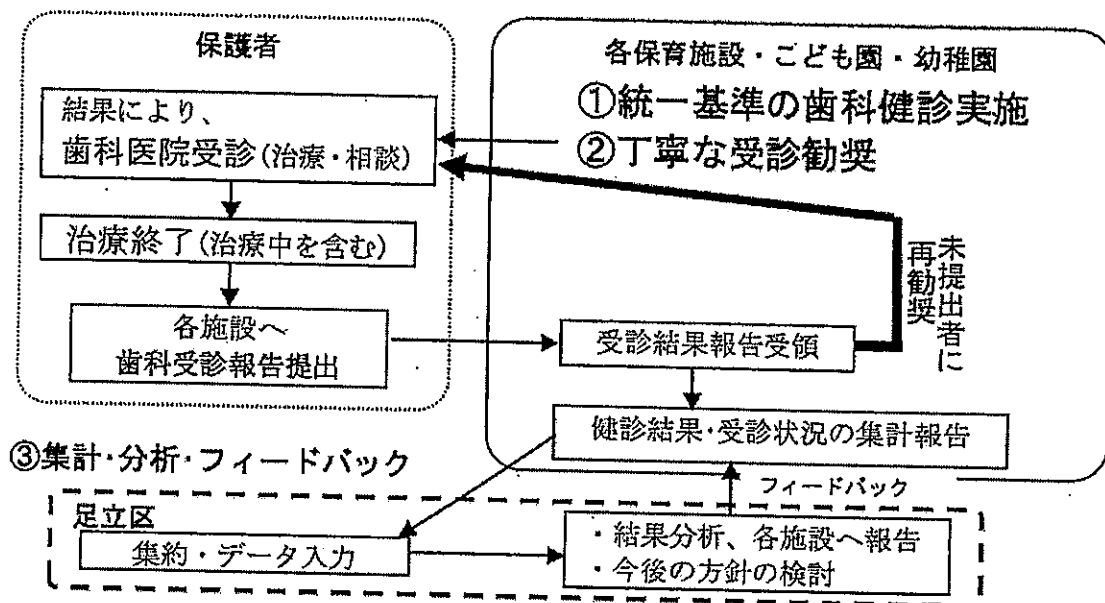
あだちっ子歯科健診

平成26年度から「足立区糖尿病対策アクションプランー歯科口腔保健対策編ー」の一環として、むし歯が増えやすい4歳(年少児)～6歳(年長児)を対象に、(公社)東京都足立区歯科医師会、各保育施設、認定こども園、幼稚園等が連携、協調しながら、①統一基準の歯科健診、②丁寧な受診勧奨、③集計・分析・フィードバックをセットにした「あだちっ子歯科健診」を実施し、これまで以上に、未就学児のむし歯予防および早期の治療に繋がるよう、取り組みを進めています。

【あだちっ子歯科健診のポイント】

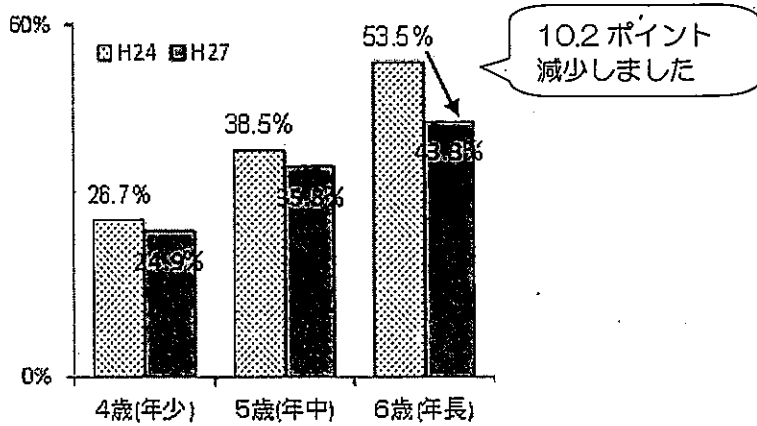
- ① 通園の有無に関わらず、すべての4～6歳児に統一基準(帳票、健診基準等)の歯科健診を実施
- ② 健診後、歯科受診が必要な子どもの保護者に丁寧な受診勧奨を実施
- ③ 歯科健診結果の集計・分析・フィードバックを実施

(あだちっ子歯科健診の実施フロー図)



【むし歯がある子の割合(経年比)】

① 区立保育園の6歳児のむし歯がある子の割合は、3年間で約10ポイント減少しました。



② 小学1年生のむし歯がある子の割合が、2年間で6ポイント減少しました。

	足立区		特別区平均
H25	47.8%	23位	39.4%
H26	43.7%	22位	37.0%
H27	41.8%	22位	34.9%

(東京都の学校保健統計書)

特別区における順位は、平成26年度から22位に上昇しました。

平成28年度から、受診率アップへの試みの一つとして、英語、中国語、ハングル語版のご案内通知を作成しました。

【受診率アップに向けた取り組み】

English Guide for a dental checkup (English)
 歯の検診、歯の検診通知書 (お知らせ)
 歯の検診通知書 (お知らせ) (お知らせ)

English: Adachi City conducts the dental checkup beginning at children aged 4 to 6 years old and promoting the measures for preventing tooth decay. Since the tooth cavity tend to occur in 4 to 6 years old period, please take the check-up on this occasion to get ahead.

October check: From October 27th, 2016 to April 17th, 2017.
 Visit to the City and check the dental surgery behind at kindergarten in the City.
 歯の検診: 10月27日から2017年4月17日まで
 市内の幼稚園、保育園で歯の検診を行います。

10月27日から2017年4月17日まで
 市内の幼稚園、保育園で歯の検診を行います。

10月27日から2017年4月17日まで
 市内の幼稚園、保育園で歯の検診を行います。

10月27日から2017年4月17日まで
 市内の幼稚園、保育園で歯の検診を行います。

1 English: Make reservation at the dental clinic on the Internet.
 (中文) 歯科検診予約はインターネットで予約してください。

2 English: Bringing documents (1) and (2) to the dental you attend and bring a document.
 (中文) 歯科検診当日は、歯科検診の通知書と歯の検診通知書(1)と(2)を持参してください。

3 English: Bring the document (3) to the dental you attend and bring a document.
 (中文) 歯科検診当日は、歯科検診の通知書と歯の検診通知書(3)を持参してください。

【現状と課題】

◆新制度施行等に伴う就学前施設の多様化

乳幼児の入園等に関する状況は、新制度や共働き家庭の増加等に伴い就学前施設の多様化が進み、各家庭の状況によって、幼稚園・保育園等、子どもたちの過ごす場所は多岐に渡っています。加えて、喫緊の課題である待機児問題等への対応のため、新規施設は年々増えている状況です。

◆質の高い保育・教育の充実

- ・乳幼児期は、生涯に渡る人格を形成するうえで重要な時期です。次代を担う子どもたちが健やかで心豊かに成長していくためには、質の高い保育・教育が求められており、各園の保育内容に対する保護者からの期待も高まっています。
- ・足立区では、多様化が進む様々な形態の就学前施設において、乳幼児期にふさわしい保育・教育を提供できるよう、各年齢の発達段階に応じた保育・教育の指導書として「すくすくガイド（※1）」を作成し、各施設へ配付しています。あわせて、5歳児の保育・教育に焦点を当てた「あだち5歳児プログラム（※2）」を作成し、就学を意識した指導の参考としています。

◆幼保小連携活動の推進

- ・幼児教育から小学校教育へと子どもたちの発達と学びをつなげるために、幼保小連携ブロック会議や子ども同士・職員同士の交流活動等の「幼保小連携活動」に取り組み、幼稚園・保育園、小学校の関係者が、子どもたちの情報の共有や指導方法等の相互理解を深めています。
- ・幼稚園・保育園、小学校の関係者が連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の習得と就学前からの学びの芽を小学校教育へとつなげていきます。

※1 すくすくガイド

子どもの発達・成長に沿った教育・保育のポイントを記載した幼稚園・保育園及び小学校の職員向けの指導書として作成したもの。

※2 あだち5歳児プログラム

5歳児の教育・保育に焦点を当て、小学校への移行をスムーズにするための指導内容について基本的なポイントを項目ごとに示したもの。

<3つの柱>

◆基本的な生活習慣

生活や活動の中で、幼児期に望ましい基本的な生活習慣が身につくように、保護者と共に育みます。

◆他者とのかかわり

友達や身近な大人との関わりの中で、自分の気持ちや考えを伝える力や相手の気持ちや考えを受け止める力を育みます。

◆学びのめばえ

主体的な遊びや様々な体験を通して好奇心旺盛になり、興味を持ったことに対して意欲や探求する気持ちなどを育みます。

【施策の方向性】

- 就学前教育施設において、質の高い保育・教育の提供を図るため、保育者等の資質向上を図る研修の充実に努めます。
- 園と家庭が連携して、子どもたちの基本的な生活習慣の習得に向けた取り組みを推進します。
- 幼保小連携活動を推進し、双方の保育・教育内容の相互理解を更に深めることで、子どもたちが戸惑うことなく就学し、意欲的に学習等に取り組める環境を整えます。

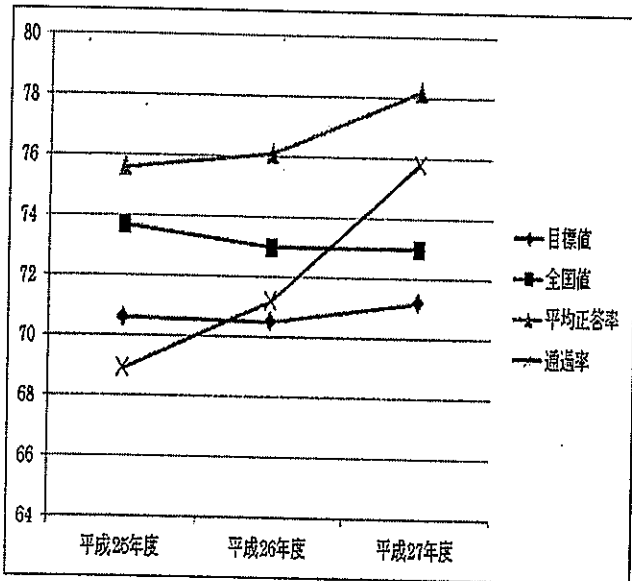
図 基礎学力を身につけている児童の割合（足立区小学校全体）

足立区小学校全体の基礎学力を身につけている児童の割合の推移をみると、国語、算数ともに平均正答率が目標値、全国値を各年ともに上回っています。また、国語、算数ともに通過率が年々向上しています。

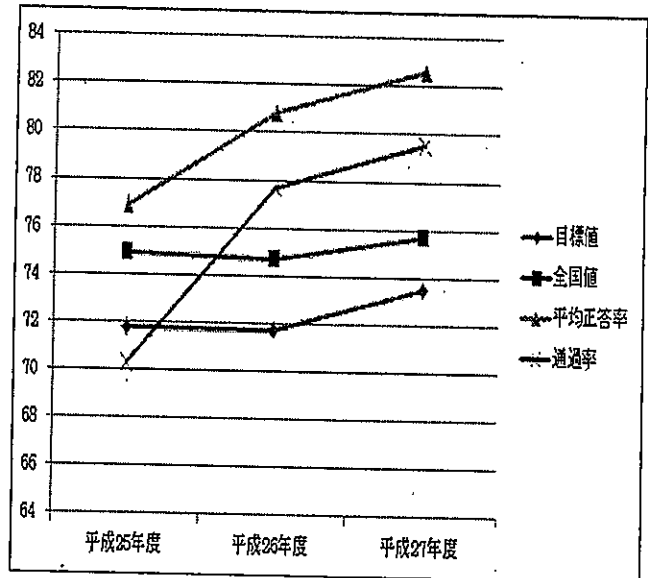
	平成25年度				平成26年度				平成27年度			
	目標値	全国値	平均正答率	通過率	目標値	全国値	平均正答率	通過率	目標値	全国値	平均正答率	通過率
国語	70.6%	73.7%	75.6%	68.9%	70.5%	73.0%	76.1%	71.2%	71.2%	73.0%	78.2%	75.8%
算数	71.8%	74.9%	76.9%	70.3%	71.7%	74.7%	80.8%	77.7%	73.5%	75.7%	82.6%	79.5%

資料：足立区教育委員会「足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習定着度調査）」

(国語)



(算数)



- ※・目標値：前年度の基礎的な内容が定着していれば正答できると期待される値（目標正答率）
- ・全国値：本調査と同一の調査を行った全国の対象者の平均値
- ・正答率：出題数中何問正解したかの割合（正答数÷出題数×100(%)）
- ・通過率：目標値以上の正答があった児童・生徒の割合（目標値以上の児童・生徒数÷受検者数×100(%)）

【主な事業】

事業名	事業内容		
1-2-① 保育者の資質向上 (就学前教育推進課)	保育者の資質向上を図るため、幼児教育関係者が学ぶ機会を提供します		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	研修会へ参加した園の割合 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A: 研修会への参加園数 B: 全区立・こども園+全私立保育園+全認証保育所+全小規模保育室+全私立幼稚園	70%
			実績値(H27) 64%
(内訳) ・区立保育園・こども園 39/39 園 ・私立保育園 38/62 園 ・認証保育所 35/44 園 ・小規模保育室 15/21 園 ・私立幼稚園 12/52 園			
1-2-② 幼保小連携活動 (就学前教育推進課)	「あだち5歳児プログラム」の実践により、園と家庭が連携した形での基本的な生活習慣を身につける取り組みを推進するとともに、幼保小連携による幼児と児童の交流活動、教員と保育者の交流研修等により、相互が理解を深め、教育・保育に活かし、子どもの学びの構えを育みます。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	基本的な生活習慣が身についている1年生の割合 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A: 基本的な生活習慣が身についている(※)1年生の数 B: 1年生の児童総数 ※以下の項目の達成状況で評価。 ・姿勢良く座ることができる ・静かに話を聞くことができる ・1人でトイレができる	80%
			実績値(H27) —
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	あいさつや返事ができる1年生の割合 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A: あいさつができる(※)1年生の数 B: 1年生の児童総数 ※大人や友達が声をかけたときに、きちんと応対できる程度を想定。	80%
実績値(H27) —			

事業名	事業内容		
1-2-③ 子ども同士の交流活動 (就学前教育推進課)	園児が小学校の授業や給食などを体験することによって、小学校の様子を肌で感じ、入学への期待や意欲を高めます。 【H27実績】 小学校との交流活動を実施した園数：138園		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	小学校との交流を行った園の割合 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A：交流活動を実施した園数 B：全区立保育園・こども園+全 私立保育園+全認証保育所 (5歳児の在籍園に限る)+全 私立幼稚園	90%
			実績値(H27) 83% (138/167園) (内訳) ・区立保育園・こども園 39/39園 ・私立保育園 53/62園 ・認証保育所 8/14園 ・私立幼稚園 38/52園

施策 1-3 発達支援児など子どもの状況に応じた支援の充実

【現状と課題】

◆発達に特別な配慮を必要とする子どもへの早期支援

近年、子どもの発達に関する相談が増えています。発達に特別な配慮を必要とする子ども（以下「発達支援児」といいます）は、早い時期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが大切です。一人ひとりの個性と能力に応じた配慮を行うことで、本人の自信や自尊感情を育み、生きていくうえでの基礎力を育てることにつながります。今後も、一人ひとりの成長や生活環境に応じた適切な支援を行っていくとともに、早期発見・早期支援に努めていきます。

◆発達支援児とその家族への支援

発達支援児が、住み慣れた地域で健やかに成長していくためには、子ども自身はもとより、家族にとっても地域での支えが不可欠です。地域全体に発達支援児への理解と対応、知識の浸透を図るとともに、子ども一人ひとりに応じた支援を早期から一貫して行っていくことが求められます。

【施策の方向性】

- 発達支援児及びその保護者が住みなれた地域で安心して共に生活できるよう、様々な子ども・子育て支援施策において子どもの成長段階や特性に応じた支援を行っていきます。
- 発達支援児一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、保育施設での指導内容や指導方法の工夫を計画的に行い、健やかな発達を促していくため、職員研修を充実させるなどの支援体制を整備していきます。
- 発達支援児及びその保護者に対して、一貫して身近な地域で適切な支援を行うことができるよう、関係機関（保健センター・げんき・あしすと等）同士の連携を図り、総合的かつ切れ目のない相談・支援を行っていきます。

【主な事業】

事業名	事業内容																						
1-3-① 発達支援児の早期発見・早期支援の取り組み (保健予防課・中央本町地域保健総合支援課・保健センター)	発達支援児を早期に発見し、身近な地域で一貫した適切な支援を行うため、関係機関との連携を図り子どもの発達を継続的に支援します。																						
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)																				
	発達が遅れが疑われる3歳児の割合 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A: 3歳児健康診査で要精密検査対象とされた人数 B: 3歳児健康診査受診者数(※) ※5,365人(平成27年度実績)	0.30% 実績値 (H27) 0.28%																				
1-3-② 乳幼児経過観察・健康診査・乳幼児療育指導 (保健予防課・中央本町地域保健総合支援課・保健センター)	乳幼児健康診査や訪問・相談などから心身の発育・発達などに不安のある乳幼児に対し、健康診査及び相談を行います。必要に応じ心理相談、発達評価専門医による療育相談を行います。家族を含め継続した支援を実施しています。 【H27実績】																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>768人</td> <td>628人</td> <td>81.8%</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月</td> <td>628人</td> <td>543人</td> <td>86.5%</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>384人</td> <td>317人</td> <td>82.6%</td> </tr> <tr> <td>療育指導</td> <td>38人</td> <td>33人</td> <td>86.8%</td> </tr> </tbody> </table>		対象者数	受診者数	受診率	乳児	768人	628人	81.8%	1歳6か月	628人	543人	86.5%	3歳	384人	317人	82.6%	療育指導	38人	33人	86.8%	
		対象者数	受診者数	受診率																			
乳児	768人	628人	81.8%																				
1歳6か月	628人	543人	86.5%																				
3歳	384人	317人	82.6%																				
療育指導	38人	33人	86.8%																				
指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)																					
対象者数に対する受診率 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A: 受診者数 B: 対象者数	各 90% 実績値 (H27) 乳児 81.8% 1歳6か月 86.5% 3歳 82.6% 療育指導 86.8%																					
1-3-③ 発達支援児の総合的な支援 (障がい福祉センター(※)) ※こども支援センターげんき八担当課変更(H29年4月)	発達支援児に関する相談に応じます。また、関係機関と連携し、住み慣れた地域で健やかに成長していくための支援を行います。																						
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)																				
	障がい福祉センターで受けた全ての相談事案のうち、保健センター、保育園・幼稚園等、こども支援センターげんきからの紹介により受けた相談事案が占める割合 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A: 保健センター等からの紹介による相談件数 B: 障がい福祉センターにおける全相談件数 ⇒関係機関間の連携の進捗度を計る	80% 実績値 (H27) 66% (502/755件)																				

事業名	事業内容		
1-3-4 発達支援委員会 (※1)の開催・園 巡回指導 (こども支援セン ターげんき 支援 管理課)	発達支援委員会で検討された指導内容を保育所等に助言し、児童に適した保育の実践を支援します。個別支援計画の作成を促し、保護者への育児支援の一助とします。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
	継続支援児のうち、支援の程度がⅠ又はⅡ(※2)と判定された児童の割合 【低減目標】 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A: 支援の程度がⅠ又はⅡと判定された継続支援児数 B: 継続支援児の総数 ⇒保育上の配慮を行うことにより、支援の程度がどの程度軽減したかを計る	50% ※継続支援児は 500 人と想定 実績値 (H27) 55% (123/223 人)
1-3-5 従事職員のスキルアップ研修 (こども支援セン ターげんき 支援 管理課・障がい福 祉センター)	保育園(認可外含む)、幼稚園等の職員を対象に研修を実施し、統合保育の充実を図ります。 【H27 実績】 ・専門研修: 累計 519 人 ・発達コーディネーター育成研修: 11 人 (累計 71 人) ・フォロー研修: 9 人		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
	研修最終日に実施する確認(習熟度)テストで、80点以上を獲得した受講者の割合 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A: 80 点以上を獲得した受講者数 B: 全受講者数	80% 実績値 (H27) — ※H28 から実施

※1 発達支援委員会とは？

医師、心理士、区立・私立保育園長の代表、保育関連所管の区職員の15名程度を構成メンバーとする要綱に基づき設置された機関で、対象児の発達状況や保育の配慮事項などを審議します。園からの申請により心理士の行動観察等を基に委員会を開催し、委員会で審議された内容は具体的に園に伝え、保育を行う上での一助としています。なお、委員会結果は単年度有効なので、年長児になるまで毎年委員会の対象児となります。

※2 支援の程度：行動問題レベル

	I	II	III	IV
配慮が必要な行動上の課題	危険行為、他害、乱暴な行動、集団の規則を守れないことが、常に見られる。	危険行為、他害、乱暴な行動、集団の規則を守れないことが、やや目立つ。	危険行為、他害、乱暴な行動、集団の規則を守れないことが、ときおり見られる。	危険行為、他害、乱暴な行動、集団の規則を守れないことが、殆ど見られない。

【現状と課題】

◆子ども・若者支援における地域社会の現状

- ・子ども・若者が育つ場である家庭においては、三世帯世帯の減少と、ひとり親世帯の増加などにより、家庭内において子育てを学び、助け合うことが難しくなっています。そのため、親が子育てに関して不安や負担を抱えやすく、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要となっています。しかし、地域社会においても人間関係が希薄化し、地域社会が家庭を支えることも難しくなっています。
- ・かつての地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験を通じて、子どもたちが健やかに成長するという重要な役割がありました。地域社会の教育力が弱まり、地域における体験の場がなくなってきました。地域社会の教育力の回復には、地域における体験活動を支援する人材が必要ですが、育成の取り組みが進んでいません。

◆情報化の進展に伴う子ども・若者を取り巻く新たな課題

子ども・若者の生活面においては、急速なスマートフォンの普及や新たな情報通信サービスの出現等により、情報通信環境は目まぐるしく変化し続けています。子ども・若者の知識やコミュニケーションの空間を格段に広げる可能性はあるものの、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因する被害の増加など、負の影響も増加しています。また、ソーシャルネットワークサービスなどによるインターネット上の新たなコミュニティの拡大も、ネット上のいじめや、ネット依存の問題を引き起こしています。

◆若者の地域参画の支援

足立区では、大学が複数設置され、区内で学ぶ若者が増えています。区内で育った若者も含めて、若者の地域参画が期待されるところですが、参画の機会はまだ限られています。

【施策の方向性】

子ども・若者が、健全に育ち、社会性を身につけるためには、大人の支援が必要です。
日常生活に関わる能力として、基本的な生活習慣の習得とコミュニケーション能力及び規範意識の習得への支援を行います。

それらの能力を身につけるためには、家庭や地域において、様々な体験から学ぶことが重要です。そこで、以下の施策を推進します。

●家庭教育支援の強化

・子ども・若者が、基本的な生活習慣や、基礎的な力を身につける家庭の教育機能を高めるために、家庭教育支援に積極的に取り組みます。

●多様な体験活動機会と場の提供

- ・集団で遊び、体験する機会を提供するとともに、地域主体の多様な体験活動を支援します。
- ・放課後子ども教室や中高生の居場所など、放課後の居場所や活動の場を提供します。
- ・インターネットや情報機器を活用した国際交流などにより、異なる価値観に触れたり、世界の人々と継続的なコミュニケーションがとれるようになることを支援します。

●地域における担い手の育成

- ・子ども・若者を地域において育成する指導者の養成を進めます。
- ・子ども・若者自身が地域の新たな担い手となるよう、育成の機会を提供し、地域での活躍の場に繋がります。

●子ども・若者の社会形成・社会参加を支援

- ・社会の一員として自立し、社会に積極的に関わることができるよう社会参加の機会を提供します。
- ・ボランティア活動を通じて、地域社会へ参画する機会を支援します。
- ・国際交流活動を通して国際理解や異文化体験の機会を提供します。

【主な事業】

事業名	事業内容			
1-4-① キャラクシティ での多様な体験 活動の提供 (青少年課) ※地域文化課入団 当課変更(H29 年4月)	指標1	参加した子ども達が楽しいと感じることが体験の質を高めるため、子どもが楽しめて成長の糧となる多様な体験活動を提供します。		
		指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
		検討中		
1-4-② あだち放課後子 ども教室 (教育政策課)	指標1	地域の参画を得て、放課後の小学校の校庭や体育館、図書室等で、自由遊びや読書、自主学習の場を提供します。平成22年度に区内全小学校での開設が達成されました。		
		指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
		区内全小学校(69校)のうち、 全学年(1～6年)を対象に実 施している小学校数 (単位)校	全学年を対象として放課後 子ども教室を実施している 小学校数 ※平成22年以降、区内全小学 校で実施しているが、対象と している学年が各校で異な っている。	施設ごとの環境整備に合 わせ全校、全学年実施を 目指す
		実績値(H27)	57校	
1-4-③ ジュニアリーダ ーの育成 (青少年課)	指標1	研修会で動機付けを行い、子ども会を中心とした地域活動のリーダーを育成します。 (対象：中学生)		
		指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
		子ども会のリーダーを育成す る研修会を修了後、リーダ ーとなった割合 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A：子ども会のリーダーとなっ た研修受講者数 B：研修受講者数(対象:中学生)	60% (30人/50人)
		実績値(H27)	24% (7人/29人)	

【施策 1-4 に関連する事業 (※)】

施策区分	事業名	掲載ページ
施策 1-1	1-1-③ 早寝・早起き・朝ごはんの推進	P35

※主となる施策以外に関連する施策がある場合に、関連する事業として掲載します。

施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策2-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援の充実

【現状と課題】

◆妊娠、出産、子育て期における妊婦や保護者の現状

毎年、早期（満37週未満）に産まれた子どもの割合が約6.0%で推移しており、妊婦への規則正しい生活習慣、禁煙の指導等の支援により、正期産（満37週～満42週未満）に導くことが重要です。また、結婚年齢の上昇等に伴い、35歳以上の高年齢で妊娠・出産する方も増加しています。しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周りに相談相手がない、必要な情報が得られないなど、妊娠、出産、子育てに不安を抱える妊婦や保護者が増えているのが現状です。

図1 早期（満37週未満）に生まれた子どもの割合の推移

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
足立区	早期（満37週未満）に生まれた割合	6.0%	5.8%	5.5%	5.7%	6.0%
	総出生数	5,503	5,466	5,498	5,358	5,324
	早期出生数	328	318	300	306	319
東京都	早期（満37週未満）に生まれた割合	5.4%	5.5%	5.5%	5.4%	—
	総出生数	108,135	106,027	107,401	109,986	—
	早期出生数	5,875	5,821	5,938	5,930	—

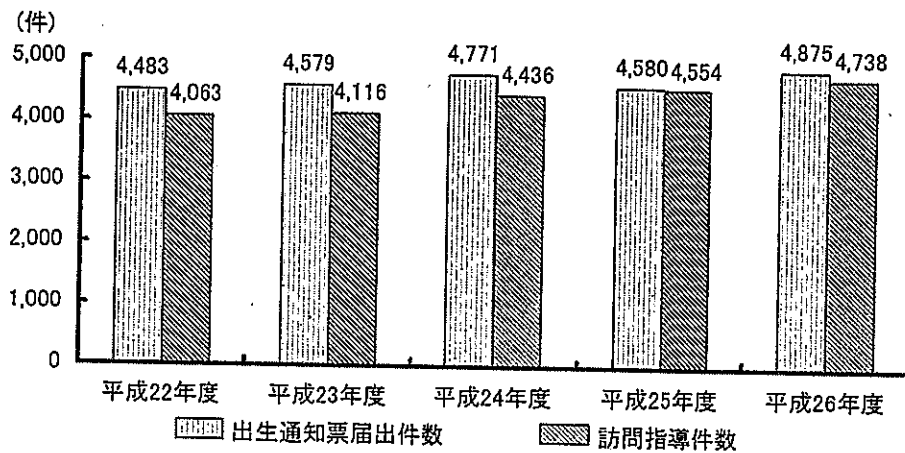
資料：衛生管理課

※平成26年は平成27年12月1日現在

◆妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

足立区では、「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(ASM&E)」を通じて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。生後3ヵ月までの乳児のいる家庭を助産師、保健師が訪問し、健康相談、育児アドバイスをを行い、母子保健の向上を図るとともに、1歳6ヵ月児・3歳児健康診査の充実に努めています。さらに、「あだち子育てガイドブック」等により、妊娠時から出産・育児などの子育てに関する支援や各種保育サービス等に関する情報提供にも努めています。引き続き、各種健康診査や訪問指導を通じて、子育ての不安や悩みの相談に応じ、子育てに関する情報提供を行うなかで、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなげることが重要です。

図2 こんにちは赤ちゃん訪問事業実施状況の推移



資料：数字で見る足立

図3 妊娠届出数及び妊婦・乳幼児健康診査実施状況の推移

	妊娠届出数	妊婦健康診査受診者数 (延人数)		乳幼児健康診査受診者数(人)				
		妊婦	産婦	3-4 か月児	6か月児	9か月児	1歳 6か月児	3歳児
平成22年度	6,136	58,658	-	5,776	5,123	5,138	5,083	5,186
平成23年度	6,142	58,398	-	5,510	5,151	5,031	5,151	5,309
平成24年度	6,059	59,369	-	5,660	5,151	5,008	4,999	5,454
平成25年度	5,881	57,981	-	5,465	5,226	5,007	5,055	5,218
平成26年度	6,006	58,924	-	5,489	4,976	4,935	5,053	5,291

資料：数字で見る足立

◆子育てに関して身近で相談できる体制の充実

就学前児童の保護者へのアンケートでは、多くの保護者が子どもの食事などの生活習慣やしつけや教育について不安を感じています。住み慣れた地域の中で孤立感を感じることなく、安心して子育てできる環境を整えていくため、足立区では、子育てサロンを充実させるなど、子育てに関する不安の解消や孤立を防ぎ、安心して子育てができる環境の整備に努めています。

【施策の方向性】

- 安心して妊娠、出産を迎えられるよう、健康診査や健康相談、育児学級等の充実を図ります。また、母体又は胎児におけるリスクの高い妊婦の安全を図るため、関連施設との連携に努めます。
- 乳幼児の健康診査等により、発育・発達状況や疾病の有無等の確認及び相談を実施し、子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育て不安の軽減を図ります。
- 子どもの心と身体の健やかな発達の促進と育児不安の解消のため、気軽に相談できる体制の充実や子育て情報の提供に努めます。また、親子で遊びを楽しんだりできる居場所づくりや同世代の子どもを持つ親たちの仲間づくりを支援します。

【主な事業】

事業名	事業内容		
2-1-① 妊婦健康診査 (保健予防課)	妊婦健康診査の受診により、健康管理、流・早産の防止、妊産婦・乳幼児死亡率の低下に努めています(妊婦1人あたり全14回受診可)。 【H27実績】 ・対象者：年度の妊娠届出者数：5,863人 ・妊婦健康診査の受診数：70,683回		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	指標1 妊婦一人あたりの健康診査 (全14回)の受診率 (単位)%	(算出式) $\frac{A}{B}$ A：妊婦健康診査の受診数 B：妊娠届出者数×14回	90% (全14回中12.6回)
			実績値(H27) 86.1% (全14回中12.05回)
2-1-② 妊産婦家庭訪問 事業 (保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、保健センター)	妊娠週数に応じた妊婦の健康管理を行い、胎児の良好な発達を促し、流・早産、妊娠高血圧症候群、低出生体重児等の発生を防止します。 【H27実施実績】 ・ASMAPPでの延べ訪問件数：517人 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の延べ訪問件数：4,818人(平成28年9月7日現在)		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	指標1 妊娠届出者に対する訪問率 (単位)%	(算出式) $\frac{A}{B}$ A：延べ訪問件数(ASMAPP+こんにちは赤ちゃん訪問) B：妊娠届出者数	100%
			実績値(H27) 91.0%

事業名	事業内容		
2-1-③ 子育てホームヘルプサービス事業 (子ども支援センター・たんぽぽ子ども家庭支援課)	産前産後の妊産婦がいる家庭を対象に、家事を支援するホームヘルパーを派遣します。(H28 新規事業)		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	①年間延べ利用件数 (単位) 件 ②年間実利用人数 (単位) 人	子育てホームヘルプサービス事業の①延べ年間利用件数と②実年間利用人数	①809 件 ②100 人 実績値(H27) ①314 件 ② 41 人 ※子育てホームサポート事業の産前産後家事支援の件数、人数とする。
2-1-④ 母親学級・両親学級(※) (保健予防課・中央本町地域・保健総合支援課・保健センター) ※「ファミリー学級」に名称変更(H29年4月～)	妊婦及びその家族に対する健康教育の充実を図るとともに、父親も参加できる子育ての仲間づくりを行い、交流を図ります(4回制(母親学級3回、両親学級1回))。 【H27実績】 ・母親学級の(実)受講者数：836人 ・両親学級の(実)受講者数：2,590人		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	妊娠届出者数に占める母親両親学級への参加率 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A：母親両親学級への参加者数 B：妊娠届出者数	50.0% 実績値(H27) 44.2%
2-1-⑥ こんにちは赤ちゃん訪問事業 (保健予防課・中央本町地域・保健総合支援課・保健センター)	保健師又は助産師が訪問。育児不安の軽減、養育上必要な助言、指導、支援を行います。 【H27実績】 こんにちは赤ちゃん訪問事業の延べ訪問件数：4,818人(平成28年9月7日現在)		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	出生通知票届出件数に対する訪問実施率 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A：延べ訪問件数 B：出生通知票届出件数	100% 実績値(H27) 99.8%

事業名	事業内容			
2-1-⑥ 乳幼児健康診査 (乳児、1歳6か月、3歳) (保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、保健センター)	<p>月例に応じた健康診査を行い、発育・発達状況や疾病の有無等の確認および相談を実施し、子育ての不安を軽減します。</p> <p>【H27実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3～4か月 受診者数：5,630人、対象者数：5,752人 ・6か月 受診者数：5,613人、対象者数：5,752人 ・1歳6か月 受診者数：74,967人、対象者数：5,617人 ・3歳 受診者数：5,365人、対象者数：5,712人 			
	指標	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
		各健康診査の受診率 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A：各健康診査の受診者数 B：各健康診査の対象者数	3～4か月 99.2% 6か月 98% 9か月 95% 1歳6か月 90% 3歳 95%
				実績値(H27)
3～4か月 97.9% 6か月 97.6% 9か月 92.0% 1歳6か月 88.4% 3歳 93.9%				
2-1-⑦ 子育て健康ひろば (保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、保健センター)	<p>区内5箇所の保健総合センター(中央本町、千住、竹の塚、東部、江北)を、親子の健康づくり活動の拠点、地域の親子の交流の場とします。</p> <p>【H27実績】</p> <p>子育て健康ひろばの延べ参加人数(親子の参加人数)：8,378人</p>			
	指標	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
		0歳から2歳児までの親子の参加率 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A：親子の参加人数 B：0、1、2の総人口×2(※) ※実績の集計数値が親子の参加人数であるため、2倍しています。	30%
				実績値(H27)
25.1%				
2-1-⑧ 子育てサロン (住区推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の親子同士の交流と仲間づくりの場を提供します。 ・乳幼児の年齢、発達に合わせた親子での遊びを提供します。 			
	指標	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
		子育てサロンの利用者数 (単位) 人	区内63箇所にある子育てサロンの利用者総数	440,000人
				実績値(H27)
413,731人				

あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト (ASMAP)

- ◆ 妊娠期から産後期の母子保健事業を充実することにより、養育困難や児童虐待を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支える仕組みを「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト (ASMAP)」と総称します。
- ◆ 母子保健コーディネーターによる支援対象妊婦への訪問やケアプランに基づく支援を通じて、妊娠期から切れ目のない母子保健事業を推進していきます。

養育困難世帯の早期発見

妊娠期からの早期発見で適切な支援へ

妊娠期
↓
乳幼児期

足立保健所

● 母子保健コーディネーターの配置【新規】

5名の母子保健コーディネーターが、妊娠届出時から特に支援を必要とする世帯を把握し、個別プランを作成など適切な支援を実施。

● こんにちは赤ちゃん訪問【拡充】

育児不安が強い、生活環境の改善が必要な場合等に、**複数回の訪問を実施。**

1回 ⇒

家庭の状況に応じて
2～3回訪問

● 乳幼児健康診査による再評価等

妊娠届などで把握している要支援世帯の再評価を兼ねるとともに、乳幼児健康診査時に新たに把握した世帯に必要な支援を実施。

産前産後養育支援連絡会議
(保健所とこども支援センターげんき)

適切な支援につなぐ

適切な支援により育児困難や児童虐待を防ぐ

(関連事業) こども支援センターげんき

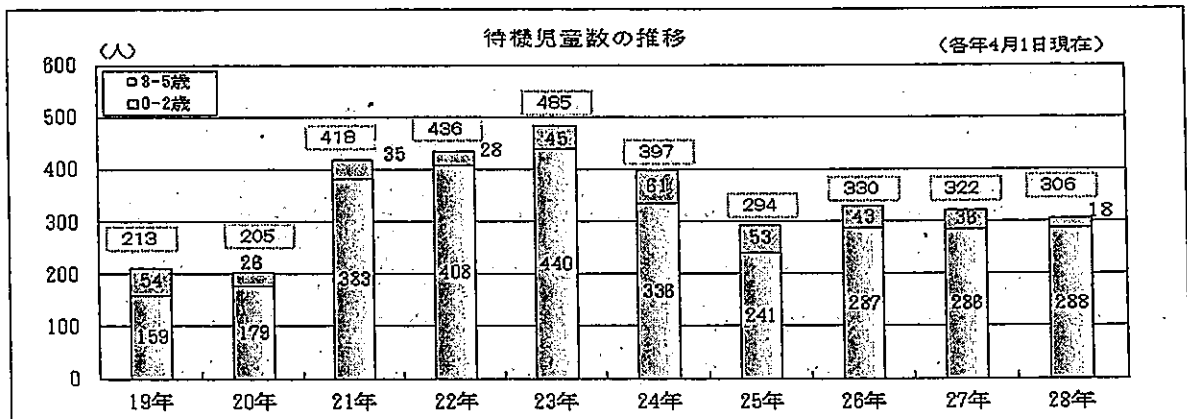
- きっかけ子育て訪問事業【新規】
サポーターの訪問傾聴で子育ての孤立感を解消。
- 子育てホームヘルプサービス事業【新規】
産前産後の妊産婦の家事を代行し、出産・育児を支援。
- 養育支援訪問【拡充】
専門相談員を増員し、養育困難家庭の訪問体制を強化。
- こどもショートステイ事業【拡充】
施設受入人数を1日4名から8名に増やし、預かり養育を実施。
- あだち・ほっとほーむ事業
有償ボランティアが育児・家庭援助、養育支援。

施策2-2 子育てと仕事の両立支援

【現状と課題】

◆待機児童対策と多様化する保育ニーズへの的確な対応

- ・足立区では、待機児童の解消と多様化する保育ニーズに的確に対応するため、待機児童解消アクション・プランを策定し、各地域の状況等を分析したうえで、施設整備や利用者支援などの取り組みを進めてきました。その結果、平成23～27年度の間、2,276人分の保育定員を拡大しました。一方で、近隣自治体でも施設整備が加速しており、保育人材の確保が一層困難になることが予測されます。
- ・さらに、幼稚園においても、3歳以降の保育ニーズにより積極的に対応できるよう、預かり保育への支援を強化していく必要があります。また、幼稚園教諭の人材確保の状況については、現状を把握していく必要があります。
- ・女性の社会参画が進み、保育需要率（対象年齢人口に対する保育需要数の割合）が5.8%伸び、38.2%まで達するとともに、就学前児童の保護者へのアンケートでは就労していない母親の6割以上が、すぐに又は数年後までには就労を希望しているなど、今後も共働き家庭が増加していくことが予測されます。引き続き、こうした保育需要の増大に対応すべく、保育施設の整備等による保育の量的拡大が求められます。



- ・前出のアンケート結果によると、不規則な就労や日常生活の中での急用、病気やケガなどで一時的に保育が必要となるという場合があるとの声も多くあり、子育て家庭を支える様々な形態の保育サービスの充実も求められます。

- ・子育てガイドブック、Aメールの利用率が高い一方で、こども支援センターげんきの相談窓口、子ども政策課・子ども施設入園課の相談窓口の認知度が低いことがわかりました。子育てに関する相談窓口や子育て支援サービス等の情報提供を充実させ、子育て家庭へ広く周知を図るとともに、円滑な利用につなげられるよう利用者支援の体制を整える必要があります。

◆保育施設の整備に伴う保育の質の維持・向上

- ・平成27年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートし、区市町村には保育の「量」の拡充とともに「質」の向上を図る権限が付与されました。足立区は、教育・保育施設（認可保育園や認可こども園等）や保育事業者（小規模保育、家庭的保育）が適性に運営されるよう、計画的に指導検査を実施する必要があります。
- ・保育施設の整備にあたって、株式会社をはじめ様々な保育事業者が参入しています。また、認可保育園以外の保育施設が増え、延長保育や一時保育などのメニューも数多くあり、保育サービスが多様化しています。子どもたちがどの施設やメニューを利用しているとしても、一定レベルの保育が受けられよう、足立区として指針を示し、保育の質の維持・向上を図る必要があります。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化が進む中、仕事と仕事以外の生活を調和・両立させることの難しさが課題となっています。さらに、（注1）晩婚化傾向による子育てと介護の同時期における対応（ダブルケア）を担う世帯もめずらしくない昨今です。

（注1）・国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」/2010年
・厚生労働省

- ・仕事と仕事以外の生活の調和を図り、一人ひとりの毎日を充実させていくために、また地域や企業における子育て家庭への理解を深め環境整備を進めるには、「ワーク・ライフ・バランス」の啓発をさらに進め、企業はもとより社会全体で取組みを促進する必要があります。

【施策の方向性】

- 各地域における待機児童の状況や保育需要の分析などから、保育需要が集中する地域に保育施設を整備します。また、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、各地域における待機児童世帯の就労状況等の傾向や既存保育施設の配置状況等を踏まえ、需要の実態に合わせた保育施設等をバランスよく配置します。
- 家庭的保育（保育ママ）をはじめとする地域型保育事業や認証保育所などの認可外保育施設など、家庭の状況に応じた多様な保育施設の利用促進に取り組みます。
- 保育施設の認可基準や条例で定める運営基準に基づく指導検査を計画的に実施するとともに、各施設で取り組むべき「教育・保育」の基本的事項を取り入れた指針（ガイドライン）を定め、適正な運営及び保育の質の維持・向上を図ります。
- 保育士就職相談会及び保育再就職セミナーの開催による就職支援を行うとともに、区内保育施設に就職した保育士等への経済的な支援を実施し、保育士の確保・定着及び保育の質の維持・向上を図ります。
- 3歳児からの受け入れ定員が不足する見込みの地域において、就学前までの持ち上がり可能な定員を確保できることなど、一定の条件を満たす認証保育所の認可化を支援していきます。
- ライフスタイルの多様化や女性の社会参画が進んだことなどから、すべての子育て家庭を対象に、安心して子育てができるよう延長保育、休日保育、一時預かり、病後児保育など多様な保育サービスを充実します。
- だれもが気軽に子育て情報を入手でき、必要な情報が必要な人に的確に伝わるよう情報提供体制の充実を図ります。
- 男女ともに自らの意思で多様な働き方を含めたライフスタイルの選択を可能にし、仕事と仕事以外の生活が両立できるよう、また夫婦間や地域、企業において子育てについての理解を深め、社会全体での「ワーク・ライフ・バランス」が進展するよう、着実に普及・啓発を行っていきます。

【主な事業】

事業名	事業内容		
2-2-① 保育施設等の整備 (待機児ゼロ対策 担当課、子ども施設整備課)	働きながら安心して子育てできる環境づくりを推進するため、さまざまな保育ニーズに合わせた保育施設等の整備をより一層進めていきます。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	保育需要に対する待機児童率 【低減目標】 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A: 待機児童数 B: 保育需要数(各保育施設の在園児数+待機児童数)	0% 実績値(H27) 2.4%
2-2-② 保育士確保・定着対策 (子ども施設整備課)	区内保育施設に就職した保育士等への経済的な支援や就職相談会・再就職セミナーの開催による就職支援を行うことで、保育士の確保・定着及び保育の質の維持・向上を図ります。 【H27実績】 ・再就職セミナーの開催：2回（参加者総数 21人） ・区内大学での就職相談会の開催：2回（参加者総数 160人）		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	就職相談会等の ①実施回数 (単位) 回 ②参加者数 (単位) 人	就職相談会等の①実施回数と ②その参加者数	①7回 (内訳)セミナー3回、ハローワーク1回、区内専門学校・大学3回 ②330人 (内訳)セミナー70人、ハローワーク60人、区内専門学校・大学200人(※) ※それぞれ定員の6割を想定 実績値(H27) ①4回 ②181人
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
経済支援補助金の利用者数 (単位) 人	保育士奨学金返済支援(平成28年度から実施)及び保育士等住居借り上げ支援(平成28年1月から実施)の利用者数	330人 (内訳)住居借上げ150人 奨学金180人 実績値(H27) 26人 (内訳)住居借上げ26人 (H28年1月から実施)	
2-2-③ 認証保育所の認可化移行支援 (待機児ゼロ対策 担当課、子ども施設整備課)	3歳児からの受け入れ定員が不足する見込みの地域において、就学前までの持ち上がりが可能な定員を確保できることなど、一定の条件を満たす認証保育所の認可化を支援していきます。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	移行した認証保育所の数 (単位) 所	認可化した認証保育所の数	5所 実績値(H27) —

事業名	事業内容			
2-2-④ 保育コンシェルジュ シヨ (子ども施設入園課)	<p>保育施設の案内や預け先の相談に、専門の相談員がお応えします。保護者の希望やお子さまの様子などを伺いながら、保育施設や個別のニーズに合ったサービスをご案内します。</p> <p>【H27実績】 保育コンシェルジュ相談件数：1,517件</p>			
	指標1	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
		相談者の満足度 (単位) %	今後、相談者を対象にアンケート調査を実施予定	100%
				実績値 (H27)
—				
2-2-⑥ 保育施設等への 指導検査の実施 (子ども施設運営課、子ども施設入園課)	<p>児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、保育施設等への指導検査を実施します(H28から実施)。また、指導検査とは別に、保育施設等への実施調査を実施しています。当該年度に指導検査を実施する施設は除き、家庭的保育事業者及び小規模保育事業者へは年2回、認証保育所へは年1回、全施設等を対象に毎年度、実地調査を実施します。</p>			
	指標1	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
		指導検査において「文書指摘」又は「口頭指導」となった園等の割合 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A：指導検査項目(運営・保育・会計)のうち、「保育」について文書指摘又は口頭指導をされた園等の数 B：指導検査を実施した園等の総数	0%
				実績値 (H27)
	—			
	指標2	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
指導検査で「文書指摘」又は「口頭指導」となった項目が、次の実施調査の際に改善されていた園等の割合 (単位) %		(算出式) $\frac{A}{B}$ A：改善されていた園等の総数 B：指導検査で「文書指摘」又は「口頭指導」となった園等の総数	100%	
			実績値 (H27)	
—				
2-2-⑦ 学童保育室の運営 (任区推進課)	<p>保護者の就労や病気などにより放課後子どもを保育できない家庭の小学生を保育し、児童の健全育成を図ります。学童保育室の増員・増室とあわせ、補完策として児童館機能の充実や放課後子ども教室との連携を進め、保護者へ適切に情報提供して学童保育需要の適正化を図り、待機児童を解消していきます。また、都や区が実施する学童指導員向け研修の受講を奨励して指導員の専門性を高めるとともに、安全な保育に必要な職員数を配置し、放課後の保育の質の向上を図ります。</p>			
	指標1	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
		学童保育室の待機児率 【低減目標】 (単位) %	(算出式) $\frac{A}{B}$ A：待機児童数 B：入室申請者数	0
				実績値 (H27)
3.9				

事業名	事業内容			
2-2-⑧ ワーク・ライフ・ バランス推進の ための専門家派 遣事業 (区民参画推進 課)	労働条件の整備や業務改善を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業に対し て、社会保険労務士や経営コンサルタント等の専門家派遣による支援を行います。			
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)	
	支援メニューを利用したWLB推進に取り組む企業数 (単位) 社	社会保険労務士又は経営コ ンサルタントを派遣し経営 改善等を図った企業数	社会保険労務士等の専門 家派遣 10社に派遣 経営コンサルティング業 務委託 5社に派遣 ※27年度に支援メニューの 組替えを実施したため変 更の可能性有り	
			実績値(H27) 3社(計4回派遣)	
2-2-⑨ ワーク・ライフ・ バランス推進企 業認定制度 (区民参画推進 課)	中小企業のワーク・ライフ・バランスの取組みや成果を、ワーク・ライフ・バランス推進企 業制度基準により認定します。認定企業を冊子や広報等で広くPRし、区内中小企業の取組 み意欲を喚起します。推進企業に認定するだけでなく、様々な支援サービスの提供や更新審 査等によりその質の維持・向上を図り、ワーク・ライフ・バランス社会を推進します。			
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)	
	足立区WLB認定企業の数 (単位) 社	ワーク・ライフ・バランス 推進企業として認定された 企業の数	75社 ※目標値は前年度の実績値 により増減有り	
			実績値(H27) 49社	
2-2-⑩ 男性セミナーの 実施 (区民参画推進 課)	男性セミナーを実施し、父親が子どもと共に過ごす場を提供するとともに、年齢に応じた親 子の時間を楽しむ機会を提供します。また、「子育てするパパ」同士の緩やかな繋がりを育 み、パパサークル等の構築支援を行います。 【H27実績】 男性セミナーの実施回数：9回(参加者数261人(うち保護者の参加者111人))			
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)	
	男性セミナーの ①実施回数 (単位) 回 ②参加者数 (単位) 人	男性セミナーの①実施回数 と②参加者数	① 20回 ② 500人	
			実績値(H27) ① 9回 ② 261人	
	指標1	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
		男性セミナーの満足度 (単位) %	参加者アンケートで、「満 足」又は「やや満足」と回 答した参加者の割合 (算出式) $\frac{A}{B}$ A：「満足」又は「やや満足」 と回答した参加者数 B：アンケート回答者数	満足 95% やや満足 5%
				実績値(H27) 満足 77% やや満足 10%

足立区待機児童解消アクション・プラン（平成28年度改訂版）の概要

足立区では、平成23～27年度の間、2,276人分の保育定員を拡大してきました。しかし、この間に保育需要も急速に伸びたことから、待機児童を解消するまでには至りませんでした。

平成28年8月に改定した「足立区待機児童解消アクション・プラン」（28年度～30年度）に基づき、平成30年4月までに待機児童を解消するとともに、平成30年度以降も待機児童ゼロを維持することを目指します。

改定後

【待機児童解消アクション・プラン（平成28年度改訂版）に基づく整備計画】

27年度(実績)	28年度整備	29年度整備	30年度整備
<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 5園 ・家庭的保育 14人 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 4園 ・認証保育所 2園 ・小規模保育 3園 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 10園 ・認証保育所 3園 ・小規模保育 3園 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 3園
計 485人 (改定前比-128人)	計 550人 (改定前比+125人)	計 877人 (改定前比+452人)	計180人

1,912人 定員増 (H27～H29)

平成28・29年度は施設整備を重点的に行います！！



449人の上乗せで

平成30年4月
待機児ゼロへ！

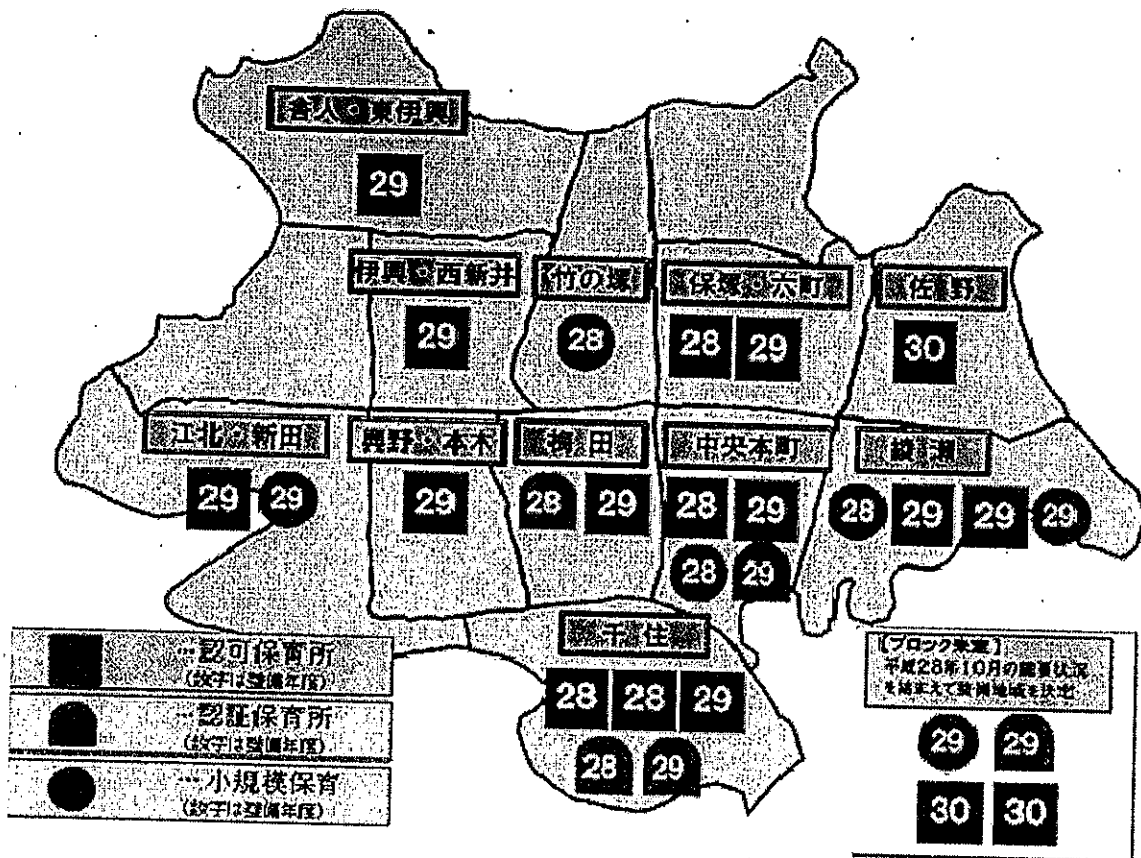
改定前

【待機児童解消アクション・プラン（平成27年度版）】

27年度整備	28年度整備	29年度整備
<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 5園 ・認証保育所 1園 ・小規模保育 2園 ・家庭的保育 15人 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 4園 ・認証保育所 1園 ・小規模保育 2園 ・家庭的保育 15人 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 4園 ・認証保育所 1園 ・小規模保育 2園 ・家庭的保育 15人
計 613人	計 425人	計 425人

1,463人 定員増 (H27～H29)

【平成 28～30 年度の新規整備地域】



【待機児童ゼロに向けた取組み（施設整備以外の様々な取組み）】

1 保育士確保・定着対策

(1) 保育士奨学金返済支援

奨学金を利用して保育士資格を取得し、区内の私立保育施設に就職した保育士の方を対象に、奨学金の返済に要した金額の一部を補助します。補助額は、1年間に返済した額の2分の1にあたる金額（年間上限10万円）で、直接保育士の方が受給できます。

(2) 保育士等住居借り上げ支援

保育事業者が、足立区内の保育施設に勤務する、採用後5年未満の常勤の保育士・看護師のための住居として、足立区内に物件を借り上げている場合、借上げに要した費用（上限一戸あたり月額8万2,000円）の8分の7を補助する制度です。

※平成27年度実績：15園、26人、計352万円交付

(3) 保育再就職セミナー・保育就職相談会

足立区内の保育施設への就労を検討している保育士・看護師の資格を有する方を対象にセミナー等を開催。

(4) その他

- ・保育士確保・定着対策の案内チラシ「足立区ってスゴイ」の配布
- ・足立区公式アプリ「アダチさん」を活用した保育士求人情報の発信など



2 多様な保育施設の利用促進

保育施設のPRや保育コンシェルジュの活用を積極的に進め、小規模保育、家庭的保育を含めた多様な保育施設の利活用につなげます。また、利用者が3歳から就学前まで安心して預けられる仕組みの構築を検討していきます。

3 認証保育所の認可化移行支援

3歳児からの受け入れ定員が不足する見込みの地域において、就学前までの持ち上がりが可能な定員を確保できることなど、一定の条件を満たす認証保育所の認可化を支援していきます。

足立区待機児童解消アクション・プランは区HPからダウンロードできます。
区のデータ・資料 > 区政運営 > 計画・報告 > 計画・指針 > 子育て・教育
※スマホ・タブレットからは右の二次元バーコードからアクセス可能です。

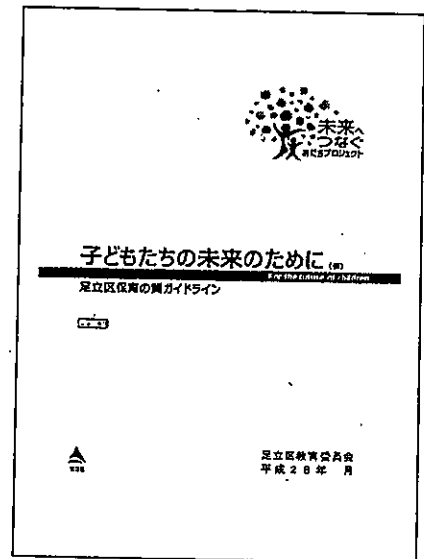


足立区教育・保育の質ガイドライン（平成29年3月策定）

『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』という基本理念の実現に向けては、教育・保育施設における「質」の向上が不可欠です。足立区では、児童福祉法、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの基本的事項に、足立区の考える教育・保育の理念を合わせたものをガイドラインとして策定し、各施設で実践してもらうことで教育・保育の質を確保します。

策定にあたっては、有識者を含めた検討会を設置し、検討を重ねました。

ガイドラインは各教育・保育施設に配布して、実践していただきます。



足立区教育・保育の質ガイドライン

- ・児童福祉法
- ・保育所保育指針
- ・幼稚園教育要領
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領

などの基本的事項

【足立区の考える保育】

- ・基本的な生活習慣の確立
- ・愛着形成の構築
- ・学びに向かう意欲の醸成など

乳児期の人格形成に重要！

自己肯定感を培い、生き抜く力を育みます。

【現状と課題】

◆児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応

- ・子育て家庭が抱える問題の背景には、保護者の状況、子どもの状況、養育環境など、複合的な要因があることが考えられ、子育て家庭の自己解決力だけでは問題を解決できず、放置すると虐待など養育困難な状態に陥る場合があります。足立区における児童虐待受理件数、児童虐待相談件数ともに年々増加傾向にあり、早急な防止対策が必要です。
- ・足立区では、養育困難改善事業として養育支援訪問や児童虐待防止啓発事業、こどもショートステイ事業を推し進めています。要支援家庭の抱える問題が複雑になるにつれて、1つの機関だけで支援を行うことが困難になります。児童虐待の防止と、早期発見を行うためには、各関係機関が持つ役割と専門性を活かしながら、必要な情報を交換し合うなど各機関が連携し、ネットワークにより児童及びその保護者等を支援していく必要があります。

◆ひとり親家庭の自立支援

足立区では「未来へつなぐあだちプロジェクト」の一環で、ひとり親家庭の支援に力を入れています。ひとり親家庭は「子育て」と「生計の維持」という2つの役割を1人で担っているため、経済的に安定しない家庭も少なくありません。ひとり親家庭は、相対的貧困率が50%を超えるという調査結果もあります。ひとり親家庭が安心して子育てを行い、自立した生活が営めるよう、手当や医療費助成を含む経済的援助、就労状況の向上などひとり親家庭に必要な情報提供をはじめ、相談・サロン事業を充実させ仲間づくりや交流のきっかけにするなど、子どもの貧困対策と連携したきめ細やかな支援の推進に努めていきます。

【施策の方向】

- 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、関係機関との緊密な連携のもと、情報の収集及び共有化を図り、地域におけるきめ細かな対応ができる体制づくりを進めます。
- 子育ての問題を地域の課題として住民が共有し、地域全体で子どもを育てる意識のもとでネットワークにより支援を進めていきます。
- ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じた子育てや生活支援、就業支援など、総合的な自立支援を行います。

【主な事業】

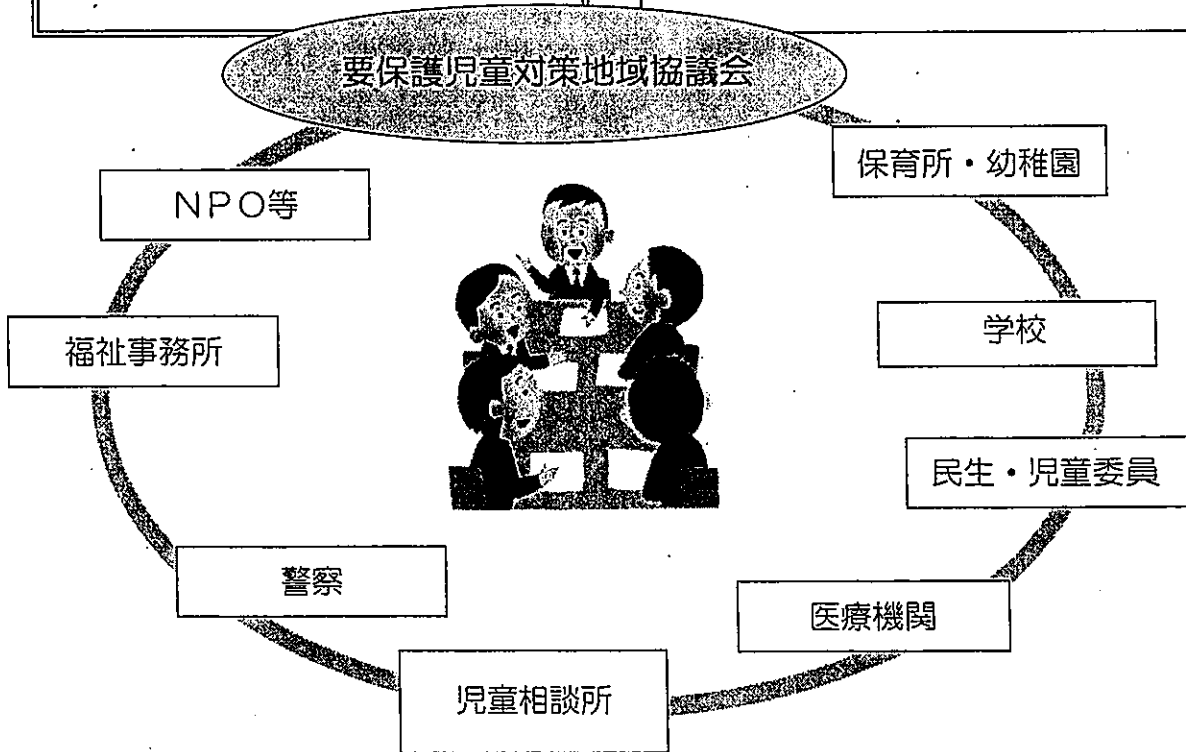
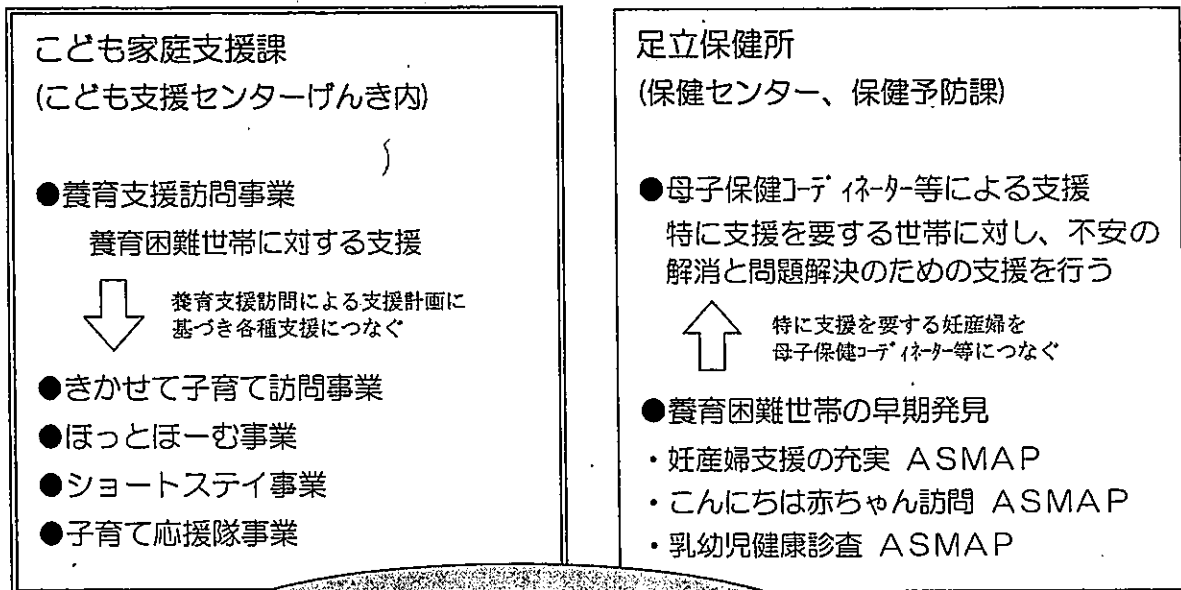
事業名	事業内容		
2-3-① きかせて子育て 訪問 (子ども支援セン ターげんき こと も家庭支援課)	出産又は育児に対する孤立感や不安感を抱えた妊婦又は未就学児のいる保護者に対し、定期的に訪問し傾聴等の支援を行います。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
	利用者数 ※H29.2月事業開始(予定) (単位)人	きかせて子育て訪問の利用者数	100人
			実績値 (H27) —
2-3-② メール配信事業 「新米ママの子 育てブログ(平成 29年度から名 称変更予定)」 (子ども支援セン ターげんき こと も家庭支援課)	初めて出産する母親が感じた子育ての悩みを、仮想の家庭のブログ調でメール配信し、育児不安への対処法や子どもの関わり方等を分かりやすく紹介します。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
	登録者数 ※H27.8月 事業開始 (単位)人	メール配信の登録者数	12,000人
			実績値 (H27) 2,464人
(子ども支援セン ターげんき こと も家庭支援課)	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
	配信内容の満足度 (単位) %	登録者アンケートで、「内容に満足している」と回答した登録者の割合 (算出式) $\frac{A}{B}$ A: 「内容に満足している」と回答した登録者数 B: アンケート回答者数	70%
			実績値 (H27) —
			—

実施事業名	事業内容		
2-3-③ 児童虐待対応 (こども支援センターげんき・こども家庭支援課)	児童、地域住民及び関係機関からの虐待通報を受け、迅速に対応します。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
	児童虐待通告受理件数 (単位) 件	こども支援センターげんきにおける児童虐待に関する通告受理件数	900 件
			実績値 (H27)
		815 件	
2-3-④ 児童虐待予防講座(子育て交流講座(NP講座、怒鳴らない子育て講座)の実施) (こども支援センターげんき・こども家庭支援課)	育児不安を抱える親の不安解消等を目的とした「子育て交流講座(NP講座)」、よりよい親子関係を学ぶ「怒鳴らない子育て講座(実践編・入門編)」を実施することで、児童虐待の未然防止を推進します。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
	①延べ参加者数 (単位) 人 ②定員に対する参加率 (単位) %	①講座への延べ参加者数 ② (算出式) $\frac{A}{B}$ A: 講座の参加者数 B: 全講座の定員数	①202 人 ②90%(*). ※202/224 人
			実績値 (H27)
		①138 人 ②79.3%(*). ※138/174 人	
2-3-⑤ 児童扶養手当 (親子支援課)	児童を養育しているひとり親等(家庭)に対して手当を支給します。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
	児童扶養手当受給者数 【低減目標】 (単位) 人	児童扶養手当の受給者数	6,400 人
			実績値 (H27)
		6,836 人	
2-3-⑥ 児童育成手当受給者数 (親子支援課)	児童を養育しているひとり親等(家庭)に対して手当を支給します。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
	児童育成手当受給者数 【低減目標】 (単位) 人	児童育成手当の受給者数	8,800 人
			実績値 (H27)
		9,118 人	
2-3-⑦ ひとり親家庭等医療費助成 (親子支援課)	児童を養育しているひとり親家庭等に対して、医療費を助成します。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値 (H31)
	ひとり親家庭等医療費助成対象世帯数 【低減目標】 (単位) 人	ひとり親家庭等医療費助成の対象世帯数	5,300 世帯
			実績値 (H27)
		5,587 世帯	

事業名	事業内容		
2-3-8 ひとり親家庭 応援メールの配信 (親子支援課)	ひとり親家庭の方向けの手当や就職・転職に関するお知らせのほか、親子で楽しめるイベント情報など様々なお知らせをメールでお送りします。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	ひとり親家庭応援メール配信 世帯数 (単位) 世帯	ひとり親家庭応援メールの 登録世帯数	2,500 世帯
			実績値(H27) 100 世帯
2-3-9 就労のための資 格取得支援 (親子支援課)	生活の自立に向けて、資格取得など就労に向けた支援を行います。		
	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
	教育訓練給付金・高等職業訓 練促進給付金支給対象者数 (単位) 名	教育訓練給付金・高等職業 訓練促進給付金の支給対象 者の数	教育訓練促進給付金 15 名 高等職業訓練促進給付金 35 名
			実績値(H27) 教育訓練促進給付金 8 名 高等職業訓練促進給付金 26 名

児童虐待防止対策の充実

全ての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期からのサービス拡充と切れ目ない支援体制の構築を図ります。



要保護児童対策地域協議会とは？

要保護児童の発見、支援、予防、保護と要支援児童やその保護者、特定妊婦への支援を連携により行うネットワーク。養育困難家庭や児童虐待を早期に発見し、各機関の連携と役割分担で子どもと家庭に早期の段階からの的確な支援を行うことを目指します。

【現状と課題】

◆ユニバーサルデザイン（バリアフリー）の推進

- ・子どもや子育て家庭が安心して気軽に出かけるためには、道路、公園、公共交通機関、公共建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、授乳やオムツ替えスペースなどの設備の充実と周知が求められます。
- ・足立区では、多くの人々が利用する道路、公園、公共建築物等の整備において、「足立区公共施設等整備基準」や「公共建築物整備基準」などを適用し、バリアフリー化だけでなく、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの整備を進めています。また、不特定多数の人々が利用する民間建築物等に関しても、「東京都福祉のまちづくり条例」や「足立区環境整備基準」等に基づき、ユニバーサルデザイン整備の適正な誘導を進めています。

◆パークイノベーションの取り組み

身近なところで安全に外遊びできる場や、自然と触れ合える場があるなど、子どもが生きる力を育むことのできる環境の整備も求められています。足立区では、公園施設の改良を計画的に進め、公園利用者の安全を確保するとともに、魅力ある地域の公園を整備していくため、パークイノベーションの取り組みを推進しています。

【施策の方向】

- 誰もが安心して外出できるよう、地域や企業等とも連携し、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるとともに、ハードだけでなく心のバリアフリーも推進していきます。
- 公園施設の適正配置や延命化により更新経費を縮減し、適切に施設を更新していくとともに、魅力ある地域の公園を整備していくため、パークイノベーションの取り組みを着実に推進していきます。

【主な事業】

事業名		事業内容		
		子ども、子育て中の方等の移動や施設の利用における利便性、安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザイン推進計画及びバリアフリー推進計画に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。		
2-4-① ユニバーサルデザイン(バリアフリー)の推進 (ユニバーサルデザイン担当課)	指標1	指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
		ユニバーサルデザイン推進計画の個別施策の評価点の平均値	個別施策のうち、次の施策の評価点の平均値。 1-①ユニバーサルデザインに配慮した歩道を整備する 1-②ユニバーサルデザインに配慮した公園を整備する 1-③ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する 1-④ユニバーサルデザインに配慮した民間施設を整備する 1-⑤放置自転車等をなくす対策を強化する	3.8
				実績値(H27)
2-4-② 赤ちゃん休憩室 (子ども政策課)	指標1	オムツ替えや授乳スペースの提供に協力していただける民間施設を増やし、気軽に外出しやすい環境をつくれます。なお、公私立認可保育園等の公共施設では、34施設(平成28年4月1日現在)に赤ちゃん休憩室を設置しています。		
		【修正前】 公私立の認可保育園等においてオムツ替えや授乳ができる場所を提供することで、気軽に外出しやすい環境をつくれます。		
		指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
民間施設における設置箇所数 (単位)箇所	民間における赤ちゃん休憩室への協力施設数	30箇所		
		実績値(H27)	15箇所	
2-4-③ 公園等遊具の安全対策 (公園管理課、みどり推進課)	指標1	専門技術者による定期点検(年1回)、管理部署による日常点検(月1回)を実施し、劣化及び摩耗が進行している遊具については補修・撤去を行い、安全な公園を提供します。		
		【H27実績(定期点検及び日常点検を実施した遊具数) 公園・児童遊園にある全遊具:2,157基		
		指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
定期点検時における、直ちにまたは3か月を目処に補修または撤去を要する遊具の数 【低減目標】 (単位)基	(算出式) $\frac{A}{B}$ A:定期点検により補修又は撤去を要すると判定された遊具の数 B:区内の全遊具数	20基(0.9%)		
		実績値(H27)	28基(1.2%)	
		※括弧内は、全遊具数に占める割合		

魅力ある地域の公園を整備していくため、パークイノベーションの取組みを推進します。		
指標名	指標の定義(算出根拠)	目標値(H31)
2-4-④ パークイノベ ションの取組み の推進 (パークイノベ ション担当課)	よく行く、または行きたい公 園がある区民の割合 (単位) % (算出式) $\frac{A}{B}$ A: 世論調査で「よく行く、また は行きたい公園がある」と答え た区民の数 B 世論調査に回答した区民 (20~40 歳代)	50.0%
		実績値(H27)